

平成 21 年

## 第 7 回美浜町議会定例会会議録

平成 21 年 9 月 7 日 開会

平成 21 年 9 月 30 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

## 平成21年第7回美浜町議会定例会会議録目次

9月7日(月曜日)第1号	
議事日程 .....	1
会議に付した事件 .....	1
会議に出欠席した議員 .....	1
説明のため出席した者の職、氏名 .....	2
職務のため出席した者の職、氏名 .....	2
開会及び開議の宣告 .....	2
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	4
報告第7号から認定議案第8号まで20件一括提案説明 .....	4
散 会 .....	13
9月9日(水曜日)第2号	
議事日程 .....	15
会議に付した事件 .....	15
会議に出欠席した議員 .....	15
説明のため出席した者の職、氏名 .....	15
職務のため出席した者の職、氏名 .....	15
開議の宣告 .....	16
町政に対する一般質問 .....	16
10番 丸田博雅君 .....	16
1 私学助成金について、再度検討の考えは。	
2 町及び各地域の防災対策の現状と課題について問う。	
(1) 各地区の自主防災組織の状況と、町との連携体制は。	
(2) 各地区における防災対策リーダーの研修育成を積極的にすべきと思うが。	
(3) 同報無線の早期設置計画は。	
(4) 町内危険箇所点検と対策状況は。	
3 旧航空標識所跡地(国土交通省大阪航空局所有)について問う。	
(1) 平成22年度より、関係機関は土地の競売の方向を示しているが、町への報告はあったのか。	
(2) 河和南部小学校駐車場として一部払い下げか、無償借り入れできないか。	
(3) 昨年、この土地の東側道路に側溝が施工されたが、排水状況が悪い。通学路でもあり、至急改良工事をすべきではないか。	
7番 千賀荘之助君 .....	24
1 職員の意識改革について。	
11番 島田昭夫君 .....	31
1 美浜町集中改革プランの平成20年度の結果について。	

- (1) 民間委託事業の推進についての成果、並びに実施困難な事業があればその内容について。
- (2) 定員管理の適正化について、この1年間の実績は計画どおりであったのか、計画どおりでなければその理由を。
- (3) 事務事業の再編、整理、廃止、統合等の成果を、具体的な事例で。
- (4) 経費削減の財政効果について、トータルの総額は。また、多大の効果があった項目とその金額等、大いにアピールしたいところがあればお聞きしたい。

2 敬老会について。

- (1) 敬老会事業に対する町の基本的な方針は。
- (2) 今年度の各地区の実態はどうか。
- (3) 来年度からの取り組みについて、町はどのように考えているのか。

4番 鈴木美代子君 ..... 38

1 介護保険の認定をめぐる問題点。

- (1) 4月からの更新認定で介護度が軽くなったり、非該当の人は何人いて、「経過措置」を希望した人は何人いたか。
- (2) 「新規認定申請者」「区分変更申請者」は「経過措置」の対象からはずされているが、美浜町の対応は。
- (3) 10月からの「見直し」による介護認定が「利用者不在」にならないよう、4月からの「新規認定申請者」も含めて考えないか。
- (4) 10月からの「見直し」新基準について、介護サービス従事者に内容の研修、説明会を開催し、現場の混乱を起さないようにすべきではないか。

2 山下町政の「行政改革優先」の問題点。

3 巡回バスのバス停の改善を。

4 新型インフルエンザの流行への対策は。

3番 山本辰見君 ..... 46

1 土砂の採掘、埋め立てに関連する監視・指導体制のしっかりとした条例の制定について。

- (1) 町長より担当部署に対して、条例制定の準備を指示されたが、具体的にどこまで進んでいるか。また、いつ頃を目標に条例を準備しているのか。
- (2) 担当部局の中で準備の会合をどのようにもっているか。また県内の他の市町村の条例など、どの程度研究しているか。
- (3) 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の知多地区の会合は、どのような位置づけで美浜町からの参加者はだれか。また会合の主たる内容はどのようなものだったか。
- (4) 現在進行形の現場8カ所の管理状況は。また写真や記録はあるか。

2 海遊祭のあり方について

- (1) 海遊祭事業と美浜町観光協会の関係は、どのようになっているのか。
- (2) 事業委託する際、事業計画の明細はあるのか。また事業完了後の報告はどのようになっているのか。
- (3) 海遊祭をどのように認識しているか。
- (4) 抜本的な見直しの時期にきているのではないか。

1 番 森川元晴君 .....	5 5
1 自然災害から「安全・安心に住める美浜町」を構築するために行政は町民に対して何を啓発 したいか。	
(1) 今町内で、自然災害（風水害）が起きた場合、行政側から見て何が心配と思われるか。	
(2) 最近の「広報みはま」に、災害に対して啓発する記事が無いと思われるが、なぜか。	
2 避難体制（通路・場所）について。	
(1) 町が定める避難通路はあるか。	
(2) 町が定めた避難マニュアルはあるか。	
(3) 避難勧告発令時の「災害時要援護者」に対して、われわれ地域住民に対して、行政は何を 期待するか。	
(4) 避難場所は受け入れ体制が出来ているのか。	
3 最近起きた美浜町内での不審者情報とその対策・対応をお聞きしたい。	
6 番 江元梅彦君 .....	6 1
1 防災対策について。	
(1) 飲料水の確保の現状は。	
(2) 総合防災訓練等を実施し、防災意識の高揚に努めるべきと考えるが。	
(3) 避難所マニュアル作成の現状は。	
(4) 職員の防災意識の確認はしているか。	
2 せせらぎ水路工事の経過について。	
散 会 .....	6 6
9月11日（金曜日）第3号	
議事日程 .....	6 7
会議に付した事件 .....	6 7
会議に出欠席した議員 .....	6 7
説明のため出席した者の職、氏名 .....	6 8
職務のため出席した者の職、氏名 .....	6 8
開議の宣告 .....	6 8
報告第7号（質疑・討論・採決） .....	6 9
報告第8号（質疑・討論・採決） .....	6 9
議案第47号（質疑・討論・採決） .....	7 1
議案第48号（質疑・討論・採決） .....	7 1
議案第49号（質疑・討論・採決） .....	7 2
議案第50号（質疑・討論・採決） .....	7 3
議案第51号（質疑・討論・採決） .....	7 3
議案第52号（質疑・委員会付託） .....	7 4
議案第53号（質疑・委員会付託） .....	7 4
議案第54号（質疑・委員会付託） .....	7 6

議案第55号（質疑・委員会付託）	7 6
議案第56号（質疑・委員会付託）	7 6
認定議案第1号から認定議案第8号まで8件一括（質疑・委員会付託）	7 7
議案第57号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 2
請願第1号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 0 3
散 会	1 0 4

9月24日（木曜日）第4号

議事日程	1 0 5
会議に付した事件	1 0 5
会議に出欠席した議員	1 0 5
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 6
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 6
開議の宣告	1 0 6
議案第58号（提案説明）	1 0 8
会期延長の件	1 0 9
議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 9
議案第53号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 0
議案第54号から議案第56号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 1
認定議案第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
認定議案第2号から認定議案第5号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 8
認定議案第6号から認定議案第8号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 2
請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 4
議会閉会中の継続調査事件について	1 2 7
散 会	1 2 8

9月30日（水曜日）第5号

議事日程	1 2 9
会議に付した事件	1 2 9
会議に出欠席した議員	1 2 9
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 9
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 9
開議の宣告	1 2 9
議案第58号（質疑・討論・採決）	1 3 0
閉 会	1 3 1

平成21年 9 月 7 日（月曜日）

第 7 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成21年9月7日（月曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第7号 専決処分事項の報告承認について

報告第8号 専決処分事項の報告承認について

議案第47号 美浜町教育委員会委員の任命について

議案第48号 訴えの提起について

議案第49号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第50号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第51号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

議案第52号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第53号 平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

議案第54号 平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

認定議案第1号 平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第2号 平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第3号 平成20年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第4号 平成20年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第5号 平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第6号 平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第7号 平成20年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第8号 平成20年度美浜町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（15名）

1番 森川元晴君

3番 山本辰見君

5番 石田秀夫君

7番 千賀莊之助君

9番 山本和久君

11番 島田昭夫君

2番 杉浦剛君

4番 鈴木美代子君

6番 江元梅彦君

8番 斎藤尚弘君

10番 丸田博雅君

12番 谷川梅太郎君

13番 山本又市君

15番 磯部輝次君

16番 家田昇君

本日の欠席議員（1名）

14番 中村清蔵君

説明のため出席した者の職、氏名（24名）

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	家田兵蔵君
総務部長	石川達男君	厚生部長	中野雅夫君
建設部長	中村安平君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	服部徹山君	水道部長	野田信之君
総務課長	神谷信行君	企画課長	初山博資君
検査財政課長	岩瀬知平君	税務課長	山森隆君
住民福祉課長	久野元嗣君	保険課長	田口信行君
健康推進課長	西川佳英君	環境保全課長	沼田和彦君
商工観光課長	大岩哲治君	農業水産課長	森川幸二君
土木課長	片岡勝君	都市計画課長	越前章君
社会教育課長	伊藤昭一君	学校給食センター所長	飯味拓次君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 森田篤君

議会係長 日比郁夫君

〔午前9時00分 開会〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、おはようございます。

平成21年第7回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただきありがとうございました。

9月に入りましたが、毎日大変厳しい残暑となっております。皆様には体調管理、万全を期していただき、この9月議会を乗り切っていただきたいと思います。

さて、新聞、テレビの報道で皆様御承知のとおり、本町議会の議員がさきの総選挙における選挙違反の容疑で逮捕、送検されることになりました。大変残念でありますし、遺憾であると思います。今後の美浜町議会としての対応は、議会運営委員会、そして議員懇談会などを開いて協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第7回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、14番 中村清蔵君の家族より欠席の届けがありました。

次に、本定例会に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

次に、監査委員より、平成21年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日は、平成21年第7回美浜町議会定例会に御出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは早速でございますが、諸般の報告をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定しました財政健全化比率及び資金不足比率につきまして、同法第3条及び22条に基づき美浜町監査委員による審査を受けましたので、お手元に配付させていただきました資料のとおり御報告させていただきます。

まず、財政健全化比率の状況について御説明させていただきます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字のため算定されませんでした。実質公債費比率につきましては11.4となり、早期健全化基準である25.0を下回りました。将来負担比率につきましても46.2となり、早期健全化基準である350.0を下回りました。監査委員による監査結果につきましては、算定は適正であるとの御意見をいただきました。

次に、資金不足比率の状況につきまして御説明させていただきます。

水道事業会計、農業集落家庭排水処理施設特別会計ともに資金不足額が発生しておりませんので、資金不足比率は算定されませんでした。監査委員による監査結果につきましては、算定は適正であるとの御意見をいただきました。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

〔降 壇〕

議長（谷川梅太郎君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番 杉浦剛君、13番 山本又市君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（谷川梅太郎君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 報告第7号 専決処分事項の報告承認についてから

認定議案第8号 平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで20件一括提案説明

議長（谷川梅太郎君）

日程第3、報告第7号、専決処分事項の報告承認についてから認定議案第8号、平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上20件を一括議題とします。

以上20件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、報告第7号、専決処分事項の報告承認についてを初め20件でございます。全議案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速提案理由の説明をさせていただきます。

初めに報告第7号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、平成21年度美浜町一般会計補正予算を歳入歳出それぞれ7,949万9,000円追加し、補正後の予算総額を69億3,209万7,000円とし、去る7月6日付にて専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるところでございます。

内容につきましては、法人町民税の還付が多額に発生したことに伴います町税過誤納還付金7,743万4,000円と還付加算金206万5,000円でございます。

次に、報告第8号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、平成21年度美浜町一般会計補正予算を歳入歳出それぞれ890万円追加し、補正後の予算総額を69億4,099万7,000円とし、去る8月25日付にて専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるところでございます。

内容につきましては、現在施工中でありますみはま奥田土地改良事業に伴い、用水路の改良工事を早期に完了するためでございます。

次に、議案第47号、美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、現教育委員 伊藤ふき子氏が9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、奥田学区在住の石田さへ子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成21年10月1日より4年間でございます。

石田さへ子氏におかれましては、高校を卒業後、名古屋市内の一般企業に入社、退職され、現在、有限会社美浜商会に入社、美浜町体育指導委員につかれています。地元の人望も厚く、本町の教育委員会委員としてふさ

わしい方でございますので、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第48号、訴えの提起についてでございますが、町所有の美浜町大字河和字西谷222番1の土地について、隣接地、美浜町大字河和字西谷4番4の土地所有者、愛知県常滑市古場町5丁目29番地、持ち分2分の1、安廣信夫、同所持ち分2分の1、安廣和子両名は、塗料を塗布し、ポール立て用の器物を設置するなどをしたため、その撤去を求めましたが、土地の所有を主張し、撤去の求めに応じないので、当該土地について美浜町所有であることの確認を求め、名古屋地方裁判所半田支部に境界確定の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第49号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、本町も加入いたしております愛知県市町村職員退職手当組合の構成団体であります春日町を平成21年9月30日をもって脱退させ、また、海部地区休日診療所組合が海部地区急病診療所組合に平成21年10月1日をもって名称変更されることに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、関係市町村の議会の議決が必要なためお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年10月1日から施行するものでございます。

次に、議案第50号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、西春日井郡春日町が清須市と合併することに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合から春日町を平成21年9月30日をもって脱退させ、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係市町村の議会の議決が必要なためお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年10月1日から施行するものでございます。

次に、議案第51号、土地改良事業に伴う字の区域の変更についてでございますが、県営農村活性化住環境整備事業みはま地区の換地処分を行うため、字区域の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、従前の字区域を新しい字区域に改め、換地処分の公告があった日の翌日から変更することについて愛知県知事に届け出るに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第52号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として4万円引き上げ、「35万円」を「39万円」と改正するものであります。

なお、施行日につきましては、平成21年10月1日から施行するものでございます。

次に、議案第53号、平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億9,551万5,000円を追加し、補正後の予算総額を71億3,651万2,000円とするものでございます。

第2条におきましては、臨時財政対策債の額の確定などにより地方債を変更するものでございます。

歳出予算の内容でございますが、2款総務費におきましては、新型インフルエンザ対策といたしまして、マスク及び消毒液の購入、備蓄に必要な経費を計上させていただきました。また、愛知県緊急雇用事業を活用し、防犯灯等の台帳を整備させていただき経費を計上いたしました。基金費におきましては、前年度繰越金を財源として、財政調整基金及び愛知用水二期事業基金積立金を積み立てさせていただきました。徴税費におきましては、町内企業の決算状況から今後見込まれる町税還付金を計上させていただきました。

3款民生費におきましては、国の第1次補正予算により給付されます子育て応援特別手当に係る経費を計上させていただきました。また、国民健康保険におきまして、出産育児一時金が特別措置により増額されたことに伴

います一般会計からの負担金につきましても計上させていただきました。

4款衛生費におきましては、住宅用太陽光発電普及促進補助金につきまして、申請者の増により追加計上させていただきます。また、愛知県緊急雇用事業を活用し、不法投棄パトロール、ごみ集積場監視指導などを業者委託する経費につきましても計上させていただきます。

6款農林水産業費におきましては、県緊急雇用事業を活用し、農家台帳を整備するための経費及び農業振興事業として施設園芸農家が省エネルギー化を推進するための整備補助を計上させていただきました。また、農業用施設維持補修事業として、農道などの農業用施設の維持補修に必要な原材料費を計上するとともに、河和地内、小田・亀ヶ坪池転落防止フェンス取りかえ工事に要する経費についても計上させていただきます。さらに、農村交流施設整備事業として、濁水対策として山王川に沈砂池を設置するための事業に係る負担金を追加計上するとともに、県営農村活性化住環境整備事業につきましては、契約に伴う工事事業費の減による負担金の減額補正を計上させていただきます。

7款商工費におきましては、商工業振興資金保証料補助金について申し込みの増により追加計上させていただきます。

8款土木費におきましては、土木費といたしまして、道路維持修繕事業、排水路維持修繕事業について整備促進のため追加計上させていただきます。また、河川維持事業として、大雨により決壊した青山川の堤体の改修に要する経費を計上させていただきます。また、奥田儀路地内におきまして、御寄附をいただいた道路用地にかかわる測量、分筆登記に係る経費及び排水路設置経費につきましても計上させていただきます。都市計画費といたしましては、民間木造住宅耐震診断費補助金につきまして、申し込みの増により追加計上させていただきます。また、町営住宅の長寿命化計画を策定するための経費につきましても計上させていただきます。

9款消防費におきましては、県道拡幅工事に伴い実施する役場駐車場内の防火水槽設置工事について、わき水対策に必要な経費について計上させていただきます。

10款教育費におきましては、町内の4小学校に残存する焼却炉を処理するための環境調査委託料を計上させていただきます。また、子供のためにと御寄附をいただいた寄附金を財源として児童用図書を購入させていただく費用も計上させていただきます。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、10款地方交付税におきまして、普通交付税額の決定により差額を計上させていただきます。

14款国庫支出金におきましては、子育て応援特別手当交付金及び同特別手当事務取扱交付金、民間木造住宅耐震診断費補助金、町営住宅整備費補助金でございます。

15款県支出金におきましては、省エネルギー化推進産地整備事業補助金、民間木造住宅耐震診断費補助金、愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金でございます。

17款寄附金におきましては、図書館費寄附金でございます。

18款繰入金におきましては、20年度老人保健特別会計及び介護保険特別会計の精算による繰入金の増と、財源調整に伴う財政調整基金及び減債基金の繰入額の減でございます。

19款繰越金におきましては、前年度繰越金でございます。

20款諸収入におきましては、適正化事業交付金でございます。

21款町債におきましては、臨時財政対策債など起債額の決定に基づく増減を計上いたしました。

次に、議案第54号、平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ187万2,000円を追加し、補正後の予算総額を23億8,892万7,000円とするものでございま

す。

予算の内容でございますが、歳出におきましては、高齢者医療制度の改正等に伴うシステム改修費及び高額療養費特別支給金、健康保険法施行令等の一部改正による出産育児一時金の増、過年度分精算による国庫支出金の返還金を計上いたしました。

歳入におきましては、高齢者医療制度、健康保険法施行令等の改正による国庫補助金の増、一般会計繰入金金の増、財政調整基金繰入金金の減を計上いたしました。

次に、議案第55号、平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ866万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1,024万円とするものでございます。

予算の内容でございますが、歳出におきましては、平成20年度分精算による支払基金等への償還金及び一般会計への繰出金を計上いたしました。

歳入におきましては、平成20年度分精算による支払基金交付金、国・県負担金の増及び前年度繰越金を計上いたしました。

次に、議案第56号、平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5,556万9,000円を追加し、補正後の予算額を12億5,999万5,000円とするものでございます。

予算の内容でございますが、歳出におきましては、平成20年度の精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への償還金、一般会計への繰出金及び本年度の基金利子による基金積立金を計上しました。

歳入におきましては、基金利子の利率減による財産運用収入の減、前年度繰越金を計上いたしました。

次に、認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、その概要を1,000円単位で御説明申し上げます。

歳入総額74億3,904万7,000円に対し、歳出総額は71億5,677万8,000円で、歳入歳出差引残額は2億8,226万9,000円となりました。また、平成21年度に繰り越した事業に係る財源2,819万9,000円を除いた実質収支額につきましても2億5,407万円の黒字となりました。

歳入決算の主な内容でございますが、まず町税におきましては、前年対比4.4%増の36億1,206万4,000円となりました。

税目別に見ますと町民税が8.3%、固定資産税が1.6%、軽自動車税が3.0%、都市計画税が1.1%、入湯税が30.4%の増収となり、町たばこ税が4.8%の減収となりました。

町民税の増加した理由におきましては、個人については納税者数の増によるもので、法人におきましては前年度実績による中間申告において予定納税が増となったことによるものでございます。

固定資産税、都市計画税の増におきましては、土地価格の下落が続いているものの、新築及び増改築の増、償却資産における新規資産の投資による増により全体として増となったものでございます。

軽自動車税については、緩やかな増加傾向が数年にわたり続いており、平成20年度においても同様の傾向にございます。

入湯税におきましては、入湯客の増によるものでございます。

地方譲与税は、総額で1億2,137万8,000円交付され、前年対比2.0%の減となりました。

利子割交付金は、前年対比3.4%減の1,632万8,000円交付されました。

配当割交付金におきましては、上場株式の配当等について、県税として納付された金額の一定割合が市町村に交付されるもので、46.6%減の767万6,000円交付されました。

株式等譲渡所得割交付金におきましては、株式の譲渡による所得等に対する県税の一定割合が市町村に交付されるもので、77.9%減の257万2,000円交付されました。

地方消費税交付金におきましては、地方消費税を各都道府県間で精算し、その額の50%が人口等により案分され市町村に交付されるもので、前年対比6.5%減の2億875万円交付されました。

ゴルフ場利用税交付金は、前年対比5.7%減の3,325万円交付されました。

自動車取得税交付金は、前年対比12.0%減の1億807万6,000円交付されました。

地方特例交付金は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、平成18年度及び平成19年度に児童手当が拡充されたことに伴う地方特例交付金と、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収補てん特例交付金、及び恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんする減収補てん特例交付金の廃止に伴い経過措置として交付される特別交付金に加え、道路特定財源の暫定税率の失効期間、平成20年4月分における地方公共団体の減収を全額補てんするため、平成20年度限りの措置として交付された地方税等減収補てん臨時交付金から成り、前年対比98.6%増の3,834万3,000円交付されました。

地方交付税におきましては、前年対比15.1%増の9億7,710万2,000円交付されました。増額の主な理由は、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費として、新たに地方再生対策費が創設され、地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額に加えられたことによるものです。

交通安全対策特別交付金におきましては、前年対比8.9%減の428万6,000円交付されました。

分担金及び負担金におきましては、前年対比7.0%減の1億3,051万4,000円となりました。

使用料及び手数料におきましては、前年対比6.7%増の9,643万2,000円となりました。

国・県支出金におきましては、前年対比0.4%増の6億6,872万8,000円となりました。

財産収入におきましては、16.3%増の2,294万8,000円となりました。

寄附金におきましては、前年対比3.0%増の383万5,000円となりました。

繰入金におきましては、前年対比8.3%増の5億8,679万7,000円を繰り入れました。繰入金の主なものは、財政調整基金を初めとする各種基金の繰入金5億6,492万7,000円、介護保険特別会計繰入金1,074万8,000円でございます。

繰越金におきましては、前年対比45.6%減の1億7,860万2,000円となりました。

諸収入は、13.3%減の2億7,023万8,000円となりました。

町債におきましては、総額では9.3%増の3億5,112万8,000円となりました。その内容につきましては、臨時財政対策債が2億3,902万8,000円、保育所施設整備事業債4,320万円、海岸保全施設整備事業債が3,010万円、校舎等地震補強事業債3,240万円などでございます。

次に、歳出についてでございますが、細部にわたる歳出の見直しを行い、経常経費の削減を図ってまいりましたが、保育所建設の増などにより前年対比0.4%、3,184万2,000円増となりました。

歳出決算の主な内容でございますが、款の順に申し上げますと、2款総務費におきましては、人事管理事業、巡回バス運行事業、交通安全施設及び防犯灯施設整備事業などがございます。

定額給付金支給事業費におきましては、一部の事務費を除き、翌年度に繰り越しいたしました。

3款民生費の社会福祉総務費におきましては、社会福祉協議会への各種委託料及び補助金のほか、戦没者遺族慰労事業、社会を明るくする運動推進事業などに支いいたしました。

老人福祉費におきまして、高齢者能力活用推進事業、老人保護措置事業、敬老事業、保養センター日帰り利用事業などに支いいたしました。

障害者福祉費におきまして、相談支援事業、地域生活支援事業、町障害者福祉手当、障害福祉サービス費、地域生活支援事業費などに支出いたしました。

福祉医療費におきまして、後期高齢者医療費、障害者医療費、子供医療費、母子家庭医療費の助成、後期高齢者医療事業などを行いました。

児童福祉費におきまして、児童手当支給、保育所運営事業、児童館運営事業、子育て支援センター運営費などに支出したほか、奥田保育所の増築工事を実施いたしました。

子育て応援特別手当支給事業費におきましては、一部の事務費を除き、翌年度に繰り越いたしました。

次に、4款衛生費におきましては、合併処理浄化槽の補助などの環境対策事業、指定ごみ袋事業、知多南部衛生組合分担金、精神障害者居宅生活支援事業、在宅当番医制及び病院群輪番制による救急医療対策事業、病院施設整備補助事業などの健康推進事業、各種予防接種、がん検診委託料などの予防事業、妊婦乳児健康診査、4ヵ月、1歳6ヵ月、3歳児健康診査、乳幼児歯科健診などの保健対策事業などに支出いたしました。

5款労働費におきましては、勤労者住宅資金融資制度預託金、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などに支出いたしました。

6款農林水産業費のうち農業総務費におきましては、産業まつり補助金などに支出いたしました。

農業振興費におきましては、農用地利用組合等の農業団体育成事業、水田農業構造改革対策事業、省エネルギー推進産地整備補助事業などに支出いたしました。

畜産業費におきましては、畜産団体連合会補助金、死亡牛BSE検査等費用助成などに支出いたしました。

農地費におきましては、愛知用水二期事業負担金、農業用施設維持修繕工事などに支出いたしました。

土地改良費におきましては、農業集落家庭排水処理施設特別会計繰出金、土地改良補助工事、農村振興総合整備事業負担金、農地・水・環境保全向上対策事業などに支出いたしました。

農地開発費におきましては、県営ほ場整備事業補助金、土地改良区補助金、農村交流施設整備事業負担金などに支出いたしました。

林業総務費におきましては、森林空間整備事業、森林病虫害防除事業などに支出いたしました。

水産業総務費及び水産振興費におきましては、漁業近代化資金利子補給補助金、築いそ造成改良事業補助金、荷さばき場整備事業補助金、アサリ稚貝放流事業補助金、漁場改良事業補助金などに支出いたしました。

漁港管理費におきましては、河和漁港しゅんせつ工事、上野間漁港防潮水門改修工事、上野間漁港改修工事などに支出いたしました。

7款商工費のうち商工振興費におきましては、商工業振興資金融資制度預託金、商業団体育成事業、産業会館修繕工事などに、観光費におきましては、海遊祭事業、観光施設等維持管理事業、食と健康の館運営事業などに支出いたしました。

8款土木費のうち道路橋梁総務費におきましては、道路台帳加除業務委託料等に支出いたしました。

道路維持費におきましては、道路維持修繕工事、緊急道路維持修繕、後退買収用地整備事業、通学路安全対策事業などに支出いたしました。

道路新設改良費におきましては、道路改良・舗装工事を初め道路用地購入事業、阿原橋改築工事負担金などに支出いたしました。

河川維持費におきましては、河川等清掃委託料、準用河川等維持修繕工事などに支出いたしました。

排水路維持費におきましては、排水路を初めとする排水路緊急維持修繕などに支出いたしました。

排水路新設改良費におきましては、和田排水路を初めとする排水路新設改良工事等に支出いたしました。

港湾管理費におきましては、海岸飛砂対策等に支出いたしました。

都市計画総務費におきましては、都市計画基本図作成業務委託料、耐震改修促進計画作成委託料等に支出いたしました。

緑化推進費におきましては、花いっぱい推進用原材料などに支出いたしました。

土地区画整理費におきましては、美浜柿谷特定土地区画整理事業補助金などに支出いたしました。

都市下水道費におきましては、石畑都市下水道改良工事、都市下水道施設修繕などに支出いたしました。

公園管理費におきましては、親水施設改良工事を初めとする公園整備工事、公園施設修繕などに支出いたしました。

住宅管理費におきましては、町営住宅維持修繕工事などに支出いたしました。

9款消防費のうち、常備消防費におきましては、知多南部消防組合分担金に支出いたしました。

非常備消防費におきましては、消防団の運営などに支出いたしました。

消防施設費におきましては、消防車両及びポンプ購入事業、消火栓新設・修理負担金などに支出いたしました。

水防費におきましては、防潮樋門操作維持修繕事業などに支出いたしました。

災害対策費におきましては、デジタル同報無線調査設計業務委託料、県防災行政無線運営協議会負担金、ケーブルテレビ緊急告知放送加入助成金などに支出いたしました。

10款教育費のうち事務局費におきましては、派遣指導主事負担金、幼稚園就園奨励費補助金などに支出いたしました。

義務教育振興費におきましては、日本スポーツ振興センター負担金、児童・生徒競技大会派遣費補助金、外国人英語講師派遣委託料などに支出いたしました。

小学校管理費におきましては、河和小学校渡り廊下耐震補強工事を初めとする施設整備事業、維持管理事業、備品購入事業などに支出いたしました。

教育振興費におきましては、教材を初め、パソコン借上料、図書館用図書購入、スクールバス運営事業などに支出いたしました。

中学校管理費におきましては、学校の維持管理費用を初め、河和中学校耐震補強工事を初めとする施設整備事業、維持管理事業、備品購入事業などに支出いたしました。

教育振興費におきましては、教材を初め、パソコン借上料、図書館用図書購入、野外教育活動補助事業などに支出いたしました。

社会教育総務費におきましては、各種団体への補助金、家庭教育推進事業、成人式挙行事業、生涯学習推進事業、文化振興事業などに支出いたしました。

公民館費におきましては、公民館指定管理委託料、河和南部公民館トイレ改修工事を初めとする施設整備事業などに支出いたしました。

文化財保護費におきましては、河和城跡保存事業、文化祭・芸能祭負担金、民踊まつり負担金などに支出いたしました。

図書館費におきましては、図書購入を初めとする施設整備事業及び運営に係る経費などに支出いたしました。

保健体育総務費におきましては、スポーツ団体への補助金、学校体育施設スポーツ開放事業、町民大会事業、生涯スポーツ推進事業などに支出いたしました。

体育施設費におきましては、総合公園グランドナイター修繕工事を初めとする施設整備事業、管理運営事業な

どに支出いたしました。

学校給食センター運営費におきましては、蒸気管等敷設替工事を初めとする施設整備事業、維持管理事業、賄材料費などに支出いたしました。

12款公債費におきましては、義務教育施設整備事業、総合公園整備事業等々に係る長期借入の元利償還金を支出いたしました。

なお、各項目においては御説明いたしませんでしたが、国の補正予算を活用し、経済危機対策として予算計上させていただきました。保育所・公民館防水工事、河和港観光総合センター改修工事、北方排水路新設改良工事、小学校校舎耐震補強、体育館修繕工事の各事業につきましては、平成20年度に設計委託し、平成21年度に繰り越し事業として実施させていただいておりますのでよろしく申し上げます。

次に、財政分析について申し上げます。

財政力指数は0.78と前年度より0.01の増、経常収支比率は93.7%と前年度より2.7%の減となりました。また、公債費比率につきましても、償還額の減少により前年度より1.4%減の13.0%となりました。財政力指数、公債費比率、経常収支比率、いずれの指標におきましても向上、改善しましたが、経常収支比率につきましては、依然として90%を超えており、今後も行財政改革を継続し、経費全般について徹底した節減を図りながら行財政の運営に努めていく所存でございますのでよろしく申し上げます。

以上が平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、認定議案第2号、平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額24億9,489万円、歳出総額22億6,998万4,000円で、歳入歳出差引額2億2,490万6,000円の黒字となりました。

決算の主な内容でございますが、歳入におきましては、国民健康保険税6億3,216万6,000円、国庫支出金4億7,566万円、療養給付費交付金1億7,406万1,000円、前期高齢者交付金5億5,603万2,000円、共同事業交付金2億4,985万8,000円、繰越金2億822万4,000円となりました。

歳出におきましては、療養諸費14億610万8,000円、高額療養費1億5,620万8,000円、後期高齢者支援金等2億6,076万9,000円、老人保健拠出金4,800万5,000円、介護納付金1億1,506万1,000円、共同事業拠出金2億1,380万円を支出いたしました。

今後とも増大する医療費の動向を見きわめながら、国保事業の健全な運営をすべく努力してまいりたいと思っております。

次に、認定議案第3号、平成20年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、老人保健法に基づきまして、満75才以上の老人及び満65歳以上75才未満の政令で定める程度の障害のある方に対しまして必要な医療の給付を行ってまいりましたが、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されましたので、平成20年度におきましては、再審請求や請求おくれのものに対する必要な医療の給付を行ったものでございます。

歳入総額1億8,576万7,000円、歳出総額1億8,398万5,000円で、歳入歳出差引額178万2,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、老人保健法に定められた負担率により、社会保険診療報酬支払基金交付金、国庫支出金、県・町がそれぞれ負担するものであります。

歳出におきましては、医療諸費1億7,391万5,000円が主なものであります。

次に、認定議案第4号、平成20年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます

が、本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から創設されたもので、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害を有し、加入を希望した人に対しまして必要な医療の給付が受けられるよう各種手続の受理、保険料の徴収等を行ったものでございます。

歳入総額 1 億8,316万4,000円、歳出総額 1 億8,288万9,000円で、歳入歳出差引額27万5,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、被保険者から納付されました後期高齢者医療保険料 1 億5,069万8,000円、一般会計からの繰入金3,098万2,000円であります。

歳出におきましては、納付されました保険料等を広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金 1 億7,909万9,000円が主なものであります。

次に、認定議案第 5 号、平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、満65歳以上の 1 号被保険者及び満40歳以上65歳未満で特定疾病により介護の状態にある方に対しまして、介護の給付を行ったものでございます。

歳入総額11億8,187万1,000円、歳出総額11億2,622万9,000円で、歳入歳出差引額5,564万2,000円の黒字となりました。

この主なものは、国・県からの負担金及び一般会計からの繰入金の超過分でありまして、平成21年度に精算されるものでございます。

歳入の主なものは、第 1 号被保険者から納付していただきました介護保険料、社会保険診療報酬支払基金交付金、国・県からの支出金及び一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なものは、介護サービス費、介護予防サービス費、介護予防事業費、包括的支援事業費でございます。

次に、認定議案第 6 号、平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,572万9,000円となりました。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、基金運用収入37万6,000円、土地売払収入 5 件で1,781万8,000円、用地購入のため基金よりの借入金753万5,000円でございます。

歳出におきましては、公有財産購入費 4 件で753万5,000円、土地開発基金繰入金37万6,000円、土地開発基金償還金1,781万8,000円を支出いたしました。

次に、認定議案第 7 号、平成20年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに2,950万9,000円となりました。その主な内容でございますが、歳入におきましては、加入戸数91戸分の集落排水施設使用料311万6,000円、一般会計繰入金2,613万4,000円でございます。

歳出につきましては、一般管理費560万5,000円、施設整備費の処理場施設工事費に516万6,000円、施設維持管理費のうち、処理施設保守管理委託料、管路施設点検清掃委託料に490万9,000円、公債費に1,144万7,000円を支出いたしました。

次に、認定議案第 8 号、平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてでございますが、業務量におきましては、給水人口 2 万3,970人、給水戸数8,487戸、年間の総受水量324万364トンで、前年度対比 1 万5,430トンの減となりました。年間の総有収水量は306万7,294トンで、前年度より 1 万9,427トンの減、有収率は94.7%で、前年度より0.1%の減となりました。

次に、収益的収支の収入につきましては、決算額 5 億2,046万8,000円、支出におきましては 5 億1,584万1,000円で、収支差し引きは462万7,000円となりますが、事業収益には資本的収支及び棚卸し資産購入費の消費税が含

まれておりますので、それを差し引きますと当年度は純利益61万2,000円となりました。

利益剰余金処分案として減債積立金に5万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金として5,607万8,000円を予定しております。

次に、資本的収支の収入におきましては737万6,000円、支出におきましては1億3,017万3,000円となり、収支の不足額1億2,279万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしました。

なお、主な事業といたしましては、娯楽橋水管橋架設替工事及び配水管整備事業でございます。

以上、全議案お認めいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす9月8日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、あす9月8日は休会することに決しました。

来る9月9日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前10時08分 散会〕



平成21年 9 月 9 日（水曜日）

第 7 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成21年9月9日(水曜日) 午前9時00分 開議

議事日程(第2号)

日程第1 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程と同じにつき省略)

本日の出席議員(15名)

1番	森川元晴君	2番	杉浦剛君
3番	山本辰見君	4番	鈴木美代子君
5番	石田秀夫君	6番	江元梅彦君
7番	千賀莊之助君	8番	斎藤尚弘君
9番	山本和久君	10番	丸田博雅君
11番	島田昭夫君	12番	谷川梅太郎君
13番	山本又市君	15番	磯部輝次君
16番	家田昇君		

本日の欠席議員(1名)

14番 中村清蔵君

説明のため出席した者の職、氏名(24名)

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	家田兵蔵君
総務部長	石川達男君	厚生部長	中野雅夫君
建設部長	中村安平君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	服部徹山君	水道部長	野田信之君
総務課長	神谷信行君	企画課長	初山博資君
検査財政課長	岩瀬知平君	税務課長	山森隆君
住民福祉課長	久野元嗣君	保険課長	田口信行君
健康推進課長	西川佳英君	環境保全課長	沼田和彦君
商工観光課長	大岩哲治君	農業水産課長	森川幸二君
土木課長	片岡勝君	都市計画課長	越前章君
社会教育課長	伊藤昭一君	学校給食センター所長	飯味拓次君

職務のため出席した者の職、氏名(2名)

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、おはようございます。

数日前から大変いい天気が続いて、すがすがしい秋晴れが続いております。そうした中、きょうは一般質問ということで、傍聴人の方もたくさんおいでいただきまして、ありがとうございます。傍聴人の方は、携帯電話を切るか、またはマナーモードにさせていただいて、私語は慎んでいただきますようお願いいたします。また、議員もしっかり質問いたしますし、執行部側も頑張って答弁していただければと思いますので、最後まで傍聴をお願いいたします。

さて、本町議会の議員が、さきの総選挙における公職選挙法違反の容疑で逮捕・送検されましたことは、新聞・テレビの報道で皆様御存じのことと思いますが、議長として非常に残念で、遺憾なことであると思っております。このように世間をお騒がせしていることについて、美浜町民並びに関係者に対し、美浜町議会を代表して深くおわびを申し上げます。

今後の美浜町議会としての対応につきましては、議会運営委員会において協議した結果、直ちに議員辞職勧告決議案を提出すべきという意見もありましたが、現在、検察庁で捜査が行われている段階でありますので、その推移を見守りたいとの方針になりました。今後、検察庁の判断が出ましたら、議会として適切な判断をとっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、14番 中村清蔵君の家族より欠席の連絡がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 町政に対する一般質問

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等すべての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

最初に、10番 丸田博雅君の質問を許可します。丸田博雅君、質問してください。

〔10番 丸田博雅君 登壇〕

10番（丸田博雅君）

おはようございます。

トップバッターをお願いいたします。議長の許可がありましたので、あらかじめ議長あてに提出いたしました一般質問通告書に基づいてお伺いをいたします。

今回の衆議院選挙の結果、社会の流れが変わろうとする中、地方自治体もいま一度検討の必要があると思いますが、いずれにしても、町のため、町民のために今何をし、今後どうすべきかを真剣に取り組んでいかなければ、安心・安全な住みよいまちづくりはとてもほど遠いものになってしまうと思います。また、将来ある子供たちの

ためにも、関連した質問をいたします。

1 番目です。私学助成金について再度検討の考えは。

21年度予算で大変財政の厳しい中、各助成金等の見直しがされました。私学助成金もその一つで、先般の6月議会一般質問において見直し提案がありましたが、現段階では難しいとの回答でした。しかし、その後、関係者の方や各方面から強い要望の話を聞き、今回再度検討をお願いするものであります。町長の考えをお聞かせください。

2 番目、町及び各地域の防災対策の現状と課題について、お伺いをいたします。

1959年（昭和34年）9月26日午後6時、当地方を襲った伊勢湾台風は894ヘクトパスカル、超一級の台風で、東海地方の死者は5,000人を超しております。大変大きな被害を受けてから、ことしてちょうど50年になります。まだこの地方では影響が少なかったとはいえ、記憶に新しい阪神・淡路大震災、新潟中越地震は、被害の恐ろしさを目の当たりにしました。そして、我々地方にもいつ起こってもおかしくない状況にあると思われる東海・東南海・南海地震の予想される規模と被害は想像を絶するものがあります。「みずからの生命と財産はみずからで守る」を基本に、地域と町が一体となり、日ごろから対策に取り組む必要があり、次の4項目についてお伺いをいたします。

1. 各地区の自主防災組織の状況と町との連帯体制はどうなっていますか。
2. 各地域における防災対策リーダーの研修・育成を積極的にすべきと思いますが、どうでしょうか。
3. 同報無線の早期設置計画はどうなっておりますか。
4. 町内の危険箇所の点検と対策状況をお知らせください。

次に、大きな3番目であります。旧航空標識所跡地についてお伺いをいたします。

去る5月21日の中日新聞知多版に大きく取り上げられた「4.3ヘクタールなぞの空き地、かつて海軍施設、町の総合公園計画も」との大きな見出しで報道された土地は、豊丘の河和南部小学校の隣で、現在、有刺鉄線に囲まれたなぞの空き地です。いろんな経過をたどり、80年に地域の要望を受けて、町が一部の用地を買い取り、河和南部小の体育館とプールをつくりました。その後、総合公園計画案も、当時の運輸省との用地売却が折り合わず、幻のものとなったと聞いております。新聞報道によると、所有者である国土交通省大阪航空局は、早ければ来年度にも競争入札で売却するそうですが、次の項目について質問します。

1. 平成22年度より、関係機関は土地の競売の方向を示しているが、町への報告等ありましたか。
2. 河和南部小学校駐車場として、一部の払い下げが無償借入れはできないでしょうか。

3 番目、昨年、この土地の東側道路に側溝が施工されましたが、排水状況が大変悪い。通学路でもあり、至急、改良工事をするべきではないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

改めまして、皆様、おはようございます。また、傍聴席の皆様、大変ありがとうございます。

今回は議会より7人の一般質問を受けております。私ども執行部といたしましても、誠心誠意答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、丸田博雅議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初に、私学助成について再度検討の考えはについての御質問でございますが、美浜町は、今、厳しい財政状

況に置かれておりました、平成17年度に策定し、平成21年度までの5年間で実施する美浜町集中改革プランの完全実施に向け、職員一丸となって取り組んでおります。これらの継続した取り組みにより、その成果を見ることができるようになったと思っております。

平成21年度予算は、町が直面する政策課題を中心に施策を見直し、限られた財源をどう配分すれば美浜町の将来像の実現に結びつく成果を上げることができるかという視点に立って、必要なものは必要とし、欲しいものと必要なものは違うということを理解して、抜本的に見直しを図り、真に必要な事業を厳選し、編成させていただきました。

さて、御質問の私立高等学校授業料補助金につきましては、集中改革プランで補助金・交付金の見直しをすることとなっております、補助金全体の見直しをいたしました結果、やむなく廃止となったものでございます。

町といたしましては、今後も行政改革を一層推進しなければならない状況であることは、丸田議員も御承知のことと思っております。行政改革は重い決断をしなければとてもできないことであります。また、今まで行ってまいりました行政改革を後戻りさせることはできません。しかし、重い決断で行った改革ではあります、見直しをすることも時には必要なこともあります。

新聞等の報道によりますと、高等学校の学費が払えなくて困っている方が増加し、さらにやむなく退学された方も増加しているとお聞きいたしております。こうしたことから判断いたしまして、御質問の私立高等学校授業料補助金につきましては、来年度の編成に向けて見直すことが必要であると考えていますので、よろしくお願いたします。

次に、町及び各地区の防災対策の現状と課題についてを問うの第1点目、各地区の自主防災組織の状況と町との連携体制についての御質問でございますが、現在18地区の自主防災組織があり、活動として、毎年、防災倉庫の点検、防災組織の見直し並びに防災訓練を実施していただいております。

また、町といたしましても、防災倉庫保管資機材につきましては、必要な資機材の整備・充実を図るため購入費の補助を行うとともに、防災訓練におきましても地震体験車の借り上げ、また初期消火訓練、消火栓の使用指導、負傷者救助訓練等のため消防署員、消防団、保健師等の職員の派遣を行い、自主防災組織との連携を密にし、町としてできるだけの支援をさせていただいております。

2点目の、各地区における防災対策リーダーの研修・育成を積極的にすべきとの御質問でございますが、防災対策リーダーの育成は、防災対策の重要な位置をなすものと私どもも認識をいたしております。当町におきましても、今後、地域の防災まちづくりを推進していく中、各地区における防災対策リーダーの育成に努めていきたいと考えています。

また、平成18年度より愛知県が開講しています、防災まちづくりを実践する団体の支援者を養成する「防災まちづくりアドバイザー育成講座」へも、多くの住民の方々が参加していただけるよう区長会等に参加の呼びかけを行うとともに、町広報や町ホームページへの掲載による啓発を行い、一人でも多くの住民の方々へ情報提供できるよう努めてまいりたいと考えています。そして、このことが地域の防災対策リーダーを育成することにつながるものと期待をしております。

3点目の、同報無線の早期設置計画はとの御質問でございますが、同報無線の必要性については過年度より検討してまいっており、平成20年度には調査設計業務費をお認めいただき、検討を進めてまいっておりますが、設置費用、メンテナンスに要する維持管理費等が非常に高額であり、これらの対応を整理した中、一年でも早く設置できますよう研究を重ね努力をしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

4点目の、町内危険箇所点検と対策状況についての御質問でございますが、危険箇所点検調査は、県において

順次実施されています。地すべり防止区域におきましては、地すべり対策工事関連の地質調査等を現在進めていただいております。土砂災害危険箇所におきましては、9カ所の調査を実施していただいております。調査結果については、地域の住民及び地権者の方々に結果報告等の説明会の開催を予定をしています。また、平成19年度の調査区域について、新たに土砂災害警戒区域の特別警戒区域に今年度10地区が指定をされました。急傾斜地崩壊危険区域につきましては、平成19年度までに対策事業を完了しております。これらの危険箇所につきましては、県と町におきまして計画的に調査・実施を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

旧航空標識所についての1点目、旧航空標識所跡地の競売の方法について町への報告等はあったかについてでございますが、旧航空標識所跡地については、昭和55年1月30日付で地元南部小学校学区会から美浜町長あてに陳情書が提出されており、それを受けて、昭和55年2月に学校体育館、児童館用地として運輸省大阪航空局に払い下げを要望いたしました。その結果、昭和56年に南部小学校体育館の改築のため一部払い下げを受けましたが、残りの遊休地については、財政状況が好転すれば購入したいと回答いたしております。その後も数回にわたり照会がありましたが、平成19年に岡崎航空監視レーダー所長と協議を行い、町として利用目的もないので、国において自由に処分しても構わない旨を報告いたしております。現在は、国が一般競争入札での売却準備を進めていると承知いたしております。

2点目の、河和南部小学校駐車場として払い下げが無償借入できないかについての御質問ですが、国の方針が時価での売却ということであり、無償での借入はできませんでした。また、時価での購入につきましても、財政事情が好転したときには購入するというので長らく引き延ばしてまいりましたが、当時に比較いたしましてもさらに財政状況は悪化しており、これ以上国に対して返事を延ばすこともできませんので、一般競争入札による処分もやむを得ないと判断いたしております。

3点目の、昨年この土地の東側に側溝が施工されたが、排水状況が悪い。通学路でもあり、至急、改良工事をすべきではないかとの御質問でございますが、この側溝は愛知県知多農林事務所が愛知用水路布設がえに伴う関連工事として、土水路であったものをU字側溝に整備されたものです。また、この整備に伴い、今年度、町におきましても緊急修繕工事により一部側溝を整備しており、通常の通水に対しては処理できるものと考えております。今後も状況を見ながら適切な排水計画を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

丸田議員、再質問はありますか。

10番（丸田博雅君）

それでは、今、町長の方から回答をいただきましたので、再質問でちょっと事細かに行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、私学助成金についてでございます。

町長からは、見直しあるよということでしたが、先日、私学に通うお母さんにお会いする機会がありました。そこでお話を聞きました。高校進学を選択する場合、いろいろな条件や希望等により決めるわけで、この学校でぜひ学びたいとの思いで入学する子供たちも多くいます。そういった中で、私立学校は公立校よりもお金の負担が多くかかります。お会いしたお母さんは、「子供たちは一生懸命やっています。何とかお願いします」と言って声を詰まらせました。再度検討していただけるとのことではございますが、重ねてお願いをして、この質問は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、町及び各地域の防災対策の現状と課題につきまして、各地区での自主防災組織活動は、その地域に合っ

た形でされていると思いますが、かなりの差があるように思われます。防災訓練における回数、参加人数、また組織機能や防災倉庫の点検、消火器・消火栓の取り扱いは、実際に災害が発生した場合は大変重要であります。

各地区の防災組織状況のまず1点目ですが、9月2日、中日新聞の知多版でありましたが、美浜町は災害や大事故の発生時に薬剤師の派遣を要請、医療品を提供してもらう協定を美浜南知多薬業共同組合の両団体と結んだ。東海・東南海地震への備えを主眼に締結したとの記事が載っていました。緊急措置や対策、復旧等に大変重要であり、その他、消防署、病院など医療機関、救済や復旧活動のための土木・建設団体との連絡・連携体制はされていますか、お伺いをします。お聞かせください。

それから、もう1点いきます。各地区と町との合同防災協議、あるいは会議はされていますか。

まず、この2点をお願いいたします。

総務部長（石川達男君）

ただいま救急措置や対策、そして復旧等につきまして、1点目の質問で、消防署あるいは病院や医療機関との連携の話し合いをされているかという御質問が1点目にございました。

これにつきましては、消防署におきましては、町と同様にあらかじめ処理すべき事務が定められております。救急、あるいは救出活動を初め行方不明者の搜索、水防活動などの業務がありまして、町としましては非常備の消防団との連携を図っているところでございます。病院につきましては、地域の拠点病院として医療業務についていただきます。町だとか消防署、地元の医師会等との連携を図っていくことになろうかと思えます。

なお、知多郡の医師会と災害時の医療活動に関する協定書を結んでおりまして、医師だとか看護婦等の医療救護班を要請することができることになっております。

それから、先ほどお話がありましたように、本年の9月1日付で、災害時におけます医療救護に必要な医薬品等に関する協定を美浜南知多薬剤師会と締結をさせていただきました。これは薬剤師の派遣、あるいは医薬品の供給等を要請することができることになっております。これら協定、あるいは処理すべき事務にのっとりまして、大規模の災害の際にはお互いに連携し、対応していくこととしておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思えます。

それから2点目で、各地区との防災会議はされておるかというような御質問であったかと思えます。

この御質問につきましては、現在のところ各地区との防災会議は実施はしておりません。防災会議ではございませんけれども、平成20年度におきましては布土地区で高齢者の方々を対象にしました防災講話の実施、それから美浜緑苑地区で防災懇談会がありまして、こちらの方に職員が出席をさせていただいておるという状況でございます。

今後、各地区・各行政区からの要請があれば、出前講座といったものも職員を派遣して実施していけたらなあというようなことを考えております。以上でございます。

10番（丸田博雅君）

ただいま総務部長の方から、合同防災協議・会議についてはされていないと。私は、各地域に自主防災組織があるわけで、恐らくどこの地区もそのときの区長さんが長となられているところが多いかと思うんですが、1年ないし2年で交代されてしまうと、1年に1回ぐらいは情報交換、新しい情報、そういったものも町全般として一堂に集まっていた中で協議される方がいいかなあというふうに思いますので、今後ひとつ検討をお願いいたします。

次に、老人、ひとり住まい、身体障害者等の世帯の把握は町の方でされていますでしょうか。と申しますのは、こういった方々が災害時にどういった形で救出されたり、誘導されたり、これは重要なことでございますので、

その点をちょっとお伺いいたします。

総務部長（石川達男君）

ただいま、老人だとかおひとり住まいの方々の把握ということであろうかと思えます。現在、老人だとかひとり住まい、あるいは身体障害者等の世帯がありますが、こちらの把握につきましては、いわゆる弱者としてとらえられております要援護者リスト、こういったものがございませけれども、これは担当する福祉の関係の各課がそれぞれ把握をしておるという状況でございます。

しかしながら、これはまだ今のところ各区ごとでまとめておるものがないという状況でございます。現在、各区ごとの一覧表の整備を行っているところでございます。これにつきましては、個人情報関係がございませるので、事前に配布することも難しいという面がございませ。しかしながら、災害時におきましてはそんなことも言っておれませので、開示をさせていただき、町の職員だとか地元の自主防災組織、それから消防団、そして消防署、こういった連携によりまして、安否確認等に役立てるため、ただいま準備中ということでございませので、よろしくお伺いいたしたいと思えます。

10番（丸田博雅君）

このことにつきましては、かつての阪神・淡路大震災のときも、大火災の中、だれが亡くなったのか、行方不明になっておるか、そういうことが全くわからないようでは困りますので、ひとつこの点につきましても、大至急きちとしたものをつくり上げていただきたいと思えます。

次に、各地区に飲料水として可能な井戸はあるのか。これは、水道が災害時に不良になった場合、水の確保は大変大切であります。新潟中越地震のときも、本町の企業のタンクローリーが派遣されたと聞いております。こういったところから、私どもの古布地区は、いわゆる井戸の把握をしております。区が持っております。緊急時にはそこをお願いするというのも確約をとっているというふうに承っておりますが、町全体ではそういったことはどうでしょうか。

それともう1点、先ほどもちょっと話が出ましたが、ボランティア「美浜・南知多防災の会」というのがあります。この活動を少しお知らせください。

2点お願いします。

総務部長（石川達男君）

1点目の御質問で、各地区にある飲料水として可能な井戸の関係の御質問でございますけれども、実は役場としまして、少し前のことになりますけれども、災害時の井戸水提供の家というものがございまして、昭和61年でございましたけれども、水質検査を20カ所において実施をさせていただきました。そのときに、水質基準に適している井戸が2カ所ございました。その後、平成14年に、水質基準に適していました2カ所を含む4カ所について水質調査をいたしましたけれども、いずれも不適という判断でございました。これは大腸菌の関係等のことであろうかと思えます。したがって、多くの方の利用をしていただくということにつきましては、安全面ということもあります。直接飲料はせずに、煮沸だとか塩素剤等による処理だとか、そういったことをするなど慎重にさせていただくということがいいのではないかと考えております。

この飲料水の関係は、風水害等の対策計画表の中で「飲料水の供給」という項目がございまして、こちらの方で、今議員が言われますように、項目の中に「井戸の利用」ということも書いてありますので、そういった活動であるかと思えます。

それからボランティア「美浜・南知多防災の会」についての御紹介をということでございませ。これにつきましては、平成20年の9月に発足いたしました美浜町のボランティアセンターに登録がされているボランティアグ

ループであると承知をしておるところであります。この会の活動につきましては、地域にとりましても大変有効でありまして、災害時においても重要な役割を担っていただけるものというふうに考えております。

町長が答弁をさせていただきまされたけれども、現在、県が主導で防災のボランティアコーディネーターの養成講座を行っております。今後、町としましても参加の呼びかけの方を推進していきたい、区長会等を通じて積極的に推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

10番（丸田博雅君）

この防災の件につきましては、私も実は知らなかったわけで、美浜町のホームページで社会福祉協議会のボランティアのところを検索してわかったわけではありますが、まだ日が浅いそうで、前町職員である人もこの会に入って活動しておるということで、今後こういった方々と密に町の方も連絡をとり、地域にも広げていただくということが大事なことではないかなあというふうに思います。

それから、この件に関して最後になりますが、東海・東南海地震が同時発生、これに加えて南海地震、プレートの関係で連鎖反応を起こすというような報道もされておりますし、実際、関係機関からもそういった話があります。町として、同時発生した場合はマグニチュードがどれぐらいなんだと。あるいは被害、死傷者だとか倒壊建物の予想はどれぐらいされておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務部長（石川達男君）

それでは、御報告させていただきます。

愛知県の防災会議の地震部会が発表しております資料によりますと、「想定 東海・東南海地震」というのがございます。こちらの中で、二つが同時発生した場合に、今言われました被害予想の関係が載っております。この資料によりますと、美浜町におけますマグニチュードにつきましては、計測の震度面積率で6弱が14%、6強が84%、7が1%という予想となっております。

被害の状況でございますけれども、まず、これもいろいろ分けてございますが、人的被害の中で、冬の早朝の5時に起こった場合、死亡者につきましては約60名、負傷者につきましては約590名という想定がされております。春・秋の昼の12時ごろに発生した場合でございますけれども、これにつきましては死者が30名、負傷者が約350名ということだそうです。冬の夕刻6時ごろの発生ですと、死者が50名、負傷者が390名との予想をされております。

もう1点、建物の関係でございますけれども、全壊の棟数が約3,100、半壊が約3,900という予想ということになっております。以上でございます。

10番（丸田博雅君）

議長、あと何分ですか。

議長（谷川梅太郎君）

まだ大丈夫です。

10番（丸田博雅君）

では、大至急走ります。

この件に関して、私としての考え方があります。

まず、災害が発生した場合、地震の場合は早期通報ということが大事になります。これは、先ほど私が質問させていただいた同報無線による早期通報につながると思います。発生した場合は対策本部が設置されます。情報が収集されます。その中で、緊急措置、救出活動等をされる場合としない場合と、対策会議を行う場合と二手に分かれていくと思います。対策会議の後、復旧活動がされると、これは一般的なマニュアルですが、

町にもこういったものがきちっとあると思いますので、その点もまたひとつ確認のほどをお願いしたいと思います。

これにあわせて、阪神・淡路大震災による死亡の内訳を見ますと、全部で5,502人中、家屋、家具類等の倒壊によると思われるものが4,831名。焼死体、あの大火事になったわけですが、その疑いのものが550名、その他、病気、事故死、ショック死等を合わせると121名、全部で5,502名が亡くなっております。

当時の報道によりますと、隣組や、あるいは近くにいた人が人命救助をして、多くの方々が助かったとあります。いわゆる専門家を待つじゃなしに、すぐ近くにおる人が、瓦れきの下敷きになったり、あるいは負傷した方々を助けたという報道がされております。つまり、こういうことも、日ごろ各地の自主防災組織がしっかりと地域と連携を保ちながら、溶け込んだ活動をしておるといことが非常に大事なかなあというふうに思いますので、こういった質問をさせていただきました。

次に進みます。旧航空隊の標識所の問題であります。

河和南部小学校の駐車場のスペースは20台しか入りません。運動会など多くの人々が参加する行事には、近くの河和南部公民館だとか南部保育所の駐車場を借りるわけですが、それもスペースはほとんど小さいわけで、あふれた車が路上駐車をやむなくされるわけです。かつて、近くの住人の人やそこを通行する人から、幾つかの苦情がされました。その都度、学校長や学区会長さんが対応されたわけですが、消防ももちろんつけます。つけますが、そんなに道が幅広くないわけですね。特に最近、河和南部小学校の近く、中平井というところですが、戸数が物すごくふえたんです。ですから、正直に言いまして入り人もおりますので、学校の行事には何ら関係のない方々もお住まいでございます。そういった方々が非常に迷惑をするという状況下にもあります。実際、学校の方にお邪魔をいたしまして、いろいろな話も聞きました。近くに、ことしも学区の運動会も始まります。こういったことも考慮に入れて、ちょっとでも町の方で今のうちに払い下げが、無償で借りられれば一番いいんですが、ぜひ折衝をしていただければというふうに思いますので、お願いをいたします。

それから、先ほどのこの土地のすぐ東側の側溝ですが、現場を見ていただくとわかりますが、側溝の道側が盛り土がしてあるんですね。つまり、側溝へほとんど水が流れていない状況下なんです。その水はそれじゃあどこへ流れるかという、田んぼへ流れていくんですが、じかに。ところが最近、近くにうちが建つと。そのうちを建てる方も、この側溝ではちょっとまずいよという苦情がございました。来年度、競売でどなたかがもし仮にこの土地を買われた場合、多分、側溝等は雨水の関係、あるいは排水の関係で見直されるとは思いますが、現況はそんな現況でございますので、ひとつ何とか現場を見ていただいて、直せる状況なら直していただきたいと思いますが、この点だけ最後に答弁をお願いいたします。

建設部長（中村安平君）

それでは、先ほどの側溝の件ですけど、現場は当然、確認して承知しております。従来は答弁で申しましたように土水路でありました。それを事業でU字溝側溝に直しました。今、道路側に盛り土がしてあるということなんですが、基本的には航空標識場の跡地の方の水があそこへ入ると、入ったやつが流れると、それをもってオーバーフローせんようにそうっておったわけですけど、側溝につきましても、今、田んぼ側に流れるということでありましたが、一部、町の方でも整備しましたので、基本的には皆下流の方に流れると。それと今、一部のほうがちょっと埋め立てをされたという格好で、そちらには元来そちらの側溝がありまして、いわゆる道路の斜面を流れるようになっておったように聞いております。しかしながら、一度、いろんな面がありましたら、地元の方の方ともよく調整しながら今後とも見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番（丸田博雅君）

今、いずれにしても状況がそういう状況ですので、また一度区の方と相談させていただいて、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上で再質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって丸田博雅君の質問を終わります。

次に、7番 千賀荘之助君の質問を許可します。千賀荘之助君、質問してください。

〔7番 千賀荘之助君 登壇〕

7番（千賀荘之助君）

おはようございます。

今回、私は、人事管理の問題について質問をさせていただきたいと思っております。なぜならば、町長は執行権はありますが、我々議員は執行権のない町長だと、そういった観点に立って質問をさせていただきます。

地方分権の時代を迎え、これまでの中央政府の指示による画一的行政から、地域の実情に沿った自主・自立の創意工夫の行政へ転換しようとしている現在、地方自治体にとって、まさに明治維新以来の大変革の到来だと思っております。そういった観点から質問に入らせていただきます。

1番、職員の意識改革について。

地方分権の推進が大きな問題となっている中、その受け皿の中心である職員がどのような意識を持っているかが分権推進のかぎを握っていると言っても過言ではありません。都市経営総合研究所では、新しいものに挑戦する意欲、仕事に対する厳しさ、責任感、問題意識、政策形成能力について職員の意識調査をしたところ、二、三割の人がそういった意識や姿勢を持っているが、あとの七、八割の人はほとんどない結果だったそうであります。「やる者が報われるシステムになっているか」の調査では、「そういう状況になっていない」「年功序列の感が強い」「やるほどトラブルが発生する」「波風なく毎日を過ごした方が利口」などの厳しい批判もあったそうです。これらの批判は、的外れで論外であると言えないものもあります。しかし、だからといって仕方がないとして看過するわけにはまいりません。みずから考え、みずから行うといった自主的・創造的な芽を育てていくことによって、本町の将来に明るい展望が開かれるものであります。そのために、職員の意識改革をする必要があると思っております。

町長は、職員の意識改革の必要性についてどのように考え、またどのような方法で意識改革をしようと考えているかについてお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

それでは、千賀荘之助議員の御質問にお答えさせていただきます。

答えに入ります前に、千賀議員がこの壇上で町長の私に対して執行権のない町長と言われました。何の根拠をもって言われたのかを、まずお答えしていただきたいと思ひます。

それでは、職員の意識改革についての御質問でございますが、地方分権の推進により、自己決定・自己責任の原則のもと、住民ニーズに的確に対応していく力を持った職員が強く求められています。このような状況を踏まえ、常に目的意識と高い意欲を持って、みずからの能力開発に取り組む職員を育成することが重要であると考えています。

本町といたしましては、長期的かつ総合的な観点で職員の意識改革と能力開発を推進するため、美浜町職員人材育成基本方針を策定し、人材育成に取り組んでいます。具体的には、職員研修の充実、職員が能力を発揮できる職場環境づくりや、職員の意欲、能力を最大限に引き出す人事管理に努めさせていただいております。

また、このような人事管理を通し職員がレベルアップすることにより、住民福祉の向上に努めさせていただいておりますので、よろしくお願いいいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

当議会では反問権は認められてはおりませんので、千賀議員は、ただいまの町長の質問に対しては答えなければいけないということはありませんので、御自分で判断してお答え願います。

7番（千賀荘之助君）

反問権はないと、そういった状況になっているということですが、町長、まず、我々はそれぞれの立場で選出をされております。形は違いますけど、あなたは全体からの代表となっております。我々は個々の立場の代表である、そういった意味において、責任という重み、そういったことを強調したいと思っております。

では、再質問に入らせていただきます。

まず、簡略にあっさりとは答弁なされましたが、今から9項目にわたりますして再質問をさせていただきます。

1点目ですね。地方分権時代におけます職員の人材確保について、御答弁をお願いいたします。

総務部長（石川達男君）

ただいま、職員の人材確保についてという御質問をいただきました。

職員につきましては、議員が言われますように、この地方分権が進む中で、高度化、あるいは多様化いたします住民の方々のニーズに対応する必要があるというふうになっております。また、環境の変化といったものに対応できることも重要になってくるというふうになっております。

美浜町職員の人材育成の基本方針におきましては、求められる職員像につきましては、知恵のある職員、実行力のある職員、そして信頼される職員としておるところでございます。これらを備えた人材を確保していくことが重要であろうかというふうを考えております。よろしくお願いたします。

7番（千賀荘之助君）

もう少し具体的に答弁できないものでしょうか。

総務部長（石川達男君）

職員の人材確保ということでの御質問でありましたので、今お答えをさせていただいたところでございます。先ほども言いましたけれども、求められる職員像ということを入材確保の重点に置いて、こういった職員の育成を推進していくという、最終的には、こういった知恵があって、実行力があって、そして信頼される職員が、いわゆる地方分権時代の……。

議長（谷川梅太郎君）

総務部長、もう少し大きな声で。

総務部長（石川達男君）

はい。

そういった3項目を備えた職員が、いわゆるこれから求められるというようなことであろうかというふうを考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

7番（千賀荘之助君）

2点目に入ります。

期待される職員の能力活用についてお伺いをいたします。

議長（谷川梅太郎君）

総務部長、答弁、もう少し大きな声で。

総務部長（石川達男君）

はい、失礼しました。

期待される職員の能力活用という面でございます。

職員の能力活用につきましては、資質を向上させるという意味で、人事管理の面では職員研修、これらを積極的に取り入れる、参加させるということにしております。能力活用、今後も3点ばかり、自己啓発の促進、あるいは職場研修の充実、それから職場外での研修、こういったことの充実も図りながら、職員の能力活用ができる職員を育てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（千賀荘之助君）

3点目をお願いいたします。

職員の勤務成績の評定についてお伺いをいたします。

総務部長（石川達男君）

職員の勤務成績の評定についてでございます。

職員の勤務評定につきましては、平成17年に試行をし、その後、平成18年度からいわゆる人事考課基準というのを設けて、これに基づきまして行っております。

この中身としましては、能力評価だとか実績評価を踏まえまして、いわゆる期末・勤勉手当の勤勉手当、あるいは昇給等に反映をさせておるという状況でございます。これらによりまして、職員の意欲やチャレンジ精神、こういった精神を引き出すため、公平・公正な人事考課制度の確立に努める必要があるというふうに考えております。

7番（千賀荘之助君）

次に4点目ですね。

やる気を起こす意識改革についてお尋ねをいたします。

総務部長（石川達男君）

やる気を起こす意識改革ということでございます。

やる気を起こしていただくためには、配置管理、人事異動といったようなことの充実、それから、今、自己申告制度がありますけれども、それらの改善と活用、それから男女間の格差のない人事管理の推進等が重要であろうかというふうに考えております。

それから、この人事考課につきましても、重要なことではないかというふうなことを思っております。

7番（千賀荘之助君）

次に、職員の職務専念の義務についてお尋ねをいたします。

総務部長（石川達男君）

この職員の職務専念の義務につきましては、地方公務員法にも規定がございますように、私たち、全体の奉仕者として職務に誠実かつ公正に執行するということが当然のことであるというふうに認識しております。

7番（千賀荘之助君）

次に、職員の昇任に対する基本姿勢についてお伺いをいたします。

総務部長（石川達男君）

職員の昇任に対する基本姿勢ということでございますけれども、現在、定員適正化計画に基づきまして、職員の削減も進んでおる状況でございます。昇任する者にとりましては、その職務の責任と役割を十分に自覚していただくという必要が重要であるというふうに思っております。

それと昇任・昇格といったことにつきましては、人事考課の活用、そして管理・監督者としての資質等に基づき実施する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

7番（千賀荘之助君）

次に、少数精鋭の職員定数の適正化についてお尋ねをいたします。

総務部長（石川達男君）

少数精鋭の職員定数の適正化についてということでございますけれども、この適正化につきましては、定員適正化計画に基づきまして現在も進行中でありまして、少数精鋭的な形になっていくだろうというふうに考えております。

職員定数の適正化につきましては、当然のことでありまして、他の類似団体も参考としながら、事務事業の再編、整理、統合など効率性を高めていく必要があるということも重要であろうというふうに考えております。以上でございます。

7番（千賀荘之助君）

今現在、その件につきまして、美浜町は全国平均のそういった適正化数でいきますと、どの程度になっておりますか。

総務部長（石川達男君）

ちょっと今、数字は持ってありませんのであれですけども、今回、集中改革プランの中に定員適正化計画というのも定めさせていただいております。この定員適正化計画の時点で、類似団体と比較して10名ほど美浜町の方が多という状況でございました。町の定員適正化計画を作成したときに、15名削減しようということで計画をつくったところであります。現在、15名という計画をつくりましたけれども、議会の方でも御報告しておりますように20名に何とかしようということで、22年度が終わったときに、平成17年のときよりも20名何とか職員を減らしていこうというようなことで今現在進行中ということでございます。以上です。

7番（千賀荘之助君）

次に、女子職員の機会均等の件についてお尋ねをいたします。

総務部長（石川達男君）

機会均等ということでございます。

今現在、役場の全体職員は、特別職を含めた人数ですべて229名という状態でございます。このうち女子職員が115名ということで、約半分、50%ぐらいという状況でございます。ただし、これはいろんな職種がございますので、偏ったといいましょうか、業務によりましては女子の方が多いと、保育園等がそうなんですけども、そういったところではありますけども、そんな状況だと思います。一般事務については31名というような状況です。

議員が言われますように、雇用の機会均等というのは当然でございますし、また能力に応じました、例えば女性の管理職の登用といったことにつきましても、将来的には人材があれば登用していく必要があるというふうに考えております。以上です。

7番（千賀荘之助君）

今、女子職員の方で、課長だとか係長さんは何人ぐらいお見えでしょうか。

総務部長（石川達男君）

すみません、それもちょっと資料は持ってありませんけれども、女性の方につきましては、課長職は現在まだいません。したがって、多く経験等を積まれた女性におきましては係長の職についていただいております。それと、その下に主査という名称の職員もおるわけですが、これらの方々につきましては男性職員と同じようにある一定の年数を仕事に従事していただき、成績が優秀であれば主査への昇格をしていただくということで、これにつきましては、男子と同様に昇格をさせていただくような考え方のもとに現在進んでおるといようなことでございます。以上です。

7番（千賀荘之助君）

総務部長さん、なかなか大変だけど、もうあと1点だけ。

優しい職場の環境づくりということにつきまして、どのような対応をしておりますか。

総務部長（石川達男君）

優しい職場の環境づくりということで、職場というのは厳しいものだという認識をしておりますけれども、その中で、優しい環境がなければそういった仕事に対応できんということであろうかと思えます。

職員が仕事をするのに、前向きに仕事ができるというような職場の環境を整えるということが必要じゃないかなあというようなことを思っております。職員研修の方も参加をしていただいておりますけれども、特にメンタルヘルスといった面の研修などにも出席をしていただいておりますというような状況でございますけれども、働きやすい、そして風通しのいい職場をつくっていくということを推進していきたいというふうに考えております。以上です。

7番（千賀荘之助君）

最後に町長にお尋ねをしておきます。

あなたは、先ほど壇上で云々、まあ反問はいけないということなんですが、責任の重さということで、その辺はあなたも私たちも同じだといった見解の中で精いっぱい頑張っているところであります。

今回、政権が変わりました。今までの陳情政治は終わりだと、ここに9月1日付の中日新聞の民主党の伴野代議士のやりとりが出ております。知多半島の国会議員が一人になったという新聞記者の問いに、伴野代議士は、「財源、人、権限を地方に移譲する地方主権が進み、地方のことは地方自治体の首長、いわゆる町長と議員、市民で選択すればよいので、一人でもよいのではないか。国会議員は陳情を受けるのが仕事ではなく、グローバルな……」。

議長（谷川梅太郎君）

千賀議員に申し上げます。

現在は、質問は通告外は行わないでください。今回の質問は職員の意識改革についてでありますので……。

7番（千賀荘之助君）

これは、だから関連性があります。

議長（谷川梅太郎君）

ありますか。

7番（千賀荘之助君）

はい。

「グローバル社会の中で、外交や人権、地球環境などの議論をするのが本来の仕事だと思う」ということは、

今までやってきた行政の部分的な面で、中止だとかいろんな問題が出てくると思います。そういったことを踏まえて、職員の方も大変ですが、町長自体も大変だと思っております。そのことについて、御感想を一言お願いいたします。

議長（谷川梅太郎君）

ただいまのは通告外と認めます。

今回の質問は職員の意識改革についてでありますので、今の質問には答える必要はないと議長は判断いたしました。

7番（千賀荘之助君）

はい。では、質問を変えます。

議長（谷川梅太郎君）

もとに戻してください。

7番（千賀荘之助君）

はい。

ただいまの総務部長と私とのやりとりの質問につきまして、町長の感想をお願いいたします。

議長（谷川梅太郎君）

千賀議員、もう一度質問のし直しをお願いいたします。

7番（千賀荘之助君）

ただいまの一般質問の中で、総務部長と私の再質問のあり方の中で、町長がそれ以上に何か気がついた点がありましたら、答弁をしてください。

町長（山下治夫君）

私も先ほど壇上で述べさせていただきましてとおり、町民の福祉向上のためには、私が先頭に立ち、職員と意見を統一にして、仕事に真摯に取り組んでいくことだというようなふうに思っております。

先ほど議員からいろいろ質問されまして、議員も我々執行部が考えていること、また行っていることがわかっていただけたものというふうに思いますが、いずれにいたしましても、私が先頭になって町民の福祉のために精いっぱい頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

7番（千賀荘之助君）

その言葉を真摯に受けとめておきます。精いっぱい努力をしてください。

終わります。

町長（山下治夫君）

一番最初に千賀議員が壇上で述べられた言葉につきまして、私は権限はありませんけど、議会の品位を汚す言葉ではないかというふうに思っております。ぜひとも議会運営委員会にて御判断をしていただきたいと思っております。

もちろん、私がすべて物事が正確で間違っていないかということはございません。私も間違いを指摘され、個々の例を示された場合には、素直に認め、誤らせていただきます。ただし、何も理由がないにもかかわらず、冒頭の言葉につきまして、私は議会を侮辱したものだと思っておりますので、許されることであれば、ぜひとも議会運営委員会を開いていただいて、御協議していただきたいと思っております。

議長（谷川梅太郎君）

ただいまの議長の発言におきましては、議長の判断において後ほど決定させていただきますので、お願いいたします。

ここで休憩いたします。再開は10時30分といたします。

〔午前10時14分 休憩〕

〔午前10時31分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで先ほど、千賀議員の発言に対しましていろいろありましたけれども、千賀議員の方から申し出がありまして、先ほどの発言は皆さんに誤解を受けたということもありますので、もう一度改めて千賀議員の方から発言を許可いたします。

7番（千賀莊之助君）

議長、私から申し立てたのではないのですけど、そういう裏取引でどうこうじゃないということですよ。これは町長が物すごい誤解しておると思います。私は、町長は執行権はあるけども、我々議員は執行権のない町長ですと言ったんだよ。ということは、そのくらい真剣になってやっておるんだよと、そういう意味で言ったのに、私が何であれせないかんのですか。町長さん、あなたどういうふうに思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

江元君。

6番（江元梅彦君）

暫時休憩をして、議運の開催をお願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは、またここで暫時休憩といたします。

〔午前10時32分 休憩〕

〔午前10時58分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に議会運営委員会を開きまして、テープを再度確認いたしました結果、委員総意で、先ほどの千賀議員の発言に対しましては誤解を招くニュアンスがあるという結果、もう一度千賀議員に発言をしていただき、誤解を解いていただきたいということで、委員長から申し上げ上げましたところ、千賀議員が快く受け取っていただきましたので、ここで再度、千賀議員の発言を許可いたしますので、お願いいたします。

7番（千賀莊之助君）

議場内におります皆さんに対して、一般質問の冒頭で誤解を与える発言をしたことをおわびをいたします。私の真意は、町長と議員は対等の立場にあることを表現したかったものであります。以上でございます。

議長（谷川梅太郎君）

以上で、ただいまの件は終了いたします。

なお、ここで申し上げます。執行部の皆さんに申し上げますが、本議会では反問権の制度はございませんので、その辺を了承願います。今後、お願いいたします。

それでは、引き続き一般質問に入ります。

次に、11番 島田昭夫君の質問を許可します。

〔11番 島田昭夫君 登壇〕

11番（島田昭夫君）

おはようございますではなくなっていました。こんにちは。

議長の許可をいただきましたので、提出の通告書に基づき質問をいたします。

100年に1度と言われる経済不況の中にあつて、政治の方も話題沸騰の衆院選が終わり、その結果は日本にとって歴史的な一大転機を迎えることとなりました。一日も早く落ちつきを取り戻し、政治的にも経済的にも安定した日本を取り返したいものであります。

さて、あれほど元気であった愛知県も、好況から不況への落差が大きく、県下各市町もその運営に頭を悩ませているところがございます。我が美浜町も例外ではなく、平成20年度は幸いに税の落ち込みはなかったのです。来年度は確実に税収減となるであります。そして、このたび国の機構が大きく変わることで、今後の自治体運営はどうなるのであろうかと、これまた不安でいっぱいでございます。国からの交付金等が従来どおりであれば、まずは一安心といったところであるのですが、そううまくはいかんのではなかろうかというぐあいに思います。

こういう中であつて、自治体は対応するために自立の精神を以前にも増して強固してまいらねばならないというぐあいに思います。その点から、美浜町集中改革プランは、まさにその意を体した業務改革、財政改革であり、その成果は今後の美浜町政に反映されるべきものとしなければなりません。

そこで、集中改革プランにつきまして質問をさせていただきたいと思ひます。

当プランは平成17年度から21年度までの5ヵ年間で、来年、平成22年3月を終期するところ、残すところ7ヵ月となりました。再度、最終的にはもう一度この成果につきまして質問をいたしたいと思っておりますが、平成20年度の決算が調ったところで、この改革プランの実績も出たものと思ひますので、次の項目につきまして質問させていただきます。

1番、民間委託事業の推進につきましての成果、並びに実施困難な事業があれば、その内容について。それから2番、定員管理の適正化について、この1年間の実績は計画どおりであったのか、もし計画どおりでなければ、その理由をお聞きしたい。3番、事務事業の再編、整理、廃止、統合等の成果、具体的な事例があればお聞きしたい。4番、経費削減の財政効果について、トータルの総額がつかめておりましたらお知らせ願ひたい。また、多大な効果があった項目等がございましたら大いにPRもしていただければというぐあいに思っております。

それから続きまして、2番目の質問ですが、敬老会についてでございますが、敬老会の開催方法につきましてはいろんな事情がございまして、ことしは、昨年、従来とは違った形での開催、あるいは取り扱いがなされようとしたことをお聞きしております。まずそういった中で、敬老会事業に対する町の基本的な方針、それから2番目に、今年度の各地区の実態はどうなのですかと。それから3番目に、来年度、もう決めた今後の取り組みについて、町としてはどのように考えているのか。

以上、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

島田昭夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

美浜町集中改革プランの平成20年度の結果についての第1点目、民間委託事業の推進についての成果、並びに実施困難な事業があればその内容についての御質問ですが、平成18年度に布土公民館を初め12施設について指定

管理者制度を導入いたしました。平成20年度につきましては新たに導入した施設はございません。また、この指定管理者制度の導入に伴って、多様化する住民ニーズへの対応が円滑に図れるようになり、利用性も高まったのではないかと考えております。また、未導入施設のうち、食と健康の館、水野屋敷記念館、給食センター調理業務等の導入について検討を進めています。小・中学校、保育所、児童館、保健センター及び庁舎への導入は、その施設の利用形態等からかみ、性質上、指定管理者制度にそぐわないのではないかと判断をしております。

2点目の、定員管理の適正化について、この1年間の実績は計画どおりであったのか、計画どおりでなければその理由はとの御質問でございますが、定員管理の適正化につきましては、平成20年度に2名の削減を実施し、職員数は平成21年4月1日現在227名となっており、当初の15名の削減を達成いたしました。本年度につきましても、さらなる5名の削減に取り組んでいきたいと考えています。

3点目の、事務事業の再編、整理、廃止、統合等の成果を具体的な事例でとの御質問でございますが、事務事業については、既に目的を達成したもの、社会経済情勢の変化により実情に合わなくなったもの等、すべての事務事業を対象に、新規、整理、再編、廃止、統合の区分で見直しを行いました。平成20年度におきましては、機構改革により、厚生部の整理、再編、土木課の系の統合、議会及び監査委員事務局の統合を行うことにより、組織のスリム化並びに効率化を図り、住民サービスの向上を図りました。また、補助金や交付金については、経費負担のあり方、行政効果等を勘案し、補助金等の見直しを行い、適正な執行管理と経費節減に努めてまいりました。今後におきましても、定員管理も含め事務機構の見直しについて推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします

4点目の、経費削減の財政効果について総額は、また、多大の効果のあった項目とその金額等、大いにアピールしたいところがあればの御質問ですが、平成20年度美浜町集中改革プランの経費削減額は、人件費の削減で1億486万5,000円、補助金の整理・合理化で1,317万9,000円となり、総額では1億2,917万7,000円でございます。多大の効果があった項目につきましては、平成20年度に生涯学習センター、体育館等社会教育施設の使用料を受益者負担の観点から近隣市町の状況を勘案して見直しを行い、167万円、14.8%の増収となったものでございます。

次に、敬老会についての1点目の、敬老会事業に対する町の基本方針はについてでございますが、敬老事業は町主催で、今まで多くの方々の御理解と御協力を得て開催されてまいりました。催し物等につきましては、特に地域婦人会の皆様には多くの力添えをいただき、各学区の敬老会を支えていただきましたことに感謝いたしております。近年、婦人会組織そのものが維持できない地域婦人会が多くなり、現在は布土婦人会のみが活動をしていただいている現状となっております。

前年の平成20年度敬老会事業におきまして、東部地区は、布土婦人会、河和婦人会、南部婦人会の皆様の御協力で敬老会を盛り上げ、頑張ってくださいました。西部地区におきまして、奥田学区は平成19年度と同様、奥田三区が中心となり敬老会を実施していただきました。野間学区は平成20年度より各区が話し合いを持っていただき、野間の敬老会を無事実施していただきました。上野間学区におきましても、野間地区と同様、平成20年度より上野間区を中心として美浜緑苑区と合同で敬老会を盛り上げ、実施していただきました。これまでの敬老会事業は、多くの町民の方々及び関係者各位の御理解を得まして敬老会事業が実施できてまいりました。これまでの取り組み状況からおわかりいただけますように、町といたしましては大切な事業として考えております。そうした中で、敬老会事業は、住民の方々が高齢者に対し敬意を払い、敬うことが最も大切で重要であり、それが基本と考えております。

2点目の、今年度の各地の実態についてでございますが、平成21年度には河和婦人会と南部婦人会が活動を中

止するとお聞きしておりましたので、平成20年度敬老会事業を実施していただきました代表の方、東部地区は各学区の婦人会代表者、西部地区は敬老会を実施していただきました各学区の代表組長さんにお集りいただき、平成21年度敬老会事業活動について御意見を伺う機会をつくりました。その御意見の中では、学区単位や各区単独で敬老会を行い、記念品は美浜町で購入し、区が記念品を配ることに賛成ということでありました。全体意見の取りまとめといたしましては、記念品を町が一括購入し、区で対象者に配付。敬老会は、各区への記念品配付活動費を利用し、事業を行う区もあれば、実施できない区もあると思われるので、区で決めていただくという意見に参加者全員でまとまりました。その後、敬老参加対象者でもある老人クラブ連合会理事会にその意見をお話しいたしましたところ、老人クラブ連合会理事会は問題ないと御理解をいただきました。今年度の敬老事業実施方法につきましては、前年度実施していただいた方々と当該事業を御利用いただく方の代表にも当たる老人クラブ連合会理事会の御意見を参考にさせていただき、本年度事業を計画し、各区にお願いいたしましたところ、18区中17区で実施していただける運びとなりました。

3点目の、来年度からの取り組みについて町はどのように考えているかとの御質問でございますが、今年度敬老会事業を実施していただきました区より事業報告をいただくことになっております。いただきました御意見、御提言を取りまとめさせていただき、それをもとに敬老の当事者にも当たります老人クラブ連合会理事会の方々にもお話をさせていただき予定をいたしております。それらの御意見、感想等を十分参考にいたしまして、今後とも高齢者の方々にお喜びいただける敬老事業を探してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

島田議員、再質問ありますか。

11番（島田昭夫君）

まず、業務改革のことにつきまして、二、三質問させていただきます。

御承知のとおり、この結果は美浜町ホームページに網羅されておりますが、今、町長の御答弁にもありましたが、いろんな財政的な数字は別として、いろんな項目ごと、要するに指定管理者制度等々も含めた文言によるいろんな目標設定の中で、今の段階ではまだ20年度の結果が出ていない。そして、19年度の結果が今ホームページに出ているわけですが、先ほどお答えになったのは、19年度の項目とほぼ変わっていないんですね、今の答えで。これは、また後ほど具体的にお聞きしますが、その中で、青字と赤字に分けて目標年度、19年であるとか、あるいは21年度までというような設定の仕方をしてございますが、赤字は結果が出て、もう完了しましたよと。ところが青字はまだ継続しているわけですね。これが19年度で終わっているというのは、ごく端的に、難しくお答えいただかなくて結構ですが、19年というくり方をしているのは、どういう意味なんでしょうか、この20年度において。もうやめたということですか、19年度で。

総務部長（石川達男君）

集中改革プランの20年度までの取り組み状況ということで、実は、この公表につきましては、19年度ということで公表をさせていただいております。20年度の公表につきましては、前年度の決算の関係が5月で、いわゆる出納閉鎖になるということで、前年度の決算等の関係は出ておるのは承知しております。ただ、歳入歳出の決算というのが今9月の議会で一応御承認いただいた後ということで、そういう解釈のもとに、すべての20年度のものについては、この議会が終わった後に御公表させていただいているということで、ちょっと時期的にずれがありますけど、まずそんな形でやらせていただいておりますということを御承知いただきたいと思っております。

それで、この集中改革プランの結果の中で、先ほど言いましたように、赤字は既に実施をして、内容によっては終わっておるものもあるし、今後引き続いてやっていくというのが赤字で書いてあります。それから、青字につきましては取り組み中という解釈でしておりまして、開始した年度が19年度からそういった検討に入ったとかというようなこともありますけれども、考え方としましては、この21年度までに最終的な結論を出して内容の方を掲載をさせていただきたいというようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

11番（島田昭夫君）

そうしますと、今青字で19というのが非常に多いんですね。それは21に表示の仕方を変えるということですか。さっきお聞きしたかったのは、今20年度ですけど、19年度でとまっているということは、目標を定めて、それに努力したけれどもやっぱりだめであったと。それで最初の質問にもしてみたんですが、そういうことは19年度を訂正して21年、何でかといいますと、21年と書いてあるものもあるんですね、青字の中で。それが21年度まで僕は目標としてやっていくんだらうなと理解したわけですね。ところが19年度という形で青字で残っているということは、19年度で、もうこの問題はいろいろあるから、ちょっとやめようかなということであったのか、そのあたりなんですけどね。

総務部長（石川達男君）

今言われましたとおりでありまして、21年度までの表示があるやつにつきましては、長い5ヵ年の中で最終的に結論を出していこうという考え方のもとに、その計画中といいますか、取り組み中については青文字ということで掲載をさせていただいておるものがございます。それぞれ中身的には年度が違うものがございます。これもそのとおりでございまして、例えば事務事業の再編、整理等の取り組み事項の中にはいろいろな年度が載っております。18年度で終了したから、それについてはその結果をもって今後も引き続いてやっていくというのが赤字、先ほど御説明いただきましたけれども、そんな形です。この中の多くが17年度で作成をしまして、5年間ということで、18年度からそのいろいろな検討事項について取り組んでいこうということで、18年度からの表示が多いかというふうに記憶をしておりますけれども、そういった表示をさせていただいておりますが、中には19年度という形のものもあります。例えば、講演会の見直し、整理、再編等につきましては、19年度から一応経費の削減を図りますということで、一部そういった実施をしておるところもあるということで、これは19年度で一部やっておるけれども、そこで終わっておるわけじゃなくて、またさらにいろいろ検討をしていって、21年度までやっていくという考え方のもとにそういった表示をさせていただいているということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

11番（島田昭夫君）

その件につきましては、ここで打ち切ります。

財政効果の反映の仕方につきましてはですけども、先ほど町長が集中改革プラン、非常に大事な改革で、私の聞き間違いだったらお許し願いたいんですが、私学助成につきましても、これに沿って町の財政をかんがみながら一応ああいふ結果を見た。しかし、この集中改革プランによって他の改革ができたから、またちょっとその辺の見直しも考えられるということにつきましては、大変にこの集中改革プランというのはいろんな意味で効果が出ているという評価ができると思うんです。実際に、先ほど総務部長がこの議会で話して、決算の歳入歳出の結果で初めてホームページに載せたいというようなお答えだったんですが、さすれば、この財政の効果、金額等々、これは具体的にどういう形で、どういうところに入ってくるんですか。早い話、先ほど1億2,900万、約1億3,000万が20年度の実績として上がりましたと。そうすると、そのお金は実は借入金で1億3,000万減りましたよと、あるいはどここの予算でこれを持っていくことができましたよとか、そういう形になってあらわれない

と、本当に集中改革プランの効果と言えるのかどうか。ちょっとその辺も私、よくわからない点なんですけど、もしあれでしたらお答え願いますか。

総務部長（石川達男君）

財政効果の話で、どういったところに削減された金額が入ってくるのかという御質問であろうかと思ます。議員御承知のように、町の財政は大変厳しいという状況で私たちも実は認識しております。そういった中で、自主財源の方も少ない中において、いろいろなインフラ整備もしておりますので、公債費の方も多いと。公債費が多いことは毎年毎年、十七、八年がピークだったと思いますけれども、公債費を計画的にお返しをしているということで、歳出においても毎年決まった額をお支払いしていかないかんという状況がございます。そうした中で、一つの財政的な指数といえましょうか、経常収支比率というのがございますけれども、平成17年度が94.5という数字でございまして、現在20年度が93.7という数字です。これは一つの目安が90というのがございまして、90より低い数字をもって町の財政運営に当たるのが好ましいということになっておりますけれども、こういった数字も93.7に現在なっておるということでございます。したがって、その金額をどこに充てるんだということでもありますけれども、その数字をある程度下げるために、この減った部分については、まだ歳入が足りないということでございますので、どこかにそれをはめてやっていこうという考え方がまだ少しできないというような状態ではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（島田昭夫君）

これは必ずどこかで補てんになっていると。どこに入ったんだという私の聞き方はまずい質問であったかと思うんです。やっぱりトータルとしては、この成果が、今総務部長がおっしゃった、いろんな形の中で入っていると理解すべきであると思ます。

この実績、1億3,000万、これちょっとどういう数字なのか、もう一度お伺いします。これは目標数値に対して、20年度でくくるのはどうかと思ますが、もし20年度まででくくったとして、達成率はどんな程度なんですか。当初目標が20年度で3億でしたよということであれば、70%、75%となるんでしょうけど、ざっとで結構です。どの辺ぐらいの達成度ですか。

総務部長（石川達男君）

まず、昨年が1億3,000万弱あるということで、その内容の点について御質問がありましたので、それについてももう少し細かく御説明をさせていただきたいと思ます。

11番（島田昭夫君）

内容はいいですよ。

総務部長（石川達男君）

よろしいですか。そうですか。

6項目につきまして、約1億2,917万7,000円という削減効果がありました。達成率につきましては、こちらの方に20年度の途中での数字というのは持っておりませんが、一応この集中改革プランにつきましては、当初作成のときに、ざくっとしたものではなくて、具体的にある程度計画できる、例えば職員の関係でも削減については人数も入れて、その目標に向かって計画を達成しようという考え方、それから財政計画につきましては、ある程度できるものについて具体的な数字を入れて、この5年間の21年度末までに達成できる数字というものを計画させていただいているということでございます。したがって、土地の売却等、いろんな事情によって計画をしておられるけれども売れない、というようなことも実際にはありますので、そういった部分で計画どおりでないというような数字もございますけれども、パーセントまではちょっと申し上げることはできなくて申し

わけございませんが、計画に沿って一生懸命、100%に近い数字になるようにということで、いろんなところで推進をしているということで御理解をいただきたいと思います。

11番（島田昭夫君）

ありがとうございました。来年の3月には、またひとつはっきりした数字をお知らせいただきたいと思います。

それと、こういったことでいろいろ目標等々の話も出ましたけれども、行政の中で何か一つの目標を決めて、何ヵ年計画、あるいは総合計画といったことはやはり取り組まざるを得ないと思うんですが、この未達部分を含めた中での長期計画と申しますか、そういったものを作成する御用意はありますか。

総務部長（石川達男君）

今の御質問につきましては、集中改革プランは平成21年度までということですが、その後における長期計画をつくる予定があるかどうかという御質問でしょうか。

11番（島田昭夫君）

そうです。

総務部長（石川達男君）

実は、町長の方からも御指示をいただいております、この集中改革プランは終わりじゃないよと。さらなる現状、美浜町の状況を考えるともう少し、例えばこの集中改革プランの中に載っております部門ではありますけれども、財政的な面も含めて、例えば定員管理、それに伴う事務事業の再編だとか統合だとかいったものが、もう一度これが終わった時点で新たにこういったことの拾い出しをして、可能かどうかというものを踏まえた中で、集中改革プランと言えるかどうかはわかりませんが、そういった行政改革のものを計画してほしいということで実はいただいておりますので、これが終わった時点で、行政改革の第1部会、第2部会があるわけですが、職員を集めまして、また検討に入っていこうというふうに考えております。以上です。

11番（島田昭夫君）

ありがとうございました。集中改革プランの質問はこれで終わります、次に、敬老会のことにつきまして、二、三伺いいたします。

大変に的を射ていない質問になったらごめんなさい。各地区におきまして、やはりこの敬老会事業の実施ということにつきまして、不平等感みたいなものはあるのでしょうか。

厚生部長（中野雅夫君）

不平等感というのはどういうことを指した御質問なのか、ちょっと理解いたしかねますが、私どもとしては、昨年までは六つの学区で婦人会さん、あるいは婦人会さんが解散された地区には、その地区の区長さん方で協力いただいて実施してきたと。そのときには演芸報償金、あるいは協力団体報奨金ということで平等割の部分をお支払いいたしておりました。また、高齢者お一人お一人のお手元に渡るものとしては、おまんじゅうだとかお菓子、あるいは町からの記念品、これは平等の金額でお渡しいたしておりました。今回、婦人会さんが、先ほど町長が壇上で申し上げましたように、五つの地区で解散されたということで、じゃあ21年度、どんな方法で実施したらいいのかということをお我々内部、あるいは昨年敬老会事業をやっていただきました団体の御意見等いろいろ考えた中で当初予算を組みました。それに当たっては、やはり敬老会、敬老事業を何らかの形で残したいということで、18の行政区さんにそれぞれお願いしたらどうかということで、先ほど申しました演芸報償金、それから協力団体報奨金というのを、六つの婦人会さん・団体に対して合計87万円を平等割でお渡しいたしておりました。これを今回18の行政区さんに5万円ずつお渡しするとすると90万円の予算ということで、予算は計画させていただきました。高齢者の方、対象者の方には、お1人当たり700円相当になるように各地区に金額でお渡しして、

その中でおまんじゅうを買っていただく、あるいは記念品を買っていただく、はたまた食事を出していただくという部分では、お1人当たり700円という予算を組ませていただきましたので、団体割と人数割ということで予算を組ませていただきましたので、不平等感ということは我々考えてはおりませんでした。以上でございます。

11番（島田昭夫君）

今、私がそう申したのは、さっき中野部長がおっしゃった5万円の均等割という部分で、町の方が要するに人数割と5万円の均等割のこののを決めて、それを各区にお渡しして、各区で自由におやりくださいという中で、例を挙げますと、河和区あたりですと七百何十人の老人の方がおられると。ある地区については28人しかいないとしてくると、その均等割の5万円というのが非常に大きく影響してきて、1人当たりに割りますとかなり1人当たりの金額が多くなる。それじゃあ、うちはちょっと昼食会を開きましょうとか。多いところでは昼食会に至るまでのお金がありませんので、ただ単に記念品だけで終わっちゃうと。そうすると、隣に住んでいる同士が、お前のところはええなあと、昼御飯かいと、我々は記念品だと、こういう話もちんちん耳に入ったわけですね。そうすると、もちろん今中野部長がおっしゃる均等割というのは、私、上野間の区長にもお聞きしたんですけども、非常にすばらしい敬老会をやっておられると、こういう話を聞くとぼつとうれしいんですね。均等割がぜひ欲しいと、均等割を削られたら困るんだと、我々全体で活動する中で、これもすごい一理ある話ですね。そのあたりを、今後どういうぐあいに町としてはまとめていくおつもりなのかということが一番お聞きしたい点なんです。

だから、やはり老人の方々にとって何か寂しくなるような、隣の区はいいけど、おれたち何やというような、こういう気持ちは、もしそれが現実に、実態を調べても確かに大変です。しかし、それは区なら区に正しく理解して、その老人の方々まで伝わるという形が本当に今十分なのかという点が多少懸念があります。そういったことで、ちょっと大きく不平等感みたいな形で表現してしまったんですけども、そのあたりの今後のいろんなやり方と申しますか、何かいい方策はないものだろうかということでございます。

それにかこつけて、行政サイドは丸投げしているという感じはございませんか。それはいかがなもんですか。各区にもうあなたのところでやってよ、自分のところでやってよというような感じというのはないですか。

厚生部長（中野雅夫君）

二つ目の質問、丸投げという部分を先にお答えさせていただきますが、私どもといたしましては、昨年までの敬老会、高齢者で参加された方の人数を見ますと、対象者が2,790名ございました。会場までお年寄り本人が足を運んでいただいた方がちょうど800名ございました。出席率としては28.7%ということで、3割弱の人しか会場へお越しただけなかったということ、これにはやはり小学校で行われましたので、私の出身、上野間学区で申し上げますと、緑苑から小学校まで来ていただくには、だれかの家族の送迎等が必要になると。シルバーカー、あるいは徒歩でというのはなかなか大変でございます。南部におきまして、矢梨、切山、古布、3地区でございます。野間におきまして、小野浦等遠い地区がありますので、出席率に影響してきておるんじゃないかなということならば、各地区でそれぞれ顔の見える方々、区の役員さんには大変お手数をおかけするわけですが、各地区の方々、区を中心にしてボランティアの方々、また演芸等につきましては、各種文化協会に加入して、歌とか踊りとかをやってみえる方がございますので、そういう顔の見える方々の協力をいただきながら、地域で自由な発想でやっていただきたいというのが趣旨でございます。区長会で私説明させていただきました本意がうまく伝わらなかった、私の口下手だった部分があるかと思っております。町としての本意はそこにあったということで御理解いただけたらと思います。

11番（島田昭夫君）

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷川梅太郎君）

それでは、ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時43分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の皆さんも、議員の皆さんも、昼食が済んで、おなかが膨れて眠気が来る時間帯でありますけれども、質問側も答弁する方も思い切り頑張っていて、はっきりと皆さんに聞こえるような大きな声でお願いいたします。

そして、傍聴人の方をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は目覚まし時計は必要ありませんので、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようによくお願いいたします。

それでは、4番 鈴木美代子君の質問を許可いたします。

〔4番 鈴木美代子君 登壇〕

4番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長あてに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、介護保険の認定をめぐる問題点であります。

4月から第4期介護保険事業が始まりましたが、同時に新しい要介護認定基準がスタートした。そもそも介護保険を利用するためには、すべての人が要介護認定を受けなければなりません。その認定基準がことし4月1日から改悪されたのです。新しい介護認定テキストの内容が明らかになるにつれて、実施前から状態が変わらなくても、これまでよりも軽度で判定されないか、受けられる介護サービスが減らされるのではないかという不安と怒りが現場に広がっていきました。

そのような中、不安と怒りが急速に高まった契機は、09年、ことしになってから全国の自治体で行われた認定調査員の研修でした。コンピューターによる一次判定のもとになる調査の判断基準が、利用者の要介護度を引き下げる方向で全面的に書きかえられていることに大きな怒りが広がりました。介護現場や利用者、家族など、幅広い人たちが厚生労働大臣などに撤回を申し入れました。中止を求める声を踏みにじて実施が強行された翌日、4月2日、参議院厚生労働委員会で事態は大きく動きました。

日本共産党の小池晃議員が質問の場で、独自に入手した厚生労働省の内部文書を暴露したのです。まさに介護認定の新テキストが介護給付費削減を目的として要介護認定の改悪が検討され、切り下げ額まで試算していたことが明らかになったのです。4月13日、厚生労働省は小池晃議員が暴露した内部文書を作成した事実を認め、あわせて要介護認定を更新する人は、厚生労働省が検証を終えるまでの間、従来どおりの介護サービスが受けられるようにするという経過措置の実施を発表し、17日、全国に通知を出したのです。ただ、新規認定申請者や区分変更申請者には経過措置は適用されないため、同じ介護保険制度でありながら時期と申請内容で扱いが異なる不公平が生じる状況にあります。

以下、4点について、町長にお伺いします。

1. 4月からの更新認定で介護度が軽くなったり、非該当の人は何人いて、経過措置を希望した人は何人いたか。

2. 新規認定者、区分変更申請者は経過措置の対象から外されているが、美浜町での対応はどうか。

3. 10月からの見直しによる介護認定が利用者不在にならないよう、4月からの新規認定者も含めて考えないか。

4. 4月からの見直し新基準について、認定調査員を初め介護サービス従事者に内容の研修・説明会を開催し、現場の混乱を起こさないようにすべきではないか。

2点目は、山下町政の行政改革優先の問題点であります。

行政改革の必要性はわかりますが、行政改革を優先する余り、町民の生活を脅かす結果になることは許されません。例えば、緊急の道路整備や防犯対策など、町民が安心して暮らしていくためには必要なものがあります。また、教育の分野でも、21年度予算で私立高校生授業料補助制度を廃止したり、図書館開館時間を短縮した。たとえ財政が厳しくても、行政としてやるべきことはやらなければならないと考えるが、町長の見解を伺う。

3点目は、巡回バスのバス停の改善を求めるものであります。

巡回バスが運行されて、町民の生活における大切な交通手段となっています。ところで、町民から知多厚生病院をバス停の一つにしてほしいという強い要望があります。巡回バスを利用しているのは高齢者が多く、知多厚生病院に通院している人も多い。ぜひ改善を求めます。

4点目は、新型インフルエンザの流行対策についてであります。

新型インフルエンザが日本じゅうに大流行し、愛知でも死者が発生しています。この秋には猛威を振るうと予想されています。美浜町として、流行に対してどんな対策をとるのか。高齢者施設、保育所、小・中学校などの集団感染を防ぐために何を考えているか。町民の命を守る、それは行政の仕事であります。町民の命を守る、その立場から、ぜひ今回の新型インフルエンザに十分な対策をすべきだと考えます。

以上で壇上での質問を終わります。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

介護保険の認定をめぐる問題点のうち、1点目の、4月からの更新認定で介護度が軽くなったり、非該当の人は何人いて、経過措置を希望した人は何人いたかとの御質問でございますが、4月から8月までの更新申請に係る認定審査件数は228件でございました。このうち、一次判定を前回判定と比較しますと、介護度が軽くなった人は77名、重くなった人は81名、非該当の人は13名で、経過措置で介護度を上げる希望をされた人は24名でございます。なお、二次判定において、介護度が軽くなった人は24名、介護度が重くなった人は39名、非該当の人はゼロでございました。

2点目の、新規認定申請者、区分変更申請者は経過措置の対象から外されているが、美浜町での対応はとの御質問でございますが、今回の経過措置は、要介護認定の更新に際し、安定的な介護サービスの利用を確保する観点からの措置であります。御質問の新規認定申請者及び区分変更申請者につきましては、国の制度で経過措置に該当させないと規定されており、美浜町独自の対応はできないこととなっております。

3点目の10月からの見直しによる介護認定が利用者不在にならないよう、4月からの新規認定者も含めて考えないかとの御質問でございますが、4月からの新規認定申請者につきましては、国から示されました新基準に基づき認定審査を行っており、今回の経過措置には該当しませんので、10月からの見直しに含める考えはございません。

4点目の、10月からの見直し新基準について、認定調査員を初め介護サービス従事者に内容の研修・説明会を開催し、現場の混乱を起こさないようにすべきではないかとの御質問でございますが、8月下旬に厚生労働省担当課主催の要介護認定調査員ブロック研修会が開催され、認定調査に係る職員及び担当者が参加し、受講いたしました。また、今回の修正点を理解するためのDVD教材及び要介護認定調査員テキストも配付されており、自宅においても復習することができ、万全な体制で調査できるものと考えております。

次に、山下町政の行政改革優先の問題点についての御質問ですが、まず最初に、私の行政改革の考え方とまちづくりの考え方につきまして述べさせていただきます。

国の危機的な財政状況や少子・高齢化、企業の国際的な競争の激化など、本町を取り巻く環境は今後ますます厳しくなるものと考えています。このため、本町が総合計画等に掲げているさまざまな政策や施策を確実に実施していくためには、事務事業の再編、縮小、定員管理の適正化を初め、思い切った改革を行う集中改革プランの実施に向け、職員一丸となって取り組んでいます。このプランは本年度が最終年度となっており、私といたしましては、引き続き新たな改革目標を定めた改革プランを計画実施するよう担当部に指示をいたしております。

この取り組みの目的は、行政の仕事の非効率性や無駄な事業を徹底的に見直すことで、コストの削減を図るとともに効果的な行政を実現することです。言い換えれば、行政のスリム化を図ることにより、官から民への流れを推し進めることとなります。しかしながら、幾ら効果的な行政を目指そうとも、行政のスリム化だけを目的とする改革には限界があります。単にサービスを切り捨てるだけになっては、本町の持続的な発展は望むべくもありません。また、効果的な行政を実現させるためには、町民の多様なニーズの中から何を選択すればよいのか、どのようなサービスを提供すればよいのかということについて、町民の方々と合意できる仕組みができればと考えています。

現在、町民のニーズは多様化し、それに伴い新たな地域課題が山積しています。地域の課題解決のためには、行政任せではなく、町民みずから主体的にかかわっていただくことが重要と考えています。それは個人の発言を尊重し、生きがい、やりがいに満ちた社会の創造を目指す過程でもあります。こうした社会の創造には自主的に取り組む地域活動や、社会活動を促したり、町の政策過程を透明化したり、情報公開を徹底したりするなどにより、個人の善意にゆだねるだけでなく、行政と町民との関係をつくっている考え方を変える必要があると考えています。

これからの行政は、真に行政でなければ責任を果たし得ない領域で、確実にその役割を担うと同時に、住民団体、企業などのさまざまな主体と連携しながら、町民が安心して生活ができるような町民との協働の精神でもって町政を運営していく必要があると考えています。

地方分権が進む中、我々自治体には、より一層の自己責任による行政運営が求められる時代となっており、とりわけ子供施策及び高齢者福祉の充実や、地域の活性化などの新たな住民サービスの構築につきましては、各自自治体の地域の特性を生かした工夫が求められております。これらを早く実施するためにも行政改革は必要であります。継続して行うことにより、初めて新たなサービスが提供できるようになると考えています。

さて、御質問の私の行政改革優先の問題点につきましては、私として町民の生活を脅かす改革は行ってはいないと考えています。むしろ、緊急の道路整備、防災・防犯対策等の予算は増加傾向にあると思います。図書館の開館時間の短縮につきましては、利用者等を十分調査した上で判断いたしましたものであります。改革を断行した個々のことは申し上げることはできませんので、よろしくお願いいたします。

また、議員も御承知のことと思いますが、町民要望のすべてにお答えできる状況にはありません。さらに、行政改革には一部痛みを伴うことをお願いすることもあります。丸田議員の質問にもお答えいたしました。行政

改革は重い決断をしなければとてもできないことであります。また、今まで行ってまいりました行政改革を後戻りさせることはできません。しかし、重い決断で行った改革ではありますが、見直しをすることも、状況等をよく判断して、時には行うことも必要であることは十分認識いたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、巡回バスのバス停の改善についてでございますが、巡回バスは、御存じのとおり本町の機構改革による野間支所及び上野間出張所の廃止に伴う役場本庁舎への足の確保を図るため導入したものでございます。現在は、その他の用に利用されている町民の方々もおいでになることも十分承知しておりますし、生活面での足として住民の皆様喜んでいただければと思っています。平成20年度におきましては3万2,128人の方が御利用していただきました。

なお、御質問の知多厚生病院につきましては、近傍に河和台入口のバス停がございますので、そちらの利用にて対応していただければと考えております。

次に、新型インフルエンザの流行への対策はについてでございますが、近隣市町において、新型インフルエンザの感染者の発症と、町内小・中学校の児童・生徒の保護者の方より感染の報告を受け、8月28日に美浜町新型インフルエンザ対策本部を開催させていただきました。小・中学校については、夏休み期間中であり、保護者の方から連絡があった児童・生徒のみしか把握ができておりませんが、河和小学校で4人、野間小学校で2人、奥田小学校で2人、上野間小学校で2人、野間中学校で1人、計11人の児童・生徒が感染をしていました。また、町内の病院において診療された方で、8月1日から26日までの時点で47名の方がインフルエンザA型と診断されたと報告を受け、対策本部といたしましては、今までの感染に対する「注意」から「警戒宣言における警戒中」とし、役場庁舎及び保健センターに看板を掲げ、広く住民の方に警戒を呼びかけることといたしました。

さらに、今までも町広報、チラシ等により予防に対する啓発と注意を促してまいりましたが、引き続き町ホームページ、役場だより等により、現況における感染状況等情報の提供により、予防に対し意識の啓発を図るなど対応を講じることとしています。

また、御質問の高齢者施設につきましては、感染予防に対する情報提供を行うとともに、公共施設等については、消毒液の設置並びに予防、感染に対する警戒呼びかけのポスター等の掲示、保育所、小・中学校については、保護者の方々への予防の徹底実施の通知、感染時における報告の協力体制の依頼などの対策を講じることとしています。

なお、鳥インフルエンザ強毒性に対する対応の指針として、美浜町新型インフルエンザ対策行動計画を策定中であり、弱毒性である今回の新型インフルエンザにつきましては、この行動計画を応用しながら対応を進めたいと考えています。また、この行動計画書を本議会の最終日までには議員の皆様にもお配りできるよう準備を進めておりますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

鈴木議員、再質問ありますか。

4番（鈴木美代子君）

介護保険の問題から再質問を行います。

町長から、4月から8月までの更新認定で228人の人が更新認定をして、軽くなった人は77人ということです。経過措置をした人は28人ではなかったかなと思うんですが、その辺をちょっと担当から。もう一回聞きたいのは、内訳があると思うんですけれども、例えば介護度4から2に軽くなって、それで経過措置を希望して、そのままの認定でとか、そういう具体的なことがもしわかればお聞かせください。

厚生部長（中野雅夫君）

ただいま鈴木議員の御質問で、経過措置で変わった人が28名じゃないかということでございますが、軽く判定が出たから上げてほしいという方が24名、重く出ちゃったから自分の一部負担金、1割の負担が高くなるから、従来の低いままで置いてほしいという方が4名ございまして、28名の方が経過措置の対象者ですが、上げてほしいという方が24名というのを町長が申し上げました。

4番（鈴木美代子君）

今、質問したように、具体的にわかっているだけでいいんですけども、どんなふうに軽くなった、結果的に軽く出たのかなということが知りたいのと、それから、ここで見ると一次判定で非該当が13人いて、二次判定でゼロになっているんですが、こういう更新認定というのは、ずうっと認定されてここへ来て、また更新時だからということで認定をし直すんですけども、現実には非該当というのがこんなに出ることがあるのかということもお聞きしたいんですが。

厚生部長（中野雅夫君）

非該当になった数ということでございますが、4月、5月で調査して問題になりました非該当が2.4%から5%にふえたというのは、これは二次判定後の全国の抽出した調査結果です。美浜町は、二次判定後は非該当はゼロということでございます。一次判定で非該当というのは、やはりよその市町とか全国の調査においてはもっと大きなパーセントが出ておったかと思っております。

4番（鈴木美代子君）

よその地域の調査結果を見ても、近隣では半田市とか武豊の結果を見ても、例えば更新で軽くなった人というのは本当にたくさん出ているんですね。重くなった人というのは少ないというのがあるんですけども、今回美浜町はあんまりよくわからない結果が出ているんですけども、まず、結果的に認定が軽くなってしまった人などから、経過措置を説明する前に問い合わせはありましたか。

厚生部長（中野雅夫君）

4月からの新しいテキスト、認定基準で審査する時点で、軽くなった場合には経過措置を希望しますが、重くなったときは希望しますが、希望しませんかというアンケートを全員に用紙を渡しておりますので、その辺は周知できておると思っております。

4番（鈴木美代子君）

窓口の対応なんですけれども、軽くなった人、それから今までどおりの認定がいいとかいろいろあると思うんですけども、何かこの間担当に話を聞いたら、重くなると、もちろん介護給付の利用料が高くなることだから考えた方がいいんじゃないかとか、いろんな指導を窓口でしたという話ですけども、行き過ぎはありませんでしたか。

何でこんなことを聞くかという、介護認定で、今回は厚労省の給付削減を目的とした行き過ぎのテキストのために混乱が起きているんですが、本来、介護認定というのは、お年寄りが老後に安心してこれから暮らしていく、そのためにはこれだけの介護サービスが必要ですよということをあらわすんだと思うんですよね。だから、下手に軽い方が利用料は安いですよという指導はベターではないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

厚生部長（中野雅夫君）

私ども、本人のことを考えながら、サービスを目いっぱい使ってみえる方が介護度が下がってしまいますと、例えば利用できるデイサービスの回数も減ります。そういう方には申し上げておりません。利用率が利用できる20%、あるいは30%の方については、介護度が上がることによって利用する1回当たりの自己負担割合1割を払

っていただきますので、それが上がってしまうから、今50%しか使っていない、介護度が下がっても、その70%でまだおさまりますよとか、個々の人の状況を見ながら、御本人に有利なお話をさせていただいておりますので、なるべく下げましょうという指導はいたしておりません。

4番（鈴木美代子君）

はい、わかりました。

今回の件で、厚生省が事実を認めたとはいえども、給付費削減が目的でこういった新基準を決めて、混乱が起きたわけですが、窓口で担当していて、今回のごとくについては担当の方はどう思ってみえますか。

厚生部長（中野雅夫君）

一公務員として、国の施策に対してどうこうはなかなか言いづらうございますが、今まで自立ではなくて、介助が必要であるという部分が、例えば寝返りですね。寝返りを打たないと寝たきりの人は自立という判定を新基準では4月のときに出されました。これはいかがなものかというのは、どこの市町、どの調査員も思われたことであって、国が直ちにそういう声を聞いて修正されたということで、我々が疑問に思ったことは国が4月17日付で修正されております。それでも修正し切れない部分について、今回10月1日から、74項目のうち43項目をまた見直すということで、新しいテキスト、DVD教材等もいただき、研修を行っております。より正しい判定がされるように10月1日からはなると考えております。

4番（鈴木美代子君）

今担当からも話がありましたように、寝たきりの人でも移動だとか移送の手段について、それが不必要となったら自立の判定が出るとか、めちゃくちゃでしたね、新基準は。それが今回10月から新しくなるということで、担当の職員の方はそれを目にしていないと思うんですが、今回のものは4月からの新基準テキストと比べて正しい判定ができると自信を持って皆様にご説明ができるかという点と、それから今回のことについては、実質、介護の専従でやってみえるいろんな関係者の方には、その説明書を配るだけじゃなくて、やはり説明会を開いた方がいいと思うし、説明会をわかるようにやらなければ、前の基準のイメージもあるし、それで今度また新しいし、1月、2月はまた違う基準だし、基準が三つあるもんですから、今までのものと、4月からの新しいものと、今度10月からの新しい基準と、三つの基準が変わるもんですから、混乱が起きる可能性もある、その辺はどうやってさばこうと考えてみえますか。

厚生部長（中野雅夫君）

後からの質問の部分からお答えいたします。

認定調査員さんにつきましては、支援事業所に委託しておる部分と、今60%ほどの認定調査は町の臨時職員等でやっておりますので、日々の業務の中で指導いたしております。また、支援事業所さんの職員の方々につきましては8月に研修会を行い、またその後も教材をお渡しし、また不明な点は今までも窓口の方において、いろんな届け物をしに来たりする中で、この部分はどうでしょうねというのを私どもの担当の専門の係長等に質問しておるようでございます。10月1日からは万全な体制でできるものと考えております。

それと、新しい10月1日からのものがよりどうかということでございますが、21年3月までのものが認知症の部分がなかなかうまく反映できない部分がありました。その部分も加えながら、4月1日から新基準に変わりました。それが今申し上げた生活の自立云々という部分で若干まずい部分があったと国も認めまして、その部分を直しましたので、旧来の21年3月のものよりもよりいい判定基準になったと、私どもはテキストを見ながら考えておるところでございます。

4番（鈴木美代子君）

高齢者はまじめにそれまで保険料を払ってきているし、介護給付サービスが必要なときに、やはり本人が希望するサービスがスムーズに受けられるように、それでもってその方が老後を安心して暮らしていけるように、それが私たちの願いですから、やはり今回のこともいい教訓にして、これからどうなるか、私も新しい基準をまだ知りませんので、見ていませんのでわかりませんが、私も気をつけていきたいと思うし、担当の方も町民のためを思って頑張ってやっていただきたいと思います。

次に行きます。山下町政の話です。

今、さきに一般質問をした議員の私学助成の問題で見直すということを表明されましたので、それはそれで結構なことだと私思っています。ただ、山下町長が一生懸命やっている、それはよくわかるんですけども、余りに行政改革優先になり過ぎないかと。例えば、今回示された行政評価がありましたよね。評価をいただきましたけど、それを見ても別に美浜町は問題はないし、美浜町は財政力指数0.78ということで、全国でもまああのところにおるだろうし、山下町長が昨年の予算編成方針でも、財政赤字団体にこれ以上やっていくとなるぞとか、そんなことが書いてありましたけど、私は町職員がまじめに頑張ってやっているところを見ると、そんな心配はないと思うし、だから私、今回の質問では、行政としてやるべきことはやらないけない。だから、21年度予算で私学助成もカットしたし、それから学童保育も19、20で2年間の実施だけでカットしましたし、図書館の開館時間も行革としては150万円ぐらいの行革のためにカットしているし、ちょっとやり過ぎではないかとずっと思っていました。

今回、私は道路の問題で、6月の終わりごろだと思うんですけど、第2グラウンドの横の美浜町有地の一部が駐車場と生活道路に移動用のガードレールで分けられているんですが、その生活道路が、あのときすごい雨が降ったもんですから、道幅全体に穴ぼこというんですか、水たまりというんですか、そういうものが四つぐらいあるような、すごい広い道路がありまして、町民から何遍でも電話やら、会うと何遍でも言われたりして、「鈴木さん、道路だけ車も通れなきゃ、人間も通れんよ。こんな道がある。見ておいで」と言って、見に行ったらすごい驚いて、それで土木の方に言いました。至急直してほしいと。本当にひどいから、車がぶつかったり何か事故が起きる前に直してほしいと。それからしばらくして、町民からまた催促されて、私はしょっちゅう見ているんだけど一向に直しようがない。私はそのときに、あそこは隣の会社のダンプがしょっちゅう通ってほじられるようになっているから、そこは舗装するよというんことも要求したんですけども、8月31日の私が一般質問を出すその日までそのまま、雨が降っていないから水はありませんけど、もうぼこんぼこんの道でした。それがけさ見てきたら、碎石で、道は碎石じゃだめなんですけど、このことを思って私は本当に腹が立ちました。町民が本当に何かあってけがでもしなきゃいいがとずうっと私は思っておったもんですから、土木でもその後行きました、まだあのままだよと言って。あのぐらいのことを何で、財政が厳しいかもしれないけれども、緊急にやってもらえないか。

防犯対策でもそうですよ。区から古布のほ場整備に新しい道路ができました。そこは中学生が自転車でも通るし、子供もよく通るし、町民もよく通る道です、いい道になりましたから、あそこは2キロもないんだけど、1キロぐらいあるんだけど、真っ暗です。防犯、何にもありません、水銀灯も何にも。区から要望を出しました。ところが、電信柱がないから明かりをつけられないと言うんですよ。隅と隅は電柱があるから明かりがつけられるけど、真ん中は電柱がないから明かりがつけられないと言うんですよ。それでは町民の命は守っていけないんじゃないですか。私は、行革大事です、否定はしません、絶対に。やるべきことはやらないかん、無駄は省かないといけないんだけど、やっぱり町民の命と暮らしを守る上で最低限の、今私が言ったような、何か事故が起きてもいいけないから、道路修繕を早く、碎石でもやって、その後生コンでやるとか、本当に町民を守る立場からさっと

仕事ができないかと思うんですよ。その辺、ぜひ答えてください、担当がいると思いますので。

もう一つ、その道路を私も二月半ぐらいの間に何遍も見に行きましたけど、私が要求したときと、その後、現場を見て、水たまりが幾つもあるような現実を見て、これは何にもせんでいいなと、それで放置しておいたのか、その辺もちゃんと答えてください。

社会教育課長（伊藤昭一君）

最初土木課の方に道路のことで言ったということで、我々の方にちょっと連絡がありまして、社会教育課の方が第2グラウンドの駐車場ということで連絡いただきまして、我々の方も業者の方に第2グラウンドが余りにひどいということで砕石を入れさせていただきました。その後、土木の方からまた連絡がありまして、入れたところが違うということで、急遽、我々の方も確認しまして、新たに道路の方に入れて砕石をならせたのが実は現状です。大変申しわけないと思っております。

4番（鈴木美代子君）

それが二月半もかかるんですか。私が言っていたのは6月終わりだと思うよ。あるいは7月の初めかな。何しろ二月以上たっているんだよ。8月31日の朝はまだぼこぼこでした。それがきょう行ったら、いいよ、砕石してもらえばありがたいことだけれども、こんなに日にちがかかるのですかということよ。私はちゃんと説明したんだよ、土木に。ここだと言って、場所を。私が言っているのは、財政が厳しくてもやらないけないことはやらないけないよということですよ。

議長（谷川梅太郎君）

鈴木君に申し上げます。残り時間6分、そして今の質問なんです、これは行政改革の件でありますので、これは通告はしてありませんから、その辺のことを留意して質問をしてください。それは道路整備と書いてありますけど、部分的なそういうことはこちらも答弁を用意してありませんし、その辺のことも考慮して質問をしてください。

4番（鈴木美代子君）

読んでくださいよ、ちゃんと。緊急の道路整備、防犯対策など町民が安心して暮らせるためには必要なものがあると、行革を優先する余り、町民の生活を脅かす結果になると、ちゃんと書いてあることじゃないですか。

議長（谷川梅太郎君）

ですから、今も言いましたように、部分的なことに関しては答弁が.....。

4番（鈴木美代子君）

部分じゃないですよ。中ですよ、これは。何が部分ですか。いいです。時間がありません。

議長（谷川梅太郎君）

残り6分です。

4番（鈴木美代子君）

次に行く前に、山下町長には私立高校の助成に道を開いてくれるような感じでしたので、私も6月にも質問しましたし、ずっとやってきました。ありがたいと思います。行革でやったことを後戻りはしないと申しましたが、ぜひ見直しも必要だと御本人もおっしゃっていますので、見直しの必要性を感じたときはきちっと見直しをしていただきたいと思いますともう一回お願いします。

それからバスのことですけれども、お年寄りがなかなか歩けないんですね、医者通いのお年寄り。だからバスを利用するんです。だから、よそのバス停と厚生病院の近くと二つを一つに、厚生病院の方に一つつくらなったら、やっぱりどこかのバス停をもうちょっと近くにするとか、何か工夫していただけないかと思うんですけ

ど、それはいかがでしょうか。

それともう一つは、インフルエンザの件です。インフルエンザは最初は大騒ぎになりました。あんなに大騒ぎする必要はないんですけど、一般の季節性の風邪でも毎年のようにたくさんの方が亡くなっていますので。ただ、これだけは言うておきたいんですけど、後手後手にならないように、人間のやることだから後手後手になる可能性もありますけれども、できるだけ後手後手にならないように、町民の特に高齢者、それから基礎疾患を持った人、それから子供たちに何とかPRできるような方法をぜひ考えていただいて、新たに10月下旬にワクチンができるというんですけども、新たに何か方法がないか考えてみてください。本当に町民が亡くなることも絶対に避けたいといけないし、守っていききたいという気持ちから答えてください。

総務部長（石川達男君）

まず、1点目の巡回バスのバス停の関係でございます。

知多厚生病院への巡回バスの利用につきましては、町長お答えしましたけれども、野間県道沿いに設置しております停留所名、河和台入口で下車していただければ、厚生病院は目の前にあるという状態でございます。河和台の付近ということで、もう一つ、河和台の方に入っていきます河和台中央交差点という交差点がありますが、河和台の入り口というのは、今度新しく入り口が厚生病院は変わりましたけれども、野間県道沿いのすぐ横にあるということで目の前になっています。知多厚生病院前ということにはなっておりませんが、知多厚生病院はすぐ目の前でございますので、お年寄りの方につきましても、御利用については便利になっておるといふふうに御理解をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

健康推進課長（西川佳英君）

インフルエンザの関係でございます。子供たちにPRということですが、私たちの課におきましては、8月の回覧、それから6月等の美浜の広報、または美浜町のホームページ、それからCATV等で広報、回覧板を行っているわけでございますけれども、その中でインフルエンザの予防の徹底ということで、小まめに手を洗うとか、うがいをしっかりとるか、マスクをしようとか、当たり前のことでございますけれども、そういった中でやっているもので、自宅の介護の仕方とか注意点ですね。インフルエンザにかかった人はマスクをかけたり、小まめに窓をあけて菌を中に閉じ込めないとか、そういったものでございます。また、気分が悪くなったときでございますけれども、かかりつけの医者に電話をしてもらいまして、そのときの指示に従ってもらいたいと思っております。というのは、もし行って、ほかの患者がかかると大変でございますので、電話をかけて医者からの指示に従ってということですのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって鈴木美代子君の質問を終わります。

次に、3番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問してください。

〔3番 山本辰見君 登壇〕

3番（山本辰見君）

議長の許可がありましたので、さきに提出しました質問通告書に従いまして、順次質問いたします。町長の明確な答弁を求めるものであります。

私は6月議会に引き続き、さらにこの内容を深める意味で質問をさせていただきます。

大きい1点、地域の農業関係者を初めとして多くの皆さんが心配している、町内各地で行われている良質の土砂の採掘後に、汚染土壌や建築残土、あるいは建築廃材も疑われているような産業廃棄物の不法投棄とならないようにする問題であります。土砂の採掘、埋め立てに関連する美浜町の監視、指導体制のしっかりとした条例の

制定を求めるものであります。

細かい1点です。さきの6月議会で質問した際、山下町長より担当部署に対して、土砂の埋め立てなどによる土壌汚染、災害の防止に関する条例、この制定の準備、あるいは他町の条例の検討を指示されましたが、具体的にどこまで進んでいるのか。また、いつごろを目標に条例を準備しているのか、お答えください。

2点目、担当部局は経済環境部と考えられますけれども、部の中で、以前は私は農業水産の方を主に話をさせていただきましたが、内容としては環境保全の方がむしろ主力にならなければならないと考えます。農業水産課、環境保全課等での準備の会合をどのように持たれたのか、報告ください。

3点目、同様に6月議会で私から指摘しました産業廃棄物不法処理防止連絡協議会、この知多地域の会合が、ちょうど一般質問したすぐ後に開催されたとお聞きしております。この組織というのはどのような位置づけの会合で、美浜町からの参加者はどういう方が、またこの会合の主たる内容はどういうものだったのか報告ください。

4点目、6月議会で指摘した際には、この一時転用の現場と現場の見回り指導はおおむね月1回くらい行っている、こういう町長からの答弁がありましたけれども、具体的に確認をさせてください。

現在進行形の現場は8ヵ所とお聞きしておりますけれども、今の管理状況はどなかぐあいで進んでいるのか。それぞれの現場ごとの台帳なるものが整理されていて、見回りした日付だとか、あるいはそのときの現場の写真などは記録されているのかどうか。また、その現場によっては、具体的に問題があって指導した内容等があれば報告ください。

大きい2点目でございます。海遊祭のあり方についてでございますけれども、いろいろ問題を抱えたように住民の皆さん、町民の皆さんには映っております。山下町長の認識を伺うものであります。

私は、海遊祭というものは、本来の目的には、美浜町行政だけではなく美浜町観光協会、あるいは商工会、住民の方、地元の業者も含めて、観光協会などの企画する側も、また参加していただく側も皆さんが元気になり、町内外からの多くの観光客が訪れて、そこそこの売り上げに寄与するものでなければならないと考えております。この海遊祭事業と美浜町観光協会との関係はどのようになっているのか、お答えください。

また、美浜町観光協会に対して、美浜海遊祭として2008年も2009年も700万円の事業委託をしておりますけれども、実態としてはほとんど一括の委託で、中身としては見えてきません。いわゆる中身の不明な業者に丸投げの状況ではないかと見受けられます。美浜町から事業委託する際に、例えば企画・宣伝の内容はこういうのがある、コンサートをどうする、花火大会などをどうする、こういったイベントの事業計画の明細なるものはあるのか。また、事業完了後の報告はどのようなことになっているのかお答えください。

3点目です。山下町長は議員の時代からトライアスロンを初めとしたイベント事業には批判的な対応をしてきたと私は思っておりますが、美浜ドン・パチの花火大会等を含めて、この海遊祭をどのように認識しているのか、伺います。

最後です。この際、美しい浜の町と命名してもう50年を超え、来年55周年となります。美浜町が真にこの観光事業が発展する方向での海遊祭のあり方について、今抜本的な見直しの時期ではないかと考えます。町長の決断をお聞きしたい。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

山本辰見議員の御質問にお答えをいたします 土砂の採掘、埋め立てに関連する監視、指導体制のしっかりと

した条例の制定についての1点目、町長より担当部署に対して条例制定の準備を指示されたが、具体的にどこまで進んでいるか。また、いつごろを目標に条例を準備しているか。2点目、担当部局の中で準備の会合をどのように持っているか。県内の他の市町村の条例など、どの程度研究しているかについての御質問の2点は、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

現在、県下の市町村で制定されている条例等を取り寄せ、比較、研究をいたしております。また、これから市町村で条例の施行を予定しているところの内容についても研究している状況でございます。

部の中での会合につきましては、部長を中心とし、農業水産課、環境保全課と協議・検討をしており、土壌汚染や地下水汚染を未然に防止し、町民の生活環境を保全するための条例を制定したいと考えております。

条例の制定につきましては、平成22年3月議会に上程したいと考えております。

3点目の産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の知多地域の会合が6月に開催されたと聞いている。この組織はどのような位置づけの会合で、美浜町からの参加者、並びに今回の会合の主たる内容はどのようなものだったのかの御質問でございますが、知多地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会は平成14年5月に設置され、尾張県民事務所知多県民センター環境保全課が事務局となり、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止とこれらの事案に対する迅速かつ的確な対応を行い、もって県民の快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として設置されています。

事業といたしましては、目的を達成するため、管内における産業廃棄物の不適正処理、不法投棄事案等の未然防止、早期発見に関する諸施策、産業廃棄物処理業者からの暴力団排除に関する情報の交換、産業廃棄物不法投棄事案防止等のための一斉パトロールを含む広報啓発活動を推進することになっております。

また、構成員として、知多県民センター環境保全課、半田保健所、知多保健所、知多農林水産事務所、西部家畜保健所、知多建設事務所、5市5町、半田警察署、東海警察署、知多警察署、社団法人愛知県産業廃棄物協会、社団法人愛知県建設業協会が組織されております。

会議は年1回以上開催されております。今年度は、6月12日に知多総合庁舎で開催されました。参加者につきましては、本町から2名が出席いたしております。主な内容につきましては、県資源循環推進課の主要事業について、産業廃棄物行政の概要として、産業廃棄物を適正に処理、再生資源活用審査制度について説明がありました。

4点目の、現在進められている農地の一時転用の管理状況及び現場台帳の記録、また具体的指導内容はどの御質問でございますが、8カ所の一時転用の現場につきましては、本年7月21日付で1カ所の完了報告書の提出があり、現在7カ所が施行中であります。これまでも随時確認をしてきましたが、7月と8月の2ヵ月間に8回の巡回を行い、延べ23カ所を調査いたしました。

管理状況及び指導内容でございますが、3カ所について申請内容と一部異なる転用が見受けられました。1件目については、自然土での埋め戻しが改良土を使っていたため、申請者、所有者を呼び、自然土に戻すよう指導し、改良土は撤去していただいております。2件目については、掘削方法で深さ、傾斜が計画以上になっていたため、その旨を指導し、現地の改善をしていただいております。また、3件目につきましては、一部埋め戻し改良土の種類が計画と異なっていたため、計画どおりの改良土に入れかえていただいております。

また、現場ごとの台帳管理でございますが、管理台帳として一覧表及び案件ごとの整理記録簿を作成・記帳して、確認記録、写真、指導記録等を整理しております。また、指導内容につきましては、不正な箇所が出た場合、申請者、土地所有者を呼んで、町と県において掘削方法の徹底、埋め戻しの適正施行及び改良土の適正化等について厳重な指導をしているところであります。今後とも、巡回調査の強化に努め、より徹底した現場確認を進め

ると同時に、県、町、農業委員会の連携を密にとり、指導推進に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、海遊祭のあり方についての1点目、海遊祭事業と美浜町観光協会の関係はどのようになっているかについての御質問でございますが、海遊祭事業は平成4年度から始まっています夏のイベント事業で、町が美浜町観光協会に委託、各種イベントを開催することにより、海水浴客や観光客の集客につながる事業を実施していただいております。

2点目の事業委託する際、事業計画の明細はあるのか、また事業完了後の報告はどのようになっているかについての御質問でございますが、町と美浜町観光協会と締結しております委託契約書には業務内容は明記してありますが、事業内容についての記載はございません。事業完了後には、事業実施報告書を提出していただいております。

3点目の海遊祭事業をどのように認識しているかについての御質問でございますが、平成4年度より海遊祭事業を実施し、各種のイベントを開催し、東海テレビ放送でのテレビの放映を行い、県内外より海水浴客や観光客の集客、観光資源のPRに努めてまいりました。年々海水浴客は減少傾向にあるものの、毎年10万人前後の海水浴客が来ていただけることは、海遊祭事業のおかげではないかと考えています。今後も、海遊祭事業は継続してまいりたいと考えています。

4点目の、抜本的な見直しの時期に来ているのではないかと御質問でございますが、海遊祭事業につきましては、町のにぎわいと活性化を進めていくためには、観光資源の開発と振興を図っていくことは大変重要ではないかと考えています。この海遊祭事業につきましては、平成4年度より美浜町観光協会に委託し、事業を実施していただいております。海遊祭事業によるイベントの参加、テレビ放送を通して県内外へ美浜町の観光をPRしていただいていることが海水浴客や観光客の確保において非常に大きいと思っています。今後、観光事業を推進していくためには必要な事業と考えておりますが、事業内容、実施方法等について、美浜町観光協会とよく調整をし、事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（谷川梅太郎君）

山本議員、再質問はありますか。

3番（山本辰見君）

他市町の条例の研究をしているということですが、五つの自治体が愛知県内では既に、そのタイトルは少し違うかもしれませんが、関連する条例を制定しております。そして、監視指導が強められておりますけれども、この五つの自治体のそれぞれの条例等、取り寄せて研究されてはいますか。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、他市町の条例を取り寄せて研究しておるかという御質問でございます。

今、議員、5市町と言われましたが、私ども、今現在把握しておりますのは2市5町で条例を制定しておるということを聞いております。そうした中で、これらの市町の条例を取り寄せて、それぞれ内容的にはほとんど変わってございませんけど、中に少しずつの差異がございますので、そういった点について私ども環境保全課の方が中心となって検討しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

3番（山本辰見君）

私の準備不足だったと思いますけど、2市5町の具体的な名前を教えてくださいたいと思います。その中に含まれているのかどうか分かりませんが、21年の3月に春日井市が同じように、3月時点の日付ですから、もしかして条例ができていないかもしれません。条例の制定を前提に、土砂等の埋め立てに関する条例の制定の基

本方向という答申が、春日井市の環境審議会から出されていました。それも取り寄せてもらっていますでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、私の言いました2市5町の具体的な市町名をということでございますので、市町名を申し上げます。豊明市さん、犬山市の2市に三好町、一色町、それと阿久比町、東郷町、大口町でございます。豊明市さんにつきましては、平成22年の1月1日から施行ということでお聞きしております。春日井市さんにつきましては、私ども取り寄せてはございません。ただ、先ほど議員が言われますように、今準備をして、審議会にかけて準備をしておるとい情報は入手しております。以上です。

3番（山本辰見君）

豊明市も、実は三好町と東郷町と隣接したところで、美浜町の場合は山砂というか、砂を取っているわけですが、ここの豊明、三好、あるいは東郷は粘土を取っているようです。状況としてはよく美浜町と似ているので、ぜひ参考にしてつくっていただきたいと思っておりますけれども、三好町と東郷町でインターネット等でありましたから、どういう経過でこれができるのかの簡単な説明をしていただきたいと思っております。条例の中身じゃなくて、なぜそういう条例をつくらなければならなかったのかがあろうかと思っておりますけれども、町の方ではどのようにつかんでおみえですか。

経済環境部長（榊原 茂君）

条例をつくった経緯については把握はしてございませんけど、それぞれの市町におきます条例の内容については把握してございますけど、そういった経緯についての把握はまとめてはございませんので、よろしくお願いたします。

3番（山本辰見君）

それでは、ぜひ答弁で欲しかったんですけど、私の方から2点だけ紹介したいと思います。

三好町でございます。三好町では、農地改良の客土と称して、陶土に利用するための粘土採取、その跡地について、建設残土の投棄や粘土の一時堆積場として無断に利用される事案が発生しています。また、粘土の一時堆積場からの砂じん等の被害もあり、周辺住民に被害を与えています。こういった実情にかんがみ、埋め立て等による土壌汚染や地下水汚染を防止するために、土砂の埋め立てを規制する条例を制定しました。

また、東郷町では、ここ数年、人家の近くにおいて樹木等を伐採し、山の形状を変化させ、土を採取し、その跡地について町外から土砂を搬入し、埋め立てを行う事業が多く行われてきた。事業規模についても、大規模化の傾向が見受けられる。これらの行為について、使用されている土砂については土質の規制がなく、周辺住民からの不安の声が寄せられている。こうした住民の不安を解消し、安全で良好な地域環境を保全していくために条例を制定し、必要な規制を行うこととしたとあります。

ぜひ美浜町も、私が質問した根本の中身はそういうことからです。地域の皆さんの心配を町として責任を持って、条例を制定することによって監視できる、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

今議員の言われました経緯について、私どもは条例については取り寄せておりますので、ただまとめてなかったものですから、ここで申し上げられなくて申しわけないと思っております。当然、私どもも今議員の言われました2町のそういった経緯、私どもも今までの条例制定に向けての経緯等々ございますので、今の議員の言われました2町の条例内容等、当然よく吟味させていただいて、私どもの条例制定に向けてはそういったところの内容も反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

3番（山本辰見君）

先ほどご紹介したように、豊明、三好、東郷では粘土の産地でありました。美浜は山砂ということですから、採取する土砂の種類こそ違いますけれども、美浜町と同じようなことが行われていて、いい土を取って、それを売って商売になる。そのところに、本来だったら自然土、あるいは改良土、問題のない土を入れることが本来ですけれども、実はそうじゃない形が往々にしてあったと。豊明市では条例がなかった段階では、粘土の採取後にそこに建築廃材を埋め戻したとして業者が逮捕される事件も起きておりますし、後で紹介したいと思いますが、三河の方でもこの場所と一緒に違うのか、ちょっと場所は特定できませんでしたが、不法投棄の問題でもとに戻せという県の指導が入っております。

もう一つは、先ほど町長の答弁の中にありました産業廃棄物の業者の問題があるわけですが、豊田だとか岡崎市、それから名古屋市、豊橋市等も、産業廃棄物の方の処理が相当厳しくなっているものですから、実は一定の美浜町の方へ運んでくるダンプの業者などの間では、三河では厳しく指導されているけれども、言葉は悪いけど、美浜町へ持っていけば簡単に取ってくれるというような状況がまかり通っております。いわゆる条例の整備がおくれている関係から、美浜町がターゲットにされて、野放しの状態だったと思っております。

この条例の準備について、愛知県先ほど出た、今名前が変わったのでうまく言えませんが、もとの知多事務所ですね。こちらの方とはどういう相談をされておりますか。

経済環境部長（榊原 茂君）

条例の制定に向けましては、愛知県県民センターの廃棄物を担当しております環境課、また農業委員会を所管しております農政課等々と調整をさせていただいております。以上です。

3番（山本辰見君）

それでは、次の点をもう一回確認させていただきます。

町長にお聞きします。先ほど報告のありました知多地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会、美浜町から職員が2人参加しておりますけれども、この中に建設系産業廃棄物に関しての指導がありましたけれども、町長はこの内容も含めて報告を受けていますでしょうか。その具体的な内容があれば教えてください。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、6月の会議の件を御質問されたかと思えます。その内容については、町長が壇上で申し上げましたとおりで、今議員の言われますのは、多分その中の資料のことではないかと思えます。その資料については、議員の言われますように、建設系の産業廃棄物の選別の取り扱いについてという指導についての資料は配付をさせていただいております。以上です。

3番（山本辰見君）

私は、こういう質問をしました。町長は、その報告を受けて、内容を御存じですかと言いましたけれども、町長から答弁をいただきたいと思えます。

経済環境部長（榊原 茂君）

今報告をということでございました。この会議に出たのが主査と補佐の2名でございます。そういった中で、復命書につきましては担当課長が復命の報告を受けております。ということで、町長までの報告はしてございません。以上です。

3番（山本辰見君）

それでは部長の方からで結構でございます。このときの会議の資料の9というのを具体的に紹介ください。

経済環境部長（榊原 茂君）

このときの資料の9については、私、先ほども申し上げましたように、最近の不適切事例、それから県の指導内容になっておるかと思えます。

3番（山本辰見君）

具体的にと言いましたから、文章を読み上げるとか、説明をしてください。

経済環境部長（榊原 茂君）

申しわけありません。それでは、内容について読ませていただきます。

1番の、最近の不適正事例ということで、廃棄物の発生状況、建築物の解体業者が、解体現場で発生した混合廃棄物を自社の中間処理場の振動ふるいで選別した。ふるいの上のものは、産業廃棄物として保管し、ふるい下ものについては産業廃棄物最終処分場でない農地に埋立処分をした。

(2)として、ふるい下のものの性状ということで、ふるい下のものの性状は、木くず、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くずまじりの残土であり、これらの廃棄物は目視できる状態であったと。

(3)として、行政の対応ということで、ふるい下のものは土と産業廃棄物の混合物であり、これを最終処分場以外に埋め立てたことは、廃棄物処理法第12条第1項の処理基準に適合しないとともに、同法第16条に違反しているおそれがあることから、農地からの産業廃棄物の撤去、適正処分を解体業者に勧告したと。

2番目といたしまして、県の指導内容といたしましては、建設系廃棄物を選別する場合には、廃棄物の大きさが異なることや、異物が混入していることが多いため、トロンメル等で選別したとしても、ふるい下のものに廃棄物が混入していれば、基本的に産業廃棄物の最終処分場で適切に処分しなければならないという内容でございます。

3番（山本辰見君）

ありがとうございました。

要は建築の現場から出て、ガラスやコンクリートの破片、れんが等が入ったものは、埋め戻しには使ってはならないと。もとの状態、あるいは違う土に戻せということを指導したと。三河の方がこうだったんだから、知多でもこういうことはあっちゃならんよというのが基本的な考え方だと思います。

私は、前回も取り上げました杉谷池の、野間と役場を行き来するところにあります現場で、全くこれと同じような内容の土が使われていたということで、これはすぐ報告して、県も見に来て、町も見に来て、まずいなと。山本みたいな素人でもすぐわかる中身でございます。ここに現物がありますけれども、決してふるいにかかった、下にこぼれたようなとは違うような、結構大きなれんがとかガラスとか、金属も含まれております。これは、町の方はこのことをもちろん御存じですけど、同じようなものを採取してサンプルとか、こういうことはいかんということで取っておりますか。また、そこへの対応はどのようにされておりますか、教えてください。

経済環境部長（榊原 茂君）

サンプルは持っておりませんが、当然写真の方は撮っております。

そして、どのような指導をしておるかということでございます。県と一緒に現地へ行きまして、今言われるものについては当初の計画書とは異なるからだめだということで、申請者につきましては、路盤材として使用しているものについては当然撤去すると。撤去した場合に、当然写真を添付するように、今指導はしてございます。以上です。

3番（山本辰見君）

現物でなくて、写真に写るぐらいははっきりした形で、向こうの方はダンプが埋まらない形のところに敷いただけという言い方ですけども、先ほど町長の答弁にありました、今8カ所が7カ所ということですけども、

同じような状況がほかではないのか。7カ所の現場にはどういう指導をしておりますでしょうか。

というのは、この産業廃棄物の問題もですけれども、私は条例はまずい土を捨てるのもそうですし、もう一つは事故の問題が、本当に監視を強めないことには事故につながると。この資料を取り寄せたり、現地の方と打ち合わせしたり、問い合わせする中で、残念な結果を聞かされました。

先ほど紹介しました東郷町では、山砂じゃなくて泥ですから、多分ほじくり返したところが水はけがよくなかったと思います。採掘の、向こうは2年間という工事期間があったようですけれども、雨水がたまっている状況のところを小学生の児童がそこに落ちちゃったと。落ちちゃったというより、現場の近くで泥んこ遊びをしていて、体を洗いに行っちゃって、死亡事故とつながっております。東郷町では、こういった事故もあって、重い腰をようやく上げて、条例制定にこぎつけたということをお聞きしました。ここでは、それまでの答弁では、監視は強めていますということでしたけれども、実際にはトラロープが張ってあるだけのような形で、子供が、もちろん現場ですから本来は入っちゃいかんわけですけれども、子供でも入れるような、美浜の場合は少し山手のところになりますけれども、ほかでは通学路のすぐ近くで工事していると、そういう状況でありました。

これは、美浜町でも実は浦戸の落合というところがあります。カインズのすぐ近くのところでございますけれども、ここでも私が以前、経済環境、農水の方からもらった地図に落としてもらった現場と済んだ現場のところにはリストがありませんでしたけれども、その採掘の跡地では、雨が降るとぬかるみというか、沼地になることをお聞きしています。現場も見に行きました。ここは排水の工事もしていませんし、だから東郷町だけじゃなくて、美浜にもそういう現場もあります。美浜町のリストには載っていませんでした。ただ、工事したのは、お聞きしたらその現場は知っていると言いましたけれども、私は事が大きくなる前に、本当に早く、それは先ほど町長、3月議会までに用意したいということでしたけれども、本当に早めていただきたい。

それと、条例待ちじゃなくて、先ほど台帳で管理しているということを言いましたけれども、本当に見回りをさらに強めていただきたい。

それから産業廃棄物、これらにかかわることだけじゃなくて、不法投棄がないのか、パトロールをさらに強めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、現地の確認、パトロール強化について御質問をいただきました。

この件につきましては、9月の補正予算でも愛知県の緊急雇用創出事業基金の補助金を利用いたしまして、4款の衛生費の方で不法投棄等の対策指導委託料ということで、週のうちの5日間、6時間を町内をそうしたパトロールをしていただくように、今補正予算の方がお願いしてございます。そういったこと等、現場の監視については強めてまいりたいと考えております。

それと、今それぞれどんな指導をしたかということですが、たくさんの指導をしてございます。今、8カ所のうち、一番多く指導したものが5回で2件ございます。一番少ないのが1回で1件ということで、あと2件、3件、4件というふうな指導というか、現地での見回り等々を行っております。以上です。

3番（山本辰見君）

中身の濃い条例になることを、実は私、経済建設常任委員会にことしから参加しました。常任委員会の中でも、ぜひこれは前向きにとらえて、できることならほかの市町の状況も勉強に行こうということで、一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の点に移ります。

海遊祭のことでございますけれども、700万の事業委託、総合的な企画をしているので、個々の事業計画ある

いは予算配分は想定してないということですが、そういう答弁をするだろことは予想されましたけれども、実はほかの同僚議員からも質問がありましたように、行政改革の問題、これまで山下町長、議員の時代からイベント事業を批判して、無駄遣いを減らせということで今取り組んでいるわけですが、この海遊祭については昨年と同様の金額がそのまま計上されています。先ほど午前中の同僚議員の質問の中で、私立高校の授業料の見直しは約束されましたけれども、今年度は高校生の授業料の補助金1万円を、総額でもたかだか60万から70万、こういう予算を削り、各種団体の補助金などを容赦なくカットしている。そういう状況の中でも、海遊祭事業については、中身はわからないけれども、全然見直しをしてない、こういう状況でございます。これはいかなものでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

海遊祭事業は、現在700万円で委託してございます。この海遊祭事業の一番の大きなものとしたしましては、コンサートとかビーチバレーとか、いろんな事業の催し物を美浜町の方で開催していただくというのは、一つの観光客等の誘致等、非常に大きなものがございまして、それ以上に東海テレビの放送網を使っていただいて、県内外に美浜町の観光資源、観光というものをアピールしていただいて、観光客が来ていただくという非常に大きなものがございまして。

美浜町の観光客でございますが、平成6年で211万6,000人、平成13年で392万6,000人、平成20年で443万4,000人の方々美浜町の方に来ていただいております。ただ、これは累計数字ですので、重なっておる部分があるかも知れませんが、そういった形で右肩上がりというのか、観光客の方は来ていただいておりますし、予算説明のときでも申し上げましたように、食と健康の館についても、やはり右肩上がりの入場者をカウントしてございます。ただ、海水浴客については、私どもの町だけではなく、隣町もそうだと思いますが、年々海水浴客については減少をしておりますが、ただ、今10万人前後の海水浴客が美浜町を訪れていただいております。ということは、この海遊祭事業というものが大きな効果があるのではないかとこのように考えております。以上です。

3番（山本辰見君）

先ほど海遊祭と観光協会の関係でお尋ねしましたが、美浜町の観光協会、担当の窓口は経済環境部の商工観光課だと思いますが、観光協会の事務局員はお見えですか。

経済環境部長（榊原 茂君）

観光協会につきましては、私ども商工観光課の中に事務局がございまして、そして、私どもの職員が事務のお手伝いをさせていただいております。以上です。

3番（山本辰見君）

実際は事務局員はいないと思っております。美浜町の商工会にしても、商工会は事務局を別に借りておりますけれども、事務局でも町の職員とは切り離して、独自に事務局員を置いてありますし、町の中に事務局がある土地改良区の事務局でも専任の方が見えます。ということですので、例えば観光協会に事業を委託したということは、町の職員に委託するわけじゃないですから、いわゆる町から業者に委託しているということになるかと思っておりますけれども、それでよかったですね。

経済環境部長（榊原 茂君）

町から業者に発注しておるのではないかとこのようにございまして、あくまでも私どもは美浜町から美浜町観光協会の方に事業委託をして、美浜町観光協会の方で事業を実施していただいております。以上です。

3番（山本辰見君）

形はそういうことですが、事務局員がいなくて観光協会の会長さんが事務的なことから全部やっているのかわかりませんが、町の職員の方が実務的な仕事を発注していると考えられます。

時間がないので、最後にまとめますけれども、実は当然予算というのは3月の段階で決めますけれども、海遊祭についてことはこういう中身で海遊祭を考えたいという事前の相談はどことしているのか。例えば、ことし21年は花火大会が中止になったことをお聞きしましたが、決して花火大会を否定するものではありませんけれども、先ほどの東海テレビ経由の一発勝負のような事業だけではなくて、先ほど言いました何万人も何十万人もお客さんが来てくれる、名古屋などから来てくれるお客さんを気持ちよく迎えてあげる、そういう町にしていかなければならない。いわゆる壇上でも言いましたように、美しい浜の町と名前をつけた町ですから、私は海岸全体が公園ではないかという考え方もできると思います。そういったときに、この海遊祭事業で、例えば町営のトイレが北奥田とか上野間にはまだできていません。以前の流れからいくと、下の方から順番につくってきて、今ビーチランドの辺で終わっておりますけど、北奥田、上野間、今度港にできたところはちょっと判断をしかねますけれども、そういう面では公衆トイレのまだまだ整備がおくれている。こういった問題も含めて、700万円がもっと有効に、地元も潤う、地元がもっと環境がよくなることも含めた内容に変わっていかなければならない、こういうことを思いますので、ぜひあわせて検討していただきたい。

実は、本当に地元が観光協会が主体になり、町が主体になって取り組めば、日間賀島の例が、皆さんも御存じだと思いますが、日間賀島は結構観光だとかいう形で成功しています。地元が本当に主体的になって取り組んでいますので、ぜひそういういい事例を参考にして、観光協会に丸投げではなくて、町が主体となった海遊祭、町の発展のために努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

私ども、今考えておるといふか、議員の言われますように、観光協会の事務局の所在については先ほども言いましたように、私どものところにあります。そういったことから、今後観光協会も、それぞれの観光協会が主体となって、自主的といふか、みずからそういった観光事業に取り組んでいただけるように、そういった指導等はしていきたいというふうに考えております。

先ほど言われました日間賀島の観光カリスマの方の件については、そういったことで自分たちの観光協会が主体となって、みずから取り組んでおるといふ、どちらかといえば全国的な模範的なケースではないかと私は思っておりますので、そういったところも参考にさせていただいて、今後、この観光協会とよく調整をしながら、この海遊祭事業についても取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。

ここで休憩といたします。

〔午後2時40分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、1番 森川元晴君の質問を許可します。森川元晴君、質問してください。

〔1番 森川元晴君 登壇〕

1番（森川元晴君）

総務部長さんには大変お疲れのところですが、防災2人目として質問させていただきますので、よろしくお願

いたします。

あらかじめ議長あてに提出した一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

自然災害から安全・安心に住める美浜町を構築するために、行政は町民に対して何を啓発したいか。

1. 今、町内で自然災害、特に風水害が起きた場合、行政側から見て何が心配と思われるか。

2. 素朴な質問ですが、この時期に美浜広報に災害に対しての啓発する記事がないと思われませんが、なぜですか。

大きい2. 避難体制（通路・場所）について質問させていただきます。

この夏の台風9号で、兵庫県佐用町で避難中に被災した事例は御存じだと思いますが、町が定める避難通路はありますか。

2. 町が定める避難マニュアルはありますか。

3. 避難勧告発令時の災害時要援護者に対して、我々地域住民に対して行政は何を期待していますか。

4. 避難場所は、受け入れ体制ができていますか。

最後に、最近起きた美浜町内での不審者情報とその対策、対応をお聞かせください。

以上で壇上での質問とさせていただきます。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

森川元晴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、自然災害から安全・安心に住める美浜町を構築するために、行政は町民に対して何を啓発したいかの1点目、今、町内で自然災害（風水害）が起きた場合、行政側から見て何が心配と思われるかとの御質問でございますが、やはり実際に各種の災害が発生した場合、物資及び人員の確保及び配送・供給といったことはもちろんのこと、職員、住民の方へ向けての情報の伝達、さらには被害状況、被災者状況等に伴う情報の不足することが心配であると考えています。

2点目の、最近の広報「みはま」に災害に対して啓発する記事がないと思われるが、なぜかとの御質問ですが、2年ほど前に6ページにわたって防災特集を組ませていただきましたが、その後は防災に関する催し物等の記事をその都度掲載させていただいております。間接的ではございますが、防災に対する意識の高揚に効果があるものと考えております。

また、365日24時間、いつでも閲覧のできる美浜町のホームページ「暮らしの情報」の「家族」、その中の防災のページには防災マップ等を掲載させていただいており、今後もより一層の充実を図ってまいりたいと考えています。なお、広報「みはま」につきましても、その時々の記事、あるいは特集を随時掲載してまいりたいと考えております。

次の避難体制（通路・場所）についての1点目、町が定める避難通路はあるかについての御質問ですが、平時であれば合理的な経路を定めることも可能かと思いますが、災害が発生した場合、あるいは災害が発生し得る危険性が高まった場合には、個々の状況から判断し、より安全だと思われる経路こそが最も安全な避難通路となり得ると考えております。

2点目の、町が定めた避難マニュアルはあるかとの御質問ですが、避難所運営マニュアルはございますが、一般の町民の方々に配布するような避難マニュアルは作成いたしておりません。なお、災害発生時には、美浜町に在住しない方が無事に帰宅できるようお手伝いをする「帰宅支援マップ」を作成いたしております。

3点目の、避難勧告発令時の災害時要援護者に対して、我々地域住民に対して行政は何を期待するのかについての御質問ですが、役場の職員が役場から一斉に全要援護者を救助に向かい救助することは、人員的にも、時間的にも、物理的に不可能な状況だと思われます。災害時には向こう三軒両隣、各地域の自主防災組織を中心とした地域の力がなければ、救助活動は困難をきわめ、安否の確認、あるいは避難所の運営等も円滑に行うことは到底できません。地域住民の皆様には、まず自分の安全、家族の安全、そして自分の地域の安全といったぐあいに救助の範囲を広げていくように、住民一人ひとりが自分のできる範囲で人を助けようとする気持ちを持ち、行動を起こすことを期待するものでございます。

4点目の、避難所は受け入れ体制ができているかとの御質問ですが、避難所を開設する必要性が生じた折には、地元の職員の中で避難所責任者が定まっており、迅速に現場に向かう体制を整えておりますので、避難に訪れた方を収容することが可能となっています。避難所の設営に必要な資材については、学区防災倉庫に備えてございます。

非常用の食料及び水については、常時町に備えておりますので、必要な状態となれば速やかに運搬する体制をとっております。

学区防災倉庫には、冊子の状態で避難所運営マニュアルを常備しておりますので、避難所の運営が必要となった場合には、どなたであっても、そのマニュアルを見れば運営に必要な事項はわかるようになっております。

次に、最近起きた美浜町内での不審者情報と、その対策・対応はについての御質問でございますが、美浜町学校安全緊急情報共有化ネットワークによりまして、美浜町教育委員会が町内の学校及び住民から提供を受けた不審者情報は、平成21年度9月1日現在で5件、平成20年度は7件、平成19年度は11件でした。今年度の5件は、小学校から通報のあった、声をかけられたもの、声をかけられリュックをつかまれたもの、声をかけられ刃物を向けられたもの、声をかけられお金を渡されたもの及び住民から防犯係に通報のあった大学生が抱きつかれたものでございます。教育委員会は、受けた情報を他の町内小・中学校、近隣市町教育委員会、地域防犯組織、内海高校、日本福祉大学附属高校、日本福祉大学、役場総務課、役場住民福祉課及び大和幼稚園に情報提供をいたしております。

また、総務課防犯担当といたしましては、半田警察署との連携に基づき、現場に防犯灯の設置をすること、現場周辺の草刈り、立ち木の剪定、青色回転灯装備車によるパトロールを行い、防犯対策を実施してまいりました。

〔降 壇〕

議長（谷川梅太郎君）

森川議員、再質問はありますか。

1番（森川元晴君）

きょうも1番目の丸田さんから質問されたことなんですが、前回、6月議会でも又市さんが質問されていますが、危険箇所の総点検ということについて、その後調査等は進められていますか。お願いします。

建設部長（中村安平君）

危険箇所と言われますと、先ほどの答弁をさせていただいた土砂災害防止の関係とか、そういうところが県指定であり、また調査もしておるんですけど、それらにつきましては指定する前に基礎調査を行い、それに該当する地域の住民の方とか関係者にはこういう地域だと、そういう場所だと、そういうことについてはすべからく説明会等を行い、もちろん地元の行政区長さんも含めての話ですけど、しております。そのほかにも急傾斜地とか、そういうようなところがあるんですが、そこら辺についてはそういう工事の対応等が終わっております。日ごろの定期的なそういう面での巡視は行っておりません。以上です。

1 番（森川元晴君）

そういう危険箇所ということで、住民の方に説明されているということですが、その内容の一部をちょっと教えていただけませんか。

建設部長（中村安平君）

先ほどの住民へ説明をしたというものにつきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域でございます。これは平成13年からできまして、町内では17年度から調査をし、今順次県が指定をしながらやっているわけでございますけど、まずその場所はどういうところだということでございますけど、例としまして、傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上ある区域だとか、急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域だとか、そんなような区域を基本に、県が事前調査をしまして、しておるわけでございます。その状態を、まずこういう地域ですよというようなことを皆さんにお知らせし、当然自然災害の豪雨だとか、そういうものがあつたときには、まずはそういう地域だと、皆さん方がまずは認識してくださいというのが実態です。じゃあ県が指定したので工事をしてくれるのかというのは、現実的には工事とかそういうものには至っておりません。まず住民の皆さん方にお知らせするというところでございます。

基本的には、地域によっては、今後の建物を建てる場合の規制だとか、場所によっては宅地造成の規制だとか、そういうことがあります。それらについての説明等をしております。

いずれにしても、そういう災害が普通の平地より少し強いと、そんなような地域だとの説明を関係者の皆さん方にお知らせをしていると。そんなような説明をさせていただいております。以上です。

1 番（森川元晴君）

私が思うには、旧家が密集しているところが高齢者が多く、危険箇所が多いような気がしているわけですが、なぜかというところと海が近いし、山を背負っている、また道が狭いし、排水のことも心配だし、建物が第一古いと。それで地盤も低いと。そうした場所はもちろん町では把握されているとは思いますが、そこに住む住民の人たち等にも説明等、また役場は災害時要援護者もある程度は把握されているとは思いますが、そういう人たちに對しても、災害に對しての説明等は今までされてますか。

総務部長（石川達男君）

災害時の要援護者の方々に対するそういう説明をしたことがあるかという御質問でございますけれども、今現在、災害の要援護者の方々の各区ごとのまとめたものを実はつくっておる最中でございます。それぞれ福祉部門におきまして、厚生部でございますけれども、三つの課があって、それぞれ三つの課でそういったいろいろな高齢者の方だとか、ひとり住まいだとか、それから障害をお持ちの方だとか、そういったそれぞれの課で独自の資料はお持ちしておるという状態ですけれども、それを一本化したものがまだされてなくて、その一本化をしようということで、今ちょうど各課、総務の災害対策本部と関係部局とやっている最中でございます。したがって、まだそういったことに対する説明といたしまして、そういったことにはまだ至っていないという状況でございます。よろしく申し上げます。

1 番（森川元晴君）

美浜町の防災マップを見て気になる点がありますので、教えていただきたいです。

急傾斜地崩壊危険地域、また海岸付近に避難場所が指定されているところがありますが、避難場所になりますか。

ちょっとその前に、急傾斜地崩壊危険箇所というところが、前回の6月の答えでもあったんですけど、5カ所ある。19年度までに対策工事は完了というふうなことが答えられているんですけど、これは安全になったという

解釈でよろしいでしょうか。

建設部長（中村安平君）

では、急傾斜地崩壊危険区域でございます。これも傾斜度が30度以上で、高さ5メートル以上、原則保全すべき人家が5戸以上という一つの定義の中で、指定区域が5カ所あります。具体的に言えば河和上前田、河和南屋敷、河和北屋敷、河和花廻間、布土平井というふうにあります、一応現在のところの対策はすべて完了しております。以上です。

1番（森川元晴君）

先ほども言いましたけど、そういう場所が避難場所に指定されている場所もあると思うんですけども、避難場所になりますか。

建設部長（中村安平君）

避難場所は地域防災計画等にいろいろと書いてあるんですけど、例えば学校だとか公民館だとか保育所だとか、この中に今の森川議員の御質問の避難場所がちょっと今、具体的にはどこら辺のことを言ってみえるのかわかるんですけど、避難場所は確かにたくさんあるわけでございますけど。

1番（森川元晴君）

この地図を見て、僕がぱっと思って質問させてもらったんですが、私は自然災害に対してある程度は想像力の世界だと自分では思っていて、何でかという、私自身、そういう体験をしたこともありませんし、ちょっと甘く見ているような気がします。行政に限ってはそんなことはないと思うのですが、もう一度お聞きします。災害時要援護者マニュアルは、随分前にも質問させてもらったんですけど、できていないということですね。

総務部長（石川達男君）

要援護者の関係のリストでございますけれども、議会の方で御質問もいただき、随時、一生懸命やっておる最中ということでございまして、できておるかできていないかというのは、担当課の方ではそれぞれの、先ほども言いましたようにリストはありますけれども、それがすぐ役立つ、いわゆる各行政区で種類ごとのが一覧になっておるといものがございませぬので、今その一元化に向けて鋭意努力しておるとい状況でございます。したがって、答えとしましては、まだでき上がっていないということになるかと思います。よろしくお願ひします。

1番（森川元晴君）

わかりました。できるだけ早く作成の方をお願いいたします。

違う質問で、避難勧告を発令された、今まで災害というか、そういう事例というのは美浜町で今までありますか。

総務部長（石川達男君）

私の記憶の中では、避難勧告というか、そういった形までのことはした記憶はちょっとございませぬ。

1番（森川元晴君）

この避難勧告発令というのは、行政側からの避難命令なのか、それともあくまで住民個人の判断で避難をするのか、その辺を教えていただきたいです。

総務部長（石川達男君）

避難につきましては、避難勧告という形のもの、それと避難指示という形のもがございます。もちろん状況によります。避難勧告が出るというのは、通常、風水害の関係で台風等が来ておるとい中で、雨量の状況がどうだと。そのような状況を見ながら、事前に先にわたって状況が危ぶまれるというようなことがあれば、避難勧告等をする。ある程度そういう状況が、その現場等においてくれば、当然指示という形でもって、避難しな

さいよという形で指示を出すという形になるかと思えます。

1番（森川元晴君）

避難場所へ行く通路なんかというのは、災害の規模、また時間帯等によって全く正しい答えがないと思えますが、風水害の場合は、ある程度予測ができると思うんですね。絶対に被災者を出さない適切な指示、また行動を行政の方にとっていただきたいと期待をしていますが、そこで2点ほど、想定して質問させていただきたいんですが、お願いします。

集中豪雨で、おまけに超大型台風が接近しているという想定で、僕が住民の立場から役場の方に電話をしますので、答えてください。

台風に備えて避難したい高齢の夫婦ですが、おじいさんが足が悪くて、外は大雨です。どうしたらいいでしょうか。

総務部長（石川達男君）

今のお電話での役場の方の確認ということでございますけれども、高齢者の方で足が悪いと。そして、集中豪雨で、おまけに超大型台風が接近してあるという想定の中でのお電話ということで、避難依頼という形になると思えます。想定としましては、集中豪雨に今言われた超大型の台風が接近しているということでございますので、役場としましては災害対策本部を設置してあるという状況になるかと思えます。そして、その中で、第2次の非常設備をとっている可能性が強いというふうに、私たちはその状況であれば想定をされておりまして、その際に、避難所の開設をしてあるというようなことを予想しております。そして、足が悪くて高齢者の方ということでございますので、避難所の方に避難する準備をしていただき、うちの方で待機していただくということをお伝えさせていただきたいと思えます。その際に、地元消防団が待機しているか待機していないかという違いはありますけれども、待機しておる場合につきましては消防団、それから消防団が待機していない場合につきましては、役場職員、あるいは消防署に応援をいただき、避難所へお連れをするという形になるかと思えます。そのような想定での回答をさせていただくことになるかと思えます。以上です。

1番（森川元晴君）

じゃあちょっと2問目を。役場の避難勧告を無視した住民です。大雨で裏山が崩れるかもしれません。外はひざまで水が来ています。風も出てきました。避難したいのですが、指示をお願いいたします。

総務部長（石川達男君）

裏の山が崩れるという御心配をされておるということと、あと外はひざまで水が来ているという状態での避難勧告を無視した方が避難をしたいというようなお話の中での御連絡ということだと思います。そのときは、無視しておるということでございますので、避難勧告というのは既に出ておるという形になるかと思えます。前の件でお話しさせてもらいましたけど、それと同様に、直ちに避難所に避難する準備をしていただいて待機していただくことを伝えることになるかと思えます。といいますのは、一方で避難場所をお教えし、避難していただくことも可能でございますけれども、風も強くなりだとか、一人の場合、そういった状態であると危険性も出てくるだろうということも考えられますので、消防団と一緒に行動をとっていただくことの方がより安全ではないかというふうに考えております。

避難勧告が出ておりますので、消防団は既に待機状態ということでありますので、早い時間でそちらの方へ行くというふうに考えております。以上です。

1番（森川元晴君）

ちょっと想定で具体的な質問をさせてもらったんですが、いろいろな体制を整える中でも、そういう細かい点

まで行政側は考えていただきたいというふうに思っています。

最後の質問なのですが、最近、子供、弱者、お年寄りをねらった犯罪等が多発しているということで、防犯対策、そして学校、家庭で日ごろからよくお話をされているとは思いますが、役場から町民に向けて、この場をかりてというのはおかしな話ですけど、最近ちょっと啓発する記事がないので、一言お願いいたします。

総務部長（石川達男君）

防犯の關係の記事がないということでございます。先ほど実は災害の關係のお話もありましたけれども、防犯につきましては、特に警察からの要望がある場合に、チラシ等を入れて啓発をするということが多くあります。どうということかといいますと、例えば河和地区で家屋侵入盗が非常に多く発生しておるといような状況が出ますと、警察からの要望におきまして、その地区への周知を図り、予防に努めていただくということで、回覧板等でチラシをつくり、それを回していただいて予防に努めていただくということをごさせておいておるのが現状でございます。

1番（森川元晴君）

最後の質問とさせていただきます。

総合的に見て、安全・安心な美浜町、どこまで構築されているかということですが、山下町長の思いをパーセンテージで答えていただけないでしょうか、よろしく願いいたします。

町長（山下治夫君）

やっぱり災害に対するだとか、そういった安全・安心に100%はないというふうに私は思っておりますので、その思いからいきますと、何%ということとは申し上げることはできません。ただ、思いは一緒でございます、町民の安心・安全を守っていくというのが私たち行政の務めでありまして、また質問されます森川議員を初め議員各位、また行政の方々等、多くの方々の御協力を得ないとそういったものはできていきませんので、思いは一つということで、パーセントにつきましては、私の思いとしては述べることはできませんので、御理解いただきたいと思います。

1番（森川元晴君）

ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって森川元晴君の質問を終わります。

次に、6番 江元梅彦君の質問を許可します。江元梅彦君、質問してください。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

6番（江元梅彦君）

通告書に沿って2項目の質問をいたします。

初めに、防災対策についてお尋ねいたします。

東海地震・東南海地震・南海地震は、いつ起きても不思議ではないと繰り返し言われております。また、昭和34年9月26日、18時過ぎに潮岬付近に上陸した時点での中心気圧925ヘクトパスカル、最大風速50メートル、25メートル以上の暴風雨半径は250キロメートル、21時35分には名古屋港で3メートル45センチという高潮を記録した超大型台風の襲来から50年でございます。50年前といいますと、現在は美浜町をリードされる現山下町長は3歳ころのことでございますので、背負われて避難されたとか、手を引かれて泣いていたとかいような鮮明な記憶は残っていないのではないかと想像いたしております。また、当時二十だった方も、今では70歳になるわけでございます。50年という年月を経て、災害の記憶の風化は進んでいるところでございます。

50年ということとしては、その惨禍の記録を掘り起こし、防災意識の高揚に努める催しが各地で開催されています。これまでの美浜町議会の一般質問でも、防災対策、また防災事業について、また本日も私を含め同僚議員3人が質問をしておりますが、なかなかはっきりした対策が見えてこないというのが現状という認識でございます。

以下4点お尋ねをいたします。

1点目に、飲料水の確保の現状についてお答えください。

2点目に、総合防災訓練等を実施し、町民の防災意識の高揚に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、避難所マニュアル作成の現状についてお答えください。

4点目に、職員の防災意識の確保はしているのか、お聞かせください。

次に、せせらぎ水路工事の経過についてお尋ねをいたします。

奥田地区の農村活性化住環境整備事業のうち、環境整備部門のせせらぎ水路により、道路つきにならない農地が発生し、その解決策として、水路の一部を埋め立てるとの工法が約束をされました。しかし、約束された月日と施行日にずれがあったと聞き及びます。経緯をお聞かせください。

以上を壇上での質問といたします。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

江元梅彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災対策についての1点目、飲料水の確保の現状はについての御質問でございますが、水道水につきましては、河和配水池の2号配水池6,000立方メートルは、地震計200ガル、これは震度5強に当たりますが、これ以上が瞬時の流量1時間に800立方メートルで緊急遮断弁が作動し、上野間配水池800立方メートルにつきましては、地震計200ガル以上か1時間に200立方メートルの流量が10分間継続した場合に緊急遮断弁が作動し、貯水量といたしましては河和配水池5,000立方メートル、上野間配水池は550立方メートルとなり、当町の人口を約2万4,000人とし、1人1日当たり3リットルの必要水分量で換算しますと、1人当たり2ヵ月分ほどの飲料水が確保できる見込みでございます。

なお、河和・上野間配水池の耐震診断の結果はおおむね良好となっており、先ほど述べた水量は確保できる見込みでございます。

また、非常用の保存水、ペットボトルの飲用水でございますが、防災倉庫にて備蓄させていただいております。水量といたしましては、500ミリリットルが912本、2リットルが210本となっており、約300人分の備蓄となっております。

耐震貯水槽につきましても、100トンが2ヵ所（野間小、河和中）ございますので、約1人当たり3日分の貯水量となっており、万一の際の飲料水の確保は水道水と同様、確保できる見込みでございます。

2点目の、総合防災訓練等を実施し、防災意識の高揚に努めるべきはとの御質問でございますが、総合防災訓練については、平成14年度以降については実施しておりません。これは、平成8年度ころより各地区自主防災組織が立ち上がりつつある中で、災害発生時には、まず初動態勢が重要であるとの観点から、身近なことから災害を防止できる知識と経験を積んでいただき、実際の災害に速やかに行動が生かされるようにと、各地区の自主防災組織の主催による防災訓練を主体に考えた結果であります。昨年度末までには、18地区の自主防災組織が、地区の防災倉庫の点検、防災訓練等を積極的に行っていただけになり、町といたしましても、来年度より職員も防災訓練に参加するよう調整を指示いたしました。今後、各地区区長さんと町職員との連携を密にして、自

主防災組織の防災訓練を初め活動に対しまして、できるだけの支援を行っていきたくと考えています。

3点目の、避難所マニュアル作成の現状はについての御質問でございますが、避難所マニュアルにつきましては、全区にCDに保存した状態で配付してございます。また、学区防災倉庫には冊子の状態で常備させていただいておりますので、避難所の運営が必要となった場合には、区の役員の方々、または自主防災組織のどの方であろうと、そのマニュアルを見ていただければ運営に必要な事項がわかるようになっております。

4点目の、職員の防災意識の確認はしているかとの御質問でございますが、毎年、「美浜町災害対策本部組織」及び「大規模地震発生直後職員初動態勢マニュアル」を配付し、町としての防災に関する組織、活動及び個々の職員の役割等を明示しており、各職員においては防災に対する意識の確認はできていると考えております。

次に、せせらぎ水路工事の経過についての御質問でございますが、6月議会の一般質問におきまして、江元議員より地権者の心情を酌んで、工区組合員の方々の不利益にならないようにとの御提言をいただき、関係者と解決策をこれまで十分話し合い、方針を詰めてまいりました。町といたしましては、8月21日に方針を決定し、工区等にお伝えをいたしました。8月25日に専決予算を組ませていただき、同日付で工事を発注させていただいております。約束した月日と施行日のずれにつきましては、予算措置、工期の調整、設計図書の作成等によるものでございますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

再質問はありますか。

6番（江元梅彦君）

防災対策についてでございますが、配水池5,000トン、また550トンというお答えだったと思います。水道水の確保については、1人当たりで換算して2ヵ月分は確保できるというふうにお答えいただきました。ひとまず安心というふうに思っております。そして、ペットボトルの水とか、保存水ですか、飲料水の備蓄についてのお答えもございました。最悪の想定ということでございますが、例えば今お答えをされた2ヵ月間という長い間、水を飲むといいですか、飲料水として使用しなければならぬ事態になった場合でも、その水は飲むことができるんでしょうかというお尋ねですが、いかがですか。

水道部長（野田信之君）

それではお答えをさせていただきます。

水道水を使う前に、塩素等で十分消毒というのはおかしいんですけども、そういう形で検査をして使う形になるのかなというふうに思っております。

6番（江元梅彦君）

そのように利用できれば、最良の方策だというふうに理解します。

そして、配水池の飲料水を確保できるということで、今も2ヵ月間の水は大丈夫ということでございましたが、これも最悪の想定でお尋ねしますけれども、想定外の被害が発生してしまいましたということで、配水池に行く進入路が崩壊してしまった場合には、その水をどのようにして取り出すというんですか。各地区への配水はかなり困難をきわめるといふふうに想像されますけれども、取り出し訓練ということについて、実施されたことはあるんでしょうかというお尋ねと、その貯水槽のお話が町長の御答弁でございました。そのくみ上げ方法についてもお知らせをいただき、訓練をされたことがあるのかということについてもお答えください。

水道部長（野田信之君）

訓練につきましては、実際のところやってはございません。うちは高台のところにありますので、そういった

ことは起こり得る可能性は十分あるかと思えますけれども、そこまで想定したものはふっておりません。

それで、水の取り出しにつきましては、どういうふうに言った方がいいのかちょっとわかりませんが、水を消火栓のような形で立ち上げて出せる部分がございます、そこからホースでくみ出すような形で取り出しをすることはできるようになっております。以上です。

6番（江元梅彦君）

それでは、美浜町に配水する車というものはお持ちですか。

水道部長（野田信之君）

一応、今うちの方にトラックがございます。それに入れる給水タンクにつきましては、1,000リットルが2個、500リットルが2個。水道には1台大きなトラックがございますけれども、もしなければトラック等で500リットルのものを積むと積載違反になるかもしれませんけれども、そういったトラックを借りるなりなんなりして、そういうものを使うような形になろうかと思っております。

6番（江元梅彦君）

非常事態ということになれば、あらゆる手段を講じて対策に乗り出していただくということになるかと思いません。

次に、一番聞きかかったことですが、総合防災訓練等は実施しないというふうなお答えでございますが、私の聞き間違いでしょうか。

総務部長（石川達男君）

総合防災訓練を実施しないというふうな聞いたということだと思いますけど、防災意識の高揚を図る方法はいろいろあると考えております。総合防災訓練につきましても一つの方法であるということは間違いのないことであると認識をしておるところでございます。

町長がお答えさせていただきましたように、過去において合同防災訓練を実施しておりますけれども、現在、愛知県におきましても、対策として地域の防災組織等の強化を柱として、自主防災組織活動の推進を図っているということもあります。それをいち早くといいたいでしょうか、総合防災訓練はもちろん重要なことでございますけれども、町としましても自主防災組織の活動の推進を図ることが有意義だという認識のもとに、現在の形があるというふうな認識をしておるところでございます。

行政の役割にも限界があるということで、自助・互助、そして公助というふうな形を基本的な考えとしているところであります。そんなようなことで、現在、意識の高揚を図る意味からも、各地区におけます自主防災組織における体験訓練をお願いしているところでございますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

6番（江元梅彦君）

総務部長、自助・互助・公助というんですかね、それを強調されました。そして、自主防災組織の活動を図ることがよりよい方法ではないかというふうな受けとめましたけれども、総合防災訓練につきましては、消防とか警察、自衛隊、そして医療機関、また公共団体、それから先ほどから何遍もお答えが出てくる自主防災組織、そして一般住民との連携というものを図る訓練というんですか、それによって住民の安心・安全というものを守るべきを美浜町そのものが、災害発生時に十分な応急対策ができるような体制づくりは何だろうかということを考えるためにも総合防災訓練を実施すべきだと思いますが、このような質問でまだやる気にはなりませんか。

総務部長（石川達男君）

決して総合防災訓練をやらないという考えは持っておりません。現在のところ、先ほどもお答えさせていただ

いたように、足元の地区での自主防災の充実を図っていただくことが、より住民の方々、役場そのもの、消防署にしてもそうですけれども、全体的に動くことも早期な形のもので全部できないということもございますので、自主防災訓練の方を今は中心的に実施をさせていただいておることとでございます。将来にわたりまして、江元議員の御意見を十分に尊重させていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

6番（江元梅彦君）

先ほどから何回も出てくる自主防災組織の方々にも、ぜひとも協力参加をしていただいて、総合防災訓練等を実施されることを強く希望いたします。

そして、先ほど各地区の自主防災組織の防災訓練に町の職員を来年度から参加させるよう御指示をされたというふうにお聞きをいたしました。連携を図るといふふうにおっしゃっておりながら、なぜ来年度からというふうにお答えになるのでしょうか。今年度からでもいいんじゃないでしょうか。

総務部長（石川達男君）

現在、自主防災訓練につきましては、職員といいますが、自主防災訓練の中で活動していただく内容に応じて、職員の方は派遣をさせていただいておることとでございます。したがって、どういった方が行っておるかといいますと、例えば保健師、救急の関係で保健師が行っておる行政区もあります。それから、ほとんどの自主防災訓練には消防団の職員を派遣させていただいております。それから消防署職員、こちらの方も大体出向いておるといふ状況で、町長、先ほど御答弁させていただきしたのは、自主防災訓練は地元の方で意識の高揚を図るためにやっていただくこうということと考えておるんですけれども、例えば大規模地震が発生しますと、震度5のときに職員が全部地区の避難所の方に集合しなさいということを決めております。風水害につきましては、役場の中で第1次非常設備から始まって、災害対策本部の中で第2次非常設備について、そして避難所の開設をするなり、それから各般に応じてそういった役場での支援の方法を行っていくということがございます。しかしながら、地震の関係で現場の方に集合するということになりますけれども、これも役場の職員としての役割が明示してありまして、これもやります。しかしながら、これは地域の方々に御協力いただきながら、一緒にやるということでもありますので、先ほど町長が言いましたのは、そういうこともあって、要は一部の業務の職員が行っておるけれども、地域に住んでおる職員全員がその地区の防災訓練の方に参加をしていただいて、今後の連携のために行っていただいた方がいいんじゃないかということと答えをさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

6番（江元梅彦君）

職員の心構えといひますか、気構えをお聞かせいただきました。

その中で、非常招集訓練といひのは正しい言葉でしょうか。その訓練を実施したことはござひますか、職員に対して。

総務部長（石川達男君）

非常招集訓練といひのは、現在のところ実施はしておりません。実施の計画はもちろん今現在ありますけれども、したことがあるかといひことであるなら、したことはありせん。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたように、例えば地震等の関係でござひますと、その訓練ももちろん必要かと思ひますが、現場の方に、それぞれ地区の方に大体6学区の中で七つの避難所に、ちょっとははっきりしておりせんが、20人程度の職員が張りつくように体制ができておるといひことで、すぐ役場の方じゃなくて、現場の方に向かうことになっております。したがって、そういった決ひ事の中ではできておりますけれども、今言ったように、じゃあよその町で

もやっておるということを新聞でたまにお見かけするわけですが、そういった訓練も非常時を想定して招集訓練。その招集訓練だけでは何か寂しいところもありますので、それとどうせやるならもう少しつけたような形のものがいいのではないかなというようなことを、個人的に担当としては思っておるところでございます。以上です。

6番（江元梅彦君）

自然災害ですね。遠く人知の及ばない大きな存在だということでございます。日常、よく体験する雷とか、干ばつでも、逆巻く波の、ふだん目にするようなことでも、人はそれをコントロールすることはとてもできないということでございます。大いなる存在でございます。ですので、自然を征服するというふうには、戦うということではなくて、いかに自然災害を少なくするかということに意識を持つことが大切だと私自身は考えております。

次に2項目めの、せせらぎ水路工事の経緯についてでございます。

御答弁いただきました内容につきましては、工区の地権者の方が不利益をこうむらないように、格段の御配慮をいただけたということでございます。まさに血の通った行政というものを実践されたということで、町長の決断、そしてまた関係職員の努力というものを高く評価をさせていただきます。

ただ、町民の行政に対する期待というものは大変大きいものがありますので、それゆえに受け取り方というのも極端になる場合もあるというふうに思っております。期待の余りにずれという感覚が町民の方々に生じた場合、若干の感覚が不満とか不信につながりかねませんので、その点に御留意をいただいて、今後とも町民のための行政として、一層邁進されることを御期待申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって江元梅彦君の質問を終わります。

これをもって町政に対する一般質問を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日9月10日を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、明日9月10日を休会することに決しました。来る9月11日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

傍聴者の皆様、最後までおつき合いいただきましてありがとうございました。本日はこれにて散会いたします。

〔午後4時03分 散会〕

平成21年 9月11日（金曜日）

第 7 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成21年9月11日（金曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第3号）

- 日程第1 報告第7号 専決処分事項の報告承認について  
日程第2 報告第8号 専決処分事項の報告承認について  
日程第3 議案第47号 美浜町教育委員会委員の任命について  
日程第4 議案第48号 訴えの提起について  
日程第5 議案第49号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について  
日程第6 議案第50号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について  
日程第7 議案第51号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について  
日程第8 議案第52号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第53号 平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）  
日程第10 議案第54号 平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第55号 平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第56号 平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第13 認定議案第1号 平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第2号 平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第3号 平成20年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第4号 平成20年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第5号 平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第6号 平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第7号 平成20年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第8号 平成20年度美浜町水道事業会計特別会計決算認定について  
日程第14 議案第57号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について  
日程第15 請願第1号 高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願について

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（15名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 森川元晴君  | 2番  | 杉浦剛君   |
| 3番  | 山本辰見君  | 4番  | 鈴木美代子君 |
| 5番  | 石田秀夫君  | 6番  | 江元梅彦君  |
| 7番  | 千賀莊之助君 | 8番  | 斎藤尚弘君  |
| 9番  | 山本和久君  | 10番 | 丸田博雅君  |
| 11番 | 島田昭夫君  | 12番 | 谷川梅太郎君 |

13番 山本又市君  
16番 家田昇君

15番 磯部輝次君

本日の欠席議員（1名）

14番 中村清蔵君

説明のため出席した者の職、氏名（25名）

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	家田兵蔵君
総務部長	石川達男君	厚生部長	中野雅夫君
建設部長	中村安平君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	服部徹山君	水道部長	野田信之君
総務課長	神谷信行君	企画課長	初山博資君
検査財政課長	岩瀬知平君	税務課長	山森隆君
住民福祉課長	久野元嗣君	保険課長	田口信行君
健康推進課長	西川佳英君	環境保全課長	沼田和彦君
商工観光課長	大岩哲治君	農業水産課長	森川幸二君
土木課長	片岡勝君	都市計画課長	越前章君
社会教育課長	伊藤昭一君	学校給食センター所長	飯味拓次君
代表監査委員	荒川寛君		

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 森田篤君  
議会係長 日比郁夫君

〔午前9時00分 開議〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、おはようございます。

けさ、上野間から役場へ私が向かう途中、県道小鈴谷線ですが、ちょうど商工会館の前、長年の懸案でありました歩道が完成いたしておりました。ちょうど老夫婦がお二人で体育館の方へ向かって、恐らく図書館が何かへ行かれるんであろうと思いますけれども、歩いておりましたけれども、やっとできたなあ。そして周りがちょうど草刈りもきれいに終わってしまして本当にきれいな道路になりました。美浜町の玄関口であります道路がこのようにきれいになりましたこと、本当に喜ばしく思っております。

そしてまた、今、隣のJAのスタンド跡も取り壊しておりますけれども、早く安全で便利な道路になっていただきたいと願っております。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に14番 中村清蔵君の家族より、欠席の連絡がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 報告第7号 専決処分事項の報告承認について

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、報告第7号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより報告第7号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

日程第2 報告第8号 専決処分事項の報告承認について

議長（谷川梅太郎君）

日程第2、議案第8号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 山本君。

13番（山本又市君）

この専決処分のあれは住環境整備事業のことかと思えます。

せせらぎ水路の工事の予定変更ということで、今後せせらぎ水路にパイプを敷設し土を埋めるということですが、この環境整備部門にはそうした水路がなければならぬと思えますけど、今後どのような方法でなっていくのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、せせらぎ水路の関係でございますが、今回地元の要望におこたえする形で塩ビ管の敷設をさせていただきました。これにつきましては、せせらぎ水路の延長の一部でございますので、まだ上流の方にせせらぎ水路とい

う形は残ることになっております。以上です。

13番（山本又市君）

それでは、その敷設した分はどうなるんですか。

経済環境部長（榊原 茂君）

今のせせらぎ水路に塩ビ管を敷設した部分につきましては、今後関係者とよく御相談をして進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかよろしいですか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

前回の議案説明のときに図面がなくて、少し議員の皆さんも含めてどういう工事なのかというのがあんまり鮮明じゃなかった。今の結論のところだけを提案されたもんですから、なぜここに至ったのかの大まかな概要で結構ですので、ある議員の方からは、現地も含めて1回了解したのにどういうことなんだという疑問が。かいつまんで結構ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

せせらぎ水路の今までの経過ということでございます。以前にもお話しさせていただいたかと思ひますけど、せせらぎ水路につきましては、今の現在のところではなく山王川沿いにせせらぎ水路が予定されておりました。それを今の現在の知多西部線沿いのところにせせらぎ水路を、我々といたしましては工区、県、町と三者で御相談申し上げ計画の変更がされたと理解しておりました。当時、当然現場ができておったわけでもなく、図上での話し合いということでわかりにくかった点もあったかと思ひます。そうしたときに、農地と道路にせせらぎ水路が間に入る形で計画が進められ、現在、農地が道路に接道していないということで、地元からの農地を道路に接道にするようにと強い工区民の希望でもあり、総意でもございました。それに基づきまして、町といたしましても、そういった要望にこたえる形で、今回塩ビ管を敷設して接道する形をとらせていただいております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。江元君。

6番（江元梅彦君）

賛成でいいですか。

議長（谷川梅太郎君）

反対はありませんね。賛成討論をお願いします。

6番（江元梅彦君）

この件につきましては部長も説明をされましたが、工区の地権者が不利益をこうむらないようにという目的をもって積極的に執行されたものであります。私たちとしては賛成すべき事案であると思っております。

議長（谷川梅太郎君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより報告第8号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は承認されました。

#### 日程第3 議案第47号 美浜町教育委員会委員の任命について

議長（谷川梅太郎君）

日程第3、議案第47号、美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号、美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決定されました。

#### 日程第4 議案第48号 訴えの提起について

議長（谷川梅太郎君）

日程第4、議案第48号、訴えの提起についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号、訴えの提起についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更  
について

議長（谷川梅太郎君）

日程第5、議案第49号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第49号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更  
について

議長（谷川梅太郎君）

日程第6、議案第50号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

議長（谷川梅太郎君）

日程第7、議案第51号、土地改良事業に伴う字の区域の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号、土地改良事業に伴う字の区域の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第8、議案第52号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第53号 平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第9、議案第53号、平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

予算案の17ページでございますけれども、4款衛生費、清掃総務費の中の13節委託料で不法投棄等対策指導委託料ということで、説明がありましたように民間に委託したいということですが、そのこと自体を否定するものではありませんが、これまでの取り組みがどういう内容だったのか、当然、環境保全課の仕事かと思えますけれども、もちろん職員が行けば、予算がどうのということではないですけど、実はちょうど私の一般質問と重なるところが多分にあるもんですから、本当にこれまで職員として見回りはどの程度本当に真剣にやっていたのか、そのことにすごい心配があるのと、果たして民間に委託するだけでいいのか、職員はどのような立場でいいのか。もう一つは権限がどの辺まであって、例えば町から委託を受けた、腕章をつけてパトロール隊というみたいなの、本当に現場へ行ってもきちっと対応できるような形に、いわゆる私服刑事じゃないですけど、私服の格好で行くんじゃないかと本当にパトロール隊というような形の、言葉は悪いですけど現場にも圧力になるような形の見回りをしていただきたいということが一つありますので、これまでの町の対応と今これから委託する260万をどういう形で本当に実効ある中身にするのか、その辺のことを教えていただきたいと思えます。

経済環境部長（榊原 茂君）

まず、町の職員が今までどのような見回りを行ってきたかということでございますけど、私ども経済環境部は外に出る機会の多い課でございます。当然、環境保全課、農業水産課、現地へ現地調査等々に出向いたときには、

それぞれ相互に一時転用、不法投棄等を発見すれば、その担当課に連絡し、また、担当課はそれを受けて指導等をしてまいってきております。

今回、じゃあ民間に委託した場合にどういった権限をとということでございます。当然、民間の方がそういう一時転用のところの、例えば不法投棄等をしておる業者に対してどういった指導ができるかということにつきましては、当然そういった現場を早期に発見をし、早期に対応するということが重要と考えております。そうして今回委託する業者の方については、そういった発見をした場合に当然早急に町に報告をしていただき、その報告に基づいて町は適切な対応をしていくというふうに考えております。そういった中で人件費のみではなくデジカメ等々もその266万円の中に組み込んでございますので、よろしく願いをいたします。

3番（山本辰見君）

もちろん町と一体となって仕事をしていただくことになるとは思いますけれども、県の環境保全といいますが、警察の方ですと生活安全課というところが不法投棄とか産廃の問題にかかわるわけですが、そこの関連はどのようになっているのか。むしろ私は、うそを言うてはいかんですけれども、県の指導のもとにこういうパトロールをしているんだということが本当の裏づけがあってやることになると思いますし、一般質問でも取り上げましたことし6月に提起された産業廃棄物に関連する扱いについては本当に厳しくやっていきたいと、言葉は悪いですけど、業者もしかるべき心得をして取り組んでほしいということを言われたようです。ところが、実は会議のときに参加した各市町の職員は、そういう態度でいいのかなと思うぐらいすごい大変な状況になったわけですが、あんまり真剣に受けとめてもらえなかったというのが、産廃を扱う業者の中で、各自治体の職員は本当に監視してくれるだろうかということを本当に心配していました。そういう意味では、ぜひ私は、後で経済建設の常任委員会の方でも県の産廃だとか不法投棄の問題の担当の方と懇談するなり、あるいは講習を受けるとかということも、私たちの担当の部署のところでの仕事の一つだと思っていますのでそういうこともやっていきますが、その委託する業者は、説明会のときには産廃だったか、いわゆる収集業者に関連するところだと言いましたけれども、産業廃棄物のいわゆる収集だとか回収をしている業者になるんでしょうか。具体的に名前までは聞かずともりはありませんけど、どういうところに所属している民間団体なのか、教えてください。

経済環境部長（榊原 茂君）

例えば不法投棄等がございましたらそれを回収もしていただかなければなりません。そういったことから、先ほどの266万の中には軽自動車等々も入っております。

どういった業者かと言われると、当然私どもの方に指名願の出ている業者の中から選択して、入札で業者決定をしていく考えでございます。

県の対応ということでございますが、県につきましては、当然県の職員だけで5市5町を回ることは不可能かと思っております。当然、私どもがそういった案件について発見したならば、私どもの手の負えないものについては当然県に来ていただき県に指導をしていただくというふうにも今までもやっておりますし、今後もそういった形になるかと思っております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

山本君。3回目です。

3番（山本辰見君）

当然、今からの業者ということですからまだ確定していないかもしれませんが、さっき言ったように産廃を扱う業者、産廃というのは別に産廃だから全部いかんとかいうことを言っているわけではなくて、正規に、まともに、まじめに仕事をしている業者もたくさんいると思いますから、いわゆるそういう専門的なことがよくわ

かる、理解している、仕事を出すにしてその裏づけをどの程度、例えば資格をどの程度持っているとかいうのも入札の資料にあるかと思えますけども、ぜひその辺は本当の意味の仕事になる業者に出してほしいなと思えますし、それから先ほど県の方と一体にと言いましたけれども、私は、実はいろいろ調べる中で県の職員の方からは、ぜひ個人だろうが自治体の職員だろうが、あるいは農地の地主だろうが、あるいは産廃だとか何かを扱っている専門業者だろうがどんどん告発、告発というのは悪い言葉ですけど、どんどん教えてほしいと、告発してほしいと。先ほど言いましたようにパトロールといったって当然人数は限られていますから、そういう面では告発してほしいです。これまで町の方にこういうのがいいかとか、こんなの捨ててあってもいいのかとかいうのは、後で本予算の方にもちょっと触れたいと思えますけど、ありましたでしょうか。最後そこだけ教えてください。経済環境部長（榊原 茂君）

過去にそういった情報提供があったかということでございますけど、当然そういったことはあったと理解しております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第10 議案第54号 平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第10、議案第54号、平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第55号 平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第11、議案第55号、平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第56号 平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第12、議案第56号、平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 認定議案第1号 平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定議案第8号 平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで8件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第13、認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定議案第8号、平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題として、順次議事を進めます。

ここで、以上8件の決算認定議案に関して代表監査委員より監査結果の報告を求めます。

荒川寛代表監査委員の登壇を許可します。

代表監査委員、報告してください。

監査委員。

〔代表監査委員 荒川寛君 登壇〕

代表監査委員（荒川 寛君）

皆さん、おはようございます。

平成20年度美浜町決算審査につきまして、ただいま議長より結果報告を求められましたので、地方自治法第121条の規定により御報告を申し上げます。

審査の対象は、一般会計と国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、土地取得、農業集落家庭排水処理施設の六つの特別会計並びに水道事業会計でございます。

まず、一般会計と国民健康保険特別会計を初めとします六つの特別会計は7月1日から8月31日の間に、町長より提出されました決算書が法令の規定に沿って作成されているか、会計諸帳簿、証拠書類との照合等の審査をいたしました。関係職員の説明を聴取して、事務処理の正否、予算執行の適否等の審査を実施いたしました。

審査の結果、一般会計では審査に付されました決算書は法令に準拠して作成されており、正確かつおおむね適正と認めました。

財政面におきましても、形式収支、実質単年度収支ともに黒字を計上、地方債の状況は新たな起債の抑制もうかがえ、年度末残高は前年度より3億6,300万円余り減少して、順調に償還されております。

しかしながら、歳出から見る公債費は全体の12%を占め、基金の取り崩しも増加傾向にあるなど、今後においては財政の硬直化が懸念されるところでございます。

次に、特別会計でございますが、平成20年度より新たに後期高齢者医療特別会計が加わり、国民健康保険を初め六つの特別会計について審査をし、各会計とも法令に準拠して作成されており、正確かつおおむね適正と認められましたが、一部におきまして不適切な財務処理があり、担当部局はこれを厳しく受けとめ、法令遵守はもとより内部統制の充実を図られ、適切な事務処理に努められるよう願うところでございます。

財政面におきましては、各会計とも予算執行経理は黒字を計上しており、保険関係は今後も収支の均衡を保ち、適正な保険給付に御努力いただくようお願いをしたいと思います。

全般的に、今後も国を初めとする地方財政を取り巻く環境はますます厳しく、財源確保は言うまでもありませんが、限られた財源を効率的活用を図る観点から、先例や慣例にとらわれることなく住民目線での取捨選択、あるいは長期的展望をもとに身の丈にあった予算編成とともに、その執行に当たられることを願うところでございます。

続きまして、水道事業会計について報告をいたします。

6月1日から6月30日の間に決算書類及び決算付属書類が地方公営企業法及び関係法令に準拠し、事業の経営成績及び財務状況を適正に表示しているかどうかを会計帳簿、証拠書類を照合し、関係職員の説明を聴取して実施をいたしました。

審査の結果、決算諸表等は水道事業の経営成績及び財政状態がおおむね適正に表示され、事業の運営及び執行も会計原則に基づきおおむね適正に行われているものと認めました。

経営成績は当年度純利益61万2,000円余りで、前年度の16.7%でございました。これは、給水人口の減少に伴うもので、景気低迷によるいわゆる派遣切り等の余波で企業社員寮の撤退などによるものと考えられます。

施設の利用率につきましては59.2%と前年より若干下回り、県内同規模水道事業の平均よりも下回っていますが、利用者の節水意識の浸透や景気低迷の影響によるものと考えられます。

財政状況につきましては、流動比率、自己資本構成比率は県内同規模水道事業より上回り、固定資産対長期資本比率も88.5%と良好な状況となっております。

以上、水道事業においても健全な経営運営を持続させるため、有収率の向上や計画的な設備の方針に努力され、豊富低廉な水の供給が図られるよう財政状況を踏まえ、長期展望に立った運用を願いたいと思います。

最後に、昨年より適用になりました財政健全化審査については、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施をし、去る7月23日から8月17日に法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された財政健全化比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、関係職員の説明も聴取した結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められ、特に指摘すべき事項はございませんでした。

以上をもって、監査報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

代表監査委員の監査結果報告が終わりました。

これより、ただいま議題となっております認定議案8件について、順次質疑を行います。

質疑の回数は会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

なお、議会会議規則第53条に、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるべきでない。また、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。議員各位においては、この点をよく留意され、議長から指摘や注意を受けまいよう質疑をしていただきますようお願いいたします。

最初に、認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は歳入を一括で行ったあと、歳入は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの順で行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4番 鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

歳入で一番気になるのは、町税における収入未済額、未収額が3億1,500万円あるということです。これを見

ると一番多いのが固定資産税の滞納、次に町民税なんですけれども、昨年の19年度決算のときに部長だと思っんですけれども滞納者の処理について、徴収について、県が町県民税を主に徴収するというので私たちも期待をしていたわけですが、あんまり変わらないなと思うんですが、その辺の状況はどうか。

それから、内容を見ると、19年度決算のときは単年度収支も実質単年度収支もみんな赤字だったんですが、これが黒字に変わっているし、経常収支比率は96.4%が93.7ということで、高いには高いんですけど若干下がっているし、そういう意味では公債費比率も下がっているわけですけども、今後の見通しとして、順調に経常収支比率も健全な形に持っていけると、この決算でそう考えているか、お聞きしたいと思います。

それから、財政力指数が0.78ということで少し上がったわけですけども、昨年も同僚議員が聞いたと思っんですけども、この財政力指数は全国で、18年度の決算しかわからないと昨年は言われましたけれども、そのときは1,828団体中全国で417位という答弁があったと思っんですけども、今回もお聞かせください。

それから、やはりこの滞納分3億1,500万円というのが一番大きいと思っます。これがもし徴収できれば、全部とは言いませんけれども、やはり大きな、美浜町にとっては財源になると思っんですよね。やはりここは一番力を入れて頑張ってきたと思っんですよね、その辺をお聞かせください。

総務部長（石川達男君）

それでは、今鈴木議員の方から幾つか御質問をいただきました。税務に関することにつきましては税務課長の方から御答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず一番初めに、経常収支比率、それから公債費等、今後の見通しはどうかという御質問でございました。今後の見通しでございますけれども、御存じのように経常収支比率といいますのは地方税、普通交付税のように使途が特定されずに毎年経常的に収入される一般財源等のうち、歳出の方で人件費だとか扶助費だとか公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合ということでございます。それで、20年度の経常収支比率は町税の増加、地方交付税の増加によりまして、対前年2.7ポイントというような減少があったということでございます。それで全歳出に対しましては、歳入が不足している状態であることから基金から約5億8,000万円の繰り入れをしているということであります。

歳出の方を見ますと、人件費等の削減を図っておりますけれども、公債費等の償還を見ましても、しばらくの間、年間8億円から6億5,000万円という非常に高額な返還を計画しておるといふ状況でございます。

したがって、緩やかに下がるという見込みはしておりますけれども、急激に好転していくといふような状況にはないといふふうに判断しております。

それから、財政力指数の全国の順位ということでございます。全国の状況でございますけれども、まず財政力指数につきましては美浜町0.77ということでございました。全国の1,816団体中407位ということでございました。これは19年度の決算数値ということで御承知の方を願ひたいと思っます。

税務課長（山森 隆君）

それでは、税の関係についてお答えさせていただきます。

先ほどの県による徴収についての御質問ですが、これは以前から課題になっておりました滞納の特別整理機構の発足の話だと思っんですが、以前より、当時の助役会等での県への要望等いろいろ話は聞いておりますが、なかなか具体的な話が進展せず、そういった滞納整理機構をつくるということは町の職員の負担、それから滞納整理に赴くときの身分の取り扱い等いろいろ問題がありまして、現在、正直に申しまして、継続中でありまして。ことしにつきましても県の方から、今後の見通しということで、法に基づく組織の正式な滞納整理機構ではなく、任意的な団体としてそういった機構が整備できないかといふのを県の方から承っております。それにつきまして

の話し合いも今後5市5町の中の税の課長会議等の中でも話が進んでいくものと思われます。

そういった滞納整理機構がなかなか進まないということで、県の方も県からの派遣職員、これは美浜町におきましても平成17年から平成19年まで3年間、県の職員の徴収担当の方が直接役場の方に赴いてこられまして、滞納整理のお手伝い、徴収支援の方をやっていただいております。それから、平成20年は県による直接徴収ということで、県の税事務所が、私どもがリストアップしました滞納者に対して県の徴収職員が直接その方々に滞納整理を行うという、そういう制度も活用しております。

それから滞納額の今後の見通しということにつきましても、今後におきましても未納者の実態調査及び把握に努めまして、電話催告、昼間・夜間における戸別訪問、平日における納付、納付相談に来られない方のための休日開庁を引き続き実施するとともに、各納期ごとにおいて税務課窓口の時間延長の業務を行っていきたくております。

今後もこれらの業務を引き続き実施するとともに、真に納税困難な状況が確認できる方は、地方税法第15条による納税猶予の実施、納税相談等に基づく分納による納税の促進、さらには内容によっては国税徴収法の滞納処分による差し押さえ等を実施し、収入未済額の減少に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかよろしいですか。

4番（鈴木美代子君）

昨年の19年度の決算において、総務部長がこういうふうに答弁しているんです。法に基づく取り扱いになりますけれども、地方税法第48条第3項の規定によりまして、県税事務所の方で県民税と町民税の徴収を引き受けていただくと。従来、町県民税につきまして、町の責務で徴収させていただきましたが、今回は県の方が全面的に町県民税をあわせて徴収を引き受けていただくということで、9月1日から2月の末まで一応県の方が主体となって徴収に当たってもらう予定をしている。ということは、今言われた整理機構じゃなくて、後の方で言われたことと共通することですか。それで効果はどの程度かということ、決算ですから、そういう県の方も入ってもらってやった効果は19年度と20年度と効果は違っているのかということを知りたいわけです。

それから、やはりここ数年は住民税がふえました。それは当然定率減税が廃止になったり、老年控除だとかいようなことが廃止になったりして税がずうっとふえましたね。それで、やっぱり困窮者がふえたと思うんです。きのうもテレビで全国の自殺者がずうっと毎年3万人を超えておると。それが全部経営破綻だとか自己破産だとか生活苦、困窮が主な原因だということで、ちょうど決算の勉強をしていたものですから、これとダブるわけですね、生活困窮者が厳しいということが。こういう人ばかりじゃないと思うんですよ。お金があっても払わない人もたまにはあるかもしれませんが、特にこの厳しい人たちへの救済、例えば今言われたように分納してみえるというのも一つの救済だろうと思うんですけれども、猶予も。その辺で、あるのに払えないというのは法的手段、競売をかけるんでしょうけれども、それで美浜町としてはそのほかにこの人たちを免除じゃなくても猶予というのか、何か考えましたか、20年度、徴収に当たって。それが一つと、それから滞納者は恐らく国保税もダブっているんだと思うんですよ。ダブっている方が多いだろうと思うんですけれども、国保税の滞納も2億円ぐらいあるものですから、そのダブっているんだらうけれども、要するにお金を払いたくても払えない層だと思うんですけれども、そういった方々の所得割合、去年も所得として100万円未満というのか、そういう方が多いような話もありましたけど、その辺をもう一度お聞かせください。

税務課長（山森 隆君）

まず最初の方、地方税法第48条による県の直接徴収という件ですが、先ほど私が説明したとおり、平成20年度

に県の職員が直接町県民税を徴収するという制度、これは契約行為でいたしました。これは町県民税を課税されている方を全部ではなくて、未納者でうちの方がリストアップしまして、この方々たちを県の方にお願ひしますというふうで何人か、去年はたしか70名ほどだったと思いますが、70名の方のリストを作成し、県の方に直接徴収の方をお願いしております。

それから効果、収納金額、これは把握しております。ただ、今、資料等がございません。去年の9月から半年間お願いして毎月のように県が徴収した分が町に入っております。合計しますとたしか二、三百万だったと思うんですが、はっきりした数字が今ございませんので申しわけありません。それは把握しておりますので、もしあれでしたら資料を後ほど提出させていただきます。

それから、生活困難者の徴収猶予についての考え方でございますが、これは不納欠損を毎年行っておるわけですが、それらの5年間の傾向を見ましても、9割方の方々は倒産・自己破産による生活困難者ということです。それからあとは行方不明者、外国人が国外、自分の国に帰ってしまったとか、そういう方々でほとんど占めております。ですので、取れる資産があるのに、取れるという言い方はすみません、徴収する資産があるのに不納欠損したという事例はございません。

それから国保税に関しましても、当然国保を滞納している方、町県民税、固定資産税、当然滞納しております。それは保険課とも連携を組みまして徴収に取り組んでおりますが、そういった方々の、去年もお答えしましたが所得の割合というのはもう100万円以下、実収入に直しますと300万円から400万円ほどの所得の階層の方々が9割ほどを占めておるという状況でございます。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、質疑ありませんか。鈴木君。

鈴木君に申し上げます。冒頭でも申し上げましたけども、質問は簡潔に簡明をお願いいたします。職員は優秀ですから1から10、20まで言わなくてもわかりますから。お願いいたします。

質疑3回目です。

4番（鈴木美代子君）

私は別に長々やっているつもりはないよ。

これは去年、総務部長が答えたことがわかっているかなと思って読んだだけで、別にあと無駄無駄自分の意見を言ったつもりはありませんよ。

議長（谷川梅太郎君）

意見ではなくて、質疑は簡明にということをお願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

歳入で、これ最後になるんですけれども、昨年も聞いたと思うんですけれども、やっぱり住民の方が生活厳しくて、昨年は保育料の滞納もありましたし、町営住宅の滞納もあったんですね。滞納するとなかなか徴収もしんどいだろうなと思いながら質問しました。ことしを見ると、29ページの使用料のところ保育所の問題は解決したようで、ありませんが、ありませんがと言いますが、一応解決したのかなと。一応確認はしたいんですが、やっぱり町営住宅の収入未済額だろうと思うんですけれども、50万5,850円、これは徴収可能な方たちなんですか。収入未済額、そうですね、その辺をもう一回ちゃんと聞きたいのと、町長は財政が厳しい、お金がないからといろいろな事あるごとに言うんですけど、財政力指数では全国の1,800の市町村の中で400ということで、まだ頑張れる自治体の一つですよ。だからぜひ、職員も頑張っていると思うんですけれども、答えてください。

建設部長（中村安平君）

今御質問のページ29の土木使用料の中の町営住宅使用料50万5,850円が収入未済額ということで御質問ですけど、一応4名の方でございます。該当者4名でございます。

その内訳で、そのうちの2人の方が死亡、それからもう1人の方がたまたま外国人の方で本国に戻ったということで、もう1人の方はことしの6月に、20年度はちょっと納期まで間に合いませんでしたが、1人の方は完納しております。ですので、現状では3名の方が、3名というか死亡の方が2名おりますが、3名の分でございます。

じゃあどういうあれかということでございますが、そのうちの1人の方が特に約2年ちょっとの滞納というか納入がされなくて、その方が大部分を占めるわけでございます。一応努力はしておるんですが、結果的に今言ったように死亡の方、外国へ帰った方がいるということで、徴収ができるのかということでございますが、現状ではちょっと今困難かなあというふうに思っております。20年度においてはこういうふうになっておりますけども、今後努力はしますが、今の御質問から言いますとちょっと今後のあれが困難かなあというふうに考えております。以上です。

総務部長（石川達男君）

もう1点、御質問の中で財政力指数から見た町の状況といいたいまいしょうか、そんなような御質問であったかと思えます。

先ほどお答えしましたように美浜町0.77ということでございまして、全国1,816団体中407位ということで、愛知県を見ますと61団体中52位というような状況でございました。県下を見ますと非常に財政力の高い団体が多いということで、全国的な中では407位ということで、議員言われるとおりの結果であったかというふうなことを思っております。

財政力指数は、全国的にもこういった順位でありますので、議員の言われることもそういう感じもします。しかしながら、先ほどもちょっと触れましたけれども、経常収支比率、この辺が歳入と歳出の感じを見ると、どうしても歳出今どういう状況かということの中で見てみますと、例えば人件費、補助費、公債費という割合の中では、監査委員さんからの御報告にもあったように公債費が12%という、今これは計画的にお支払いをしているもんですから、その辺が今ちょうど高い時期の、17年ぐらいがたしかピークかなという、19年ですか、これがある程度高いというようなこと思っていますけども、その辺の計画的な公債費を戻していくのが12%という高いということが1点。

それから、補助費の関係も19.2%ということで、これは衛生組合の関係の負担金の関係になりますけれども、この辺が少しふえて8%、19と比べて伸びたということ。もう一つ、今、一生懸命、集中改革プランで定員管理の方行っておりますけれども、人件費の関係ですね、これを総合的に見ますと町が今24.4%ということで、若干少し高目かなということで、この辺の経常経費が割高になっておるということでございますので、この辺のことを整理していくというか、減少していったときにこの経常収支比率も一応90という数字以下にしたいというふうに思っておりますけれども、そういった形になっていくんではないか。先ほどお答えしましたように、急激に好転していくということはちょっと無理かと思えますけれども、計画的に今公債費の方もお返ししておりますし、人件費等も定員管理等で集中改革プランの中で、ある程度事務機構の再編だとか統合だとか、そういったことで何とかやりくりできるような方法を考えながら今進んでおるとい状況でございますので、そういった意味で経常収支比率をもう少し下げたいというようなことを今考えておるところでございます。以上です。

厚生部長（中野雅夫君）

保育料、実施児、自由契約児とも適正な処理ができ、また収入できましたので収入未済ゼロとなりました。

議長（谷川梅太郎君）

ほかにありませんか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

同僚議員と大分ダブるところ、ダブるといふか项目的にはダブるものですから、通告の中からは大分カットしたいと思いますが、1番最初の財政の見通しのところで資料をちょうだいしました基金の積み立て、取り崩しの一覧表、5年間ぐらいにわたって資料をいただいたわけですが、今経常収支比率等の改善の問題も出ましたけれども、この5年間ぐらいの中の取り崩しが、やっぱり年々ふえているという評価は正しくないんですけど、例えば16年度ですと1億5,000万ぐらい、それから17年度がちょっと大きいんですけど5億4,500万ぐらい、18年度が2億、その後少しふえて19年度と20年度が5億3,000万円、5億6,000万円という形で、当然積み立てもしているわけですが、残高が相当下がってきております。16年からいきますと23億、19億、21億、18億、14億8,000万円という形で下がっているわけですから、中身はいろいろあるかと思えます。国の予算の問題はあるかと思えますけれども、この辺の見通し、以前町長がこのままの使い方をしていくと、二、三年後とは言いませんですけど、近い将来大変な状況になるという言い方をしましたけど、そうならない方法が何とかとれないものかということの見通しを少しお聞かせください。

もう一つは都市計画税についてでございます。実績の報告書の189ページにずうっと細かい明細があるわけですが、その中のいわゆる都市計画税で徴収して工事としては済んでいくのがどのくらいあるのか。私は一定期間が過ぎると、25年、26年ぐらいになるのかわかりませんが、正確に計算できておりませんが、この町債等の負担がぐっと下がる時期が来るように感じておりますので、その辺の都市計画税、基本的には早い段階で都市計画税を廃止することが必要でないかという持論を持っているわけですが、その辺の見通しを教えてください。

それから、もう1点は今の町民税、町税のところから出てきます滞納繰越分が個人町民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、法人町民税という5点ぐらいだと思います。さっと計算しましたら、個人町民税と軽自動車税が調定額に対して収入済みのところが17%ぐらい、たまたま計算も一緒だったと思うんですけど、法人町民税、固定資産税、都市計画税が11%ぐらいとなっております。いわゆる本当に頑張って徴収しているんですけど、1割ちょっとから1割5分過ぎたぐらいの収入になっていると。もちろん状況は大変で、払いたくても払えない方もいるとは思いますが、中にはいわゆるまじめに払っている人とのギャップを感じている方もいるかなということをおもいますので、この滞納繰越し分の収入の状況がどういふふうになっているのか、教えてください。以上です。

総務部長（石川達男君）

まず、基金の取り崩しの関係の御質問がございました。これは各年度で、事務の関係もあって歳入歳出の中でそのやりくりするというところで、年度によってその差があるということも一つの要因であろうかと思えます。

将来的な話のことが出ましたけれども、先ほどちょっと触れましたけれども、こういった基金を取り崩して将来的にどうだというお話でございますので、現在、集中改革プランの中でそれをいかに効率よい行政ができるかということをおもった中で実行を順次行っているという状況でございます。したがって、その計画どおり行うことによって、逆に言いますと歳出の方を削減、これは歳入の関係もありますので、歳入がもちろんふえればそういった経常収支比率、そういったような関係から基金の取り崩しもしなくて済むという状況にはありますけれども、歳入の関係がそれほど毎年、法人町民税にしましても一定ですべて毎年同じ数字が入ってくるというようなことも予測も不可能ということもありますので、いかに歳出の削減の方を考慮していかなければならないか

ということを考えております。そういったようなことで集中改革プランの方を計画に沿って、先ほども触れましたけれども定員管理、そして各種の事業の見直し等もしつつ歳出の方の削減を図るということが、基金の取り崩しについても少なく済むような形になってくるのではないかとというようなことを考えております。

それから都市計画税に関連する町債の残高というお話がございました。事前にいただきましてちょっと調べさせていただきまして、都市計画事業債というものの残額でございまして、平成20年度末で7億5,543万6,028円という状況でございます。今後償還を、もちろん償還計画に基づいてしておるところでございます。それで将来的な話も少しございますけれども、都市計画は一つのまちづくりという関係がございまして、今担当課の方で都市計画マスタープラン、こちらの方を作成中でありまして、そちらの方との整合する中でこの都市計画税が必要かどうかという話も含めて検討していく形になるのではないかとというふうに考えております。以上です。

税務課長（山森 隆君）

それでは滞納繰り越し分の収入の状況についてでございますが、町税全体、合計しますと平成20年度滞納繰り越し分の徴収率は13.48%でございました。これは目標が現在15%まで上げるという目標を立てておりまして、それには至っておりませんが、随時努力はしておるつもりでございます。

収入のその滞繰分につきましての内容でございますが、3億1,500万余りの滞納分があるわけですが、現在、生活困難者等を調査しまして執行停止をしている金額が2,888万円ほどございます。これ171人でございます。それから法手続中の物件でございますが、差し押さえが2,509万円、23件分差し押さえでございます。それから破産等で競売にかけられたものの交付要求1,496万円余り、約6件ございました。継続で整理中のものが1億7,700万円ほどございます。町税全体の滞納者数は、今1,015人ほどであると把握しております。

今後とも日常業務として納期ごとの督促や催告書の発送、電話催告、昼間・夜間の臨戸訪問等実施し、徴収の強化に努めたいと思っております。以上です。

3番（山本辰見君）

先ほどの基金の問題ですけれども、やっぱりちょっと特徴的に見えるのが17年度が5億4,500万円の取り崩しをしていますが、その中でもたまたま愛知用水の事業基金、こっちの方で2億4,000万円という大きい数字があっただけ膨らんでいるわけですけど、特徴的に見えるのが16年、17年、18年から見たときに19年度と20年度が5億円を超えている状況があるものですから、少しそこで斎藤町長の時代、山下町長の時代で大きな変化があるということを感じます。もちろん経済環境の問題だとか国の方の方針の問題がたくさんあるかと思いますが、今の20年度末残高14億8,000万円です。5億円ぐらいつ使っているようなことがもしあるとすれば、もちろん積み立ても2億ぐらいつ使っておってということですけども、非常に心配だなあということが感じられますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど滞納繰り越しのところでは本当に頑張ってもらっていると思います。鈴木議員も聞いたと思うんですけど、例えば個人町民税、それから固定資産税、都市計画税なんかは、都市計画税の人数は出ていませんけれども、人数というか同一世帯の方が多いのかなとちょっと推測しちゃうものですから、本当にそういう面では頑張っていたらいいなと。先ほど説明のあった執行停止というのが2億2,800万円ぐらいという、これは差し押さえとは違ってどういう手続なのか、もう少し教えていただきたいと思ひます。それ2点、お願ひします。

検査財政課長（岩瀬知平君）

どうしてこんなに急に17年から特徴的に基金を減らしてきておるのかという御質問だと思いますけど、御存じのとおり平成14年度から三位一体改革が始まりまして、3年ぐらいいいといひますかほぼ均衡しておったわけですけど、17年度ぐらいいいからその改革が徐々に効いてまいりまして、御存じのとおり基金の減につながってお

ると。そして、たまたま18年度は少し基金が持ち直しているというのは、名古屋の土地を売ったということで2億円ほど収入がありましたので持ち直してあるわけですけど、それがなければ17年度から非常に厳しい状態が続いてあって基金はこのまま少しずつ減って行って、このままで放置すれば減っていかざるを得ないので集中改革プランを一生懸命やっておるということと、あと起債の返還を目標に頑張っておるということでございます。

起債の返還につきましては、大体見通しといたしましては平成24年度をもちまして衛生組合の最終処分場の起債が終わりまして、それが終わりますから負担金が若干減ってくるというふうに予測しております。そして平成28年度で図書館の起債がほぼ終わってまいりますので、そのあたり、25年度から28年度あたりになればある程度持ち直してくるというふうには見ております。以上です。

税務課長（山森 隆君）

執行停止の制度についてでございますが、税務課の方で財産調査、それからいろんな家庭状況の把握等に努めまして生活困窮者、この人はこれ以上督促、滞納整理で臨戸訪問しても現時的に支出の方が無理だという方に対して執行を停止する、要は差し押さえとか、そういった財産も当然ないんですが、差し押さえ等の強制執行を停止するという措置でございます。これは3年間続きまして、3年たってもそういっためどが立たない、生活状況が改善しないという方は不納欠損の方に持っていくという制度でございます。

議長（谷川梅太郎君）

よろしいですか。

これをもって、歳入の質疑を終わります。

それではここで休憩いたします。

再開を10時30分といたします。

〔午前10時14分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出の1款から4款までについて質疑に入ります。質疑はありますか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

1款から4款のほかにもわたると思いますけど、わたるというか全体の中で消費税の影響枠について資料をいただきました。細かい数字を読み上げるつもりはございませんけれども、この消費税が町の財政計画なりに与えている状況について、どう判断してみえるのか。実は、国の方の流れの中では、消費税の値上げというか税率の引き上げも一方で取りざたされておりますので、そここのところの見解をお願いしたいと思います。

それから、57ページの2款総務費の中で、13節、14節に委託料とか使用料、賃貸料、いわゆる電算に関する経費が、このページだけでもソフトの使用料とか機材の賃借料ですか、1,000万、1,800万、2,400万など、ほかの部門も含めると本当にコンピューターの力を借りなきゃ仕事ができないというのは十分わかりますけれども、本当に全体でどのぐらい経費が町の予算の中でかかっているものか、本当にびっくりしているところがございます。その辺のところを教えていただきたいと思います。

それから、71ページの民生費委託料、これは事前の説明のときにちょっと聞きそびれたものですから、前年には生きがい活動という支援、通所に関する予算が50万円ちょっと切るぐらいの事業があったように思います。ずうっと去年と比較して見ていたときに、この分が20年度にはなかったものですから、どっかの部門に移管されたのか、違う名前が入っているのか、教えていただきたいと思います。

それからもう1点、77ページの3款1項4目の幼児（児童医療費助成制度）を何度も一般質問等でも取り上げましたけれども、ほかの市町のように小学校卒業まで通院を取り上げた場合の予算措置はどのくらいになるのか、中学校卒業まで無料化した場合の予算規模はどのくらいになるのか。それから、これらの見通しはお持ちなのかどうかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ただいまの質問はこちらで判断して答弁しますが、決算ですので、決算以外の質問も私は入っていたような気がしますので、その分は御承願います。

総務部長（石川達男君）

まず、消費税の関係の地方自治体にとっても高負担というような関係でございますけれども、これにつきましては消費税、法律で定められたものということでございます。したがって、この辺の見解につきましては差し控えさせていただくのが適当であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

電算関係につきましては企画課長の方より御答弁させていただきます。

企画課長（初山博資君）

先ほどの電算の御質問でございますけれども、この電算以外の予算がどのくらいあるかという御質問だったかと思っておりますけれども、これにつきましては一般会計で、中学校・小学校の生徒のパソコンの借り上げ等も含めまして1億3,000万円ほど、それから特別会計で2,700万円、合計1億5,700万円ほどの支出をしております。これにつきましては、制度改正等が非常に多くございまして、やはりパソコンの処理に頼らないと事務が回っていかないという状況がございますので、御理解の方よろしくお願いたしたいと思っております。以上でございます。

厚生部長（中野雅夫君）

それでは、まず厚生部1点目の生きがい活動支援通所事業48万6,000円、昨年ありましたが今年度はなしということでございますが、これは介護特会の予防事業の方に入れておりますので、事業そのものは継続いたして執行いたしております。

次、2点目の子供医療、今後の見通しはということで、今議長から今後の方針については決算と云々ということですけど、答弁してよろしいでしょうか、試算を。

議長（谷川梅太郎君）

はい。

厚生部長（中野雅夫君）

それでは、ごく簡単な雑駁な数字でございますが、1学年400万円ということで予算を組んでおりましたので、1年生から6年生までですと2,400万円ですが、21年度の上半年は延びておりますので、もう少し多くかかるんじゃないかと。1学年400万円と見てくれば、中学校までで3,600万円ですね。これはあくまでも町の単独分、県の就学前の2分の1分は含んでおりません。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

よろしいですか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

通告した順に質問します。

まず総務ですけれども、やはり毎年質問しているのは55ページの負担金の問題です。

このリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金だとか伊勢湾口道路建設促進期成同盟会負担金、要するに決算ですからもうなんですけれども、この負担金を出す意味ですよね、出した意味です。これは美浜町民にとっ

て有益なものなら、もちろん私たちは了解するわけですが、例えばリニアモーターカーなどは、それこそ民間の大企業がやることにした新しい大規模公共事業、公共じゃないですね、大規模事業ですよ。そこを自治体が応援するという姿勢が20年度とられたんだけど、その姿勢はどんな根拠によるものか、それをもう一度明らかに教えてください。

それから、59ページの報酬です。安全で住みよいまちづくり推進協議会の委員の報酬、これは実績があれば、私はあんまりぴんとこなかったものですから、実績があればお答えください。

次です。民生の第3款です。この通告書にも書きましたけれども、まず障害者福祉のところです。

障害者自立支援法の施行以来、応益負担が導入されたものですから、それ以後国の軽減策など改善努力にもかかわらず、施設運営も利用者もまだまだ厳しいと私身近に聞いております。特に、以前担当部長から、確かに応益負担が導入されたけれども、国が2度ぐらいかな、軽減策を導入してきて大分楽になってという話を聞いたものだからあまり質問しなかったんですが、20年度、自治体としてこの施設運営の実態から利用者のどういう実態が把握していたのかどうか、それをお聞きします。

それから、73ページの障害区分認定審査会の委員50万8,800円、これも介護保険と同じようなシステムがつくられているんですが、具体的に20年度どういう実績があるのかお聞きします。

それから、これはちょっと通告しなかったんですが、71ページの保養施設の費用助成が、20年度から山下町政になって3枚から2枚に変更になったんですけれども、これについて高齢者の方から「減ってね」という話を聞くんですよ。それについて、現在財政が厳しいから云々しか答えてもらえませんが、高齢者の楽しみを一つ取ったという意味ではやはり私たちは看過できないというんですけれども、その辺をお答えください。

それから、障害者の精神障害者のところに入りますけれども、73ページです。

精神障害者医療費の助成があります。入院分など助成されて、家族はそれこそありがたいと思っています。ただ、精神障害者の分の中に、町単独分が幾ら、これは主要施策ですけれども、のお金があったりして、その辺が少しわかりにくいんですね。精神障害者自立支援医療を適用した精神障害者の町単独分があるんですけれども、障害者で町単独分も別にあるんですけれども、その辺がすごくわかりにくいものですから、わかるようにちょっと実績を説明してください。

それから不妊治療について、努力をしてきて、本当に不妊で問題を抱えている夫婦なんかは本当にありがたく思っていると思います。これについても、もしうれしい実績をつかんでいたら、20年度に、教えていただきたいと思えます。

それから75ページ、次世代育成支援対策後期計画二ーズの調査分析について業務委託料があるんですけど、173万円、これについても20年度だもんだから、21年度もこれで9月で、実績を私たち議員も知れされていないものですから、その辺の結果がわかっているのかどうか、わかっている後期の計画の結果が出ているのかどうか、出ているんだっただけお配りしていただきたいと思うんですけれども。

それから、77ページです。

保育所の臨時職員の、これがちょっと19年度よりも減額になっているんですけれども、おやめになったのか、臨時職員から正職員になられたのか。今本当に障害児、特殊保育というのか、難聴だったり多動児だったり、いっぱい特殊児童があって、本当に保育園の保育士さんも大変だと思うんですけれども、今臨時で対応していると思うんですけれども、額が減ったということは、そういう特殊・障害を持った子供たちが学校へ上がられて人数が減ったのか、その辺がよくわかりませんので、お聞かせください。

一つ聞きたいのは、臨時職員でも仕事は正職員と一緒にですが、給料が随分低いんだよという話をよく耳にしま

す。身分保障は、共済保険はあるということですが、その辺でなぜどこが身分保障が違うのか、もう一回改めて述べてください。

それから、合併浄化槽の問題です。合併浄化槽については本当に努力をされているし、美浜町としてはこの努力は大いに評価するものです。職員も大変だと思いますけれども。それについて、合併浄化槽もこの普及に努力されて年数がたつもんですから、今現実に合併浄化槽が何槽入っていて、全体の普及率というのはどのぐらいですか。それをお聞きしたいのと、それから普通の浄化槽、今まだまだ普通の浄化槽から合併浄化槽にかえていく、お金がかかるもんですからかえていない人もあると思うんですけれども、その合併浄化槽にかえた工事が何件かあるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。以上です。

総務部長（石川達男君）

初めに、リニア中央新幹線の建設促進愛知県期成同盟会の負担金並びに伊勢湾口道路建設促進期成同盟会の負担金について、負担金を出す意味というような御質問であったかと思えます。

リニアにつきましては、現在営業中の東海道新幹線でございますけれども、これらの輸送体制だとか施設の老朽化防止、若返り工事、関ヶ原付近の雪害の対策など、いずれその効果に限界が達するというふうに見られておりまして、リニア中央エクスプレス、中央新幹線は東海道新幹線の輸送能力を補完するとともに、そのバイパスとしての役割を果たすことが期待されておるということでございます。この両新幹線の結び目となります名古屋圏、中央新幹線の整備によりまして関連します鉄道網の整備がされて、この地域にとっても有効なものとして考えておるところでございます。また、町民にとりまして利用に際しまして有効ではないかというふうに考えております。県下の全市町村が加入をしておりますけれども、美浜町議会におきましてもその中で御賛同いただいておりますというふうな考えておるところでございます。

それから、伊勢湾口の道路建設促進期成同盟会の関係で、同じように負担金を出す意味ということでございますけれども、これも県を越えました広域的な取り組みの中で、中央新幹線と同様に地域の産業振興、あるいは観光振興等何らかの形でプラスになるものとして、道路というものは非常に重要なもので必要性が高いものであるというふうな考えております。また、町民にとりまして利用に際し有効なものではないかというふうな考えておるところでございます。

それから、安全で住みよいまちづくり推進協議会委員報酬の実績ということでございます。これにつきましては、現在委員さん28名ということでお願いをしておるところでございます。20年度につきましては、5月19日に推進協議会を開催させていただきました。その場では、条例を制定し安全で住みよいまちづくりの形成ということでございますので、この中で各種平成20年度の事業の御説明をさせていただき、その中で広報等を使った防犯の啓発だとか、あるいは半田警察署の方と連携をしまして防犯活動の推進を図るということ、それから青色防犯パトロールの講習会の開催を予定しておるとのこと、それから町によります青色防犯パトロールの実施、それから年末警戒の中で、活動への参加を呼びかけさせていただいておると同時に、平成20年度に予定しております防犯施設整備の関係の新規設置の予算の御説明等をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

厚生部長（中野雅夫君）

それでは、順にお答えいたします。

まず1点目の障害者の認定区分の審査会につきましては、ちょっと回数を把握しておりませんが、認定は有効期間3年でございますので、自立支援法がスタートして3年たった方の更新分、あるいは新規の分を介護保険の認定審査会の開催日に、その終わった後、もちろん審査会のメンバーは変わりますが、実施いたしております。

次に、保養所の利用助成、枚数を減らした回数を減らしたがいかなる理由か、その評判についてでございますが、財政が非常に厳しい中、先ほど基金の残高もどんどん減ってくるという中で、財政を持ちこたえさせるためには申しわけないけど3枚から2枚にさせていただくということで実施をさせていただきました。もちろん、高齢者の方から「減っちゃったのう」という声は承ってはおりますが、直接「なんでだあ」というような大きな声での苦情等はありませんでした。

次に、精神障害者の方の医療分でございます。これにつきましては、町単独分と申しますのは、県が行いますのは入院等、手帳を持っておるといふのを前提にいたしておりますが、町といたしましては障害者自立支援医療受給者証ということで上乘せをしておりますので、県の示しておる2分の1補助以上の事業をやらせていただいております。

次に、不妊治療の成果はということでございますが、11名の方に補助をさせていただきました。この方々が妊娠できたのか、あるいはだめだったかという報告は本人からはいただいておりません。件数としては、19年度よりも増となっております。

次に、次世代育成行動計画のニーズ調査の件でございますが、これがまとまりましたので、来月の上旬でございますが、この結果をもとに策定委員会を開催し、21年度中に後期分の行動計画をつくり、3月までには議員各位に配付できるものと考えております。

次に、保育所の臨時職員の件でございますが、金額が減っておるといふことでございます。保育所の臨時職員の基準といたしましては、5歳、4歳、3歳に関しましては30人に1人の保育士、2歳に関しては20人に1人の保育士、1歳児については6人に1人、ゼロ歳児は3人に1人という保育士を配置する必要がございます。これが、例えば5歳で34人になれば、1割以上オーバーとなれば臨時保育士として加配をいたしております。この加配の状況、あるいは障害をお持ちの方の入所される人数に変化がありましたので、19年度は4月1日の状況でございますけど、38名雇用しておったものを35名になったということでございます。これは臨時調理員も含めた話でございます。

なお、これらの方々の健康保険等はあるけど身分保障はということでございますが、臨時職員というのは御承知のように地方公務員法第22条で6ヵ月間で1回更新ができるということでございますので、平たく言えば1年間の雇用はまず間違いのないけど、翌年度以降につきましては保育所の入所者数、また1割以上の子供さんがオーバーするかどうか、これらによって変わってまいります。しかしながら、今臨時保育士さんが足りない状況でございますので、応募いただいた方は今のところどこかの保育園で臨時をお願いしておるといふのが実態でございます。

あと何かありましたか、以上だと思っております。

議長（谷川梅太郎君）

よろしいですか。

〔発言する者あり〕

厚生部長（中野雅夫君）

給料といいですか、人件費・給与等につきましては、やはり正規の方が月給制、また期末勤勉手当、諸手当でございます。臨時職員につきましては、クラス持ちの保育士、また加配補助の保育士と若干単価は違いますが、他の市町もやはり正規と臨時職とは差があるということで、私ども確かに差があることは事実でございます。

経済環境部長（榊原 茂君）

浄化槽の設置でございます。5人槽で44基、7人槽で43基、10人槽で9基で、平成20年度の実績といたしまして

ては96基でございました。撤去の関係でございますが、単独浄化槽から合併処理浄化槽に変更された方は2件でございました。

それで、普及率についてでございます。平成21年の3月末で世帯数が8,504戸でございます。この中から、美浜緑苑、小野浦地区を除きますと7,966戸になります。それで、浄化槽の設置でございますが、大型の合併処理浄化槽が92基入っております。それで、小型の合併処理浄化槽が1,053基入っております。トータルいたしますと1,145基の合併処理浄化槽が町内に入っておりますということで、戸数をこの設置基数で割りますと、本年14.4%の普及率という数字になります。前年度に比べまして、約1.3%の増ということになっております。以上でございます。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

4番（鈴木美代子君）

負担金のことなんですけれども、伊勢湾口道路にしても、知多半島は逆Tの字の高架式の道路だと思うんですけれども、その構想からいくと美浜町は通過地点というようなことを言われたこともあるんですけれども、逆Tの字になった方が美浜町に観光に来るお客が減るんじゃないかなあという声を聞いたことがあります。その辺をきちっと観光のためにいいというふうに今おっしゃったんだけど、逆Tの字が美浜町の町民のためにいいと本当に考えてきたのか、その辺はもう一度きちっと教えてください。

また、リニアでもそうですけれども、新幹線のバイパスだと。新幹線というのは、美浜町民はなかなかそう乗る機会が少ないと思うんですけれども、大分離れていますからね。町民にとって、リニアエクスプレスというんだけど、あれが本当に必要なものかどうか、それよりも違うものがあるんじゃないかと私は思うんですけれども、特に民間の大企業のそういう援助をする、それは援助というのか、やれやれというそういう感じでこの負担金があると思うんですけども……。

議長（谷川梅太郎君）

鈴木君に申し上げます。議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないとなっておりますのでよろしく申し上げます。

4番（鈴木美代子君）

はい。だからそれについては、もう一度きちっと教えてください。納得がちょっとできません。

それから、精神障害者の扶助費についてですけれども、通告したけど飛ばしたんですが、83ページになります。ここにもあるんですけれども、精神障害者の自立支援の給付事業、その下の精神障害者共同生活というのは、これは多分精神障害者の方がグループホームでやっている、そこを応援している費用だろうと思うんですね。精神障害者就労支援奨励金支給事業、1番目と3番目の精神障害者の就労支援というのが実績があると思うんですけども、その辺をちょっと答えていただきたいと思います。

それから、保育所の臨時職員の実態ですけれども、町として保育所の臨時職員を全部正職員にするのは大変だろうと思うんだけど、正職員にする考えが、一遍にはできないにしても正職員にする考えがなければならぬと思うんですね。それで、臨時職員を雇うときにそういうことは頭の中にあるのかどうかということと、片っ方は月給制で片っ方は時給だと。だから、同じ30歳ぐらいの保育士で、へたをすると月給・時給で10万円ぐらい差があるかなあと思うんですけれども、それ以上かな、差があると思うんですけど、実は保育士の中から、本当にもう少し時給を上げてほしいという声を聞いているんですけれども、その辺は耳にしたことはないんですかね、20年度。それで、改善しようとは考えていませんか。

それから、合併浄化槽についてです。本当に担当職員、町としてまた努力したという、それは本当に評価するし大変だろうと思うんですけども、頑張っても頑張ってもまだ14.4%という普及率。本当にふえたと思うんですけども、これからはもう少し予算をふやして、1年にもう少したくさん普及していくという考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

総務部長（石川達男君）

リニアの新幹線の関係と伊勢湾口の道路の関係で、再度の御質問をいただいております。

リニアにつきましても、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、やっぱりこの名古屋圏、中央新幹線の整備によりましてこういったことが整備されます。この地域にとっても有効のものとして考えております。町民の皆様にとりましても、新幹線を御利用する機会もあるということで、これはいろいろな御意見もあるかと思っておりますけれども、町としてはそのようなことを考えておるところでございます。

それから、伊勢湾口の道路の関係ですけれども、これも中央新幹線と同様に県を越えた広域的な取り組みということで、地域の産業振興あるいは観光振興等、何らかの形でこの地域にとってもプラスになると、必要性が高いというふうに考えております。車社会ということもございまして。そういった中で、こういった負担金を出させていただいておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

厚生部長（中野雅夫君）

それでは、83ページで御質問いただきました精神に障害をお持ちの方の就労支援の件でございますが、武豊にある事業所に通ってみる方に支援をいたしております。これが、先ほど鈴木議員お話のありました国が改善してきた部分の一つ、1日当たり利用者に対して自己負担分の補てんということで175円、1日当たり補てんしておるものでございます。したがって、実質自己負担はこれでもうゼロになっておると解釈していいかと思っております。

次に、保育所の臨時職員の件でございますが、正規の職員にできないのかということでございますが、保育所の入所数、どれだけ1割以上オーバーして加配が必要なのか、あるいは障害をお持ちの子供さんが入所してみえるのか、非常に毎年不確定でございます。できれば、予備としては正規の職員だと思っておりますが、その方々が入ってこなければ正規の保育士がクラスを持たないという状況が発生いたしますので、どこの市町もやはり同じような方策をとっております。財政が厳しい我がまちにおきましても、やはり同じような状況でございます。

次に賃金、正規と差がある、何とかならないのかということでございますが、これは22年度に向けての話、今決算でございますので、私の口から「はい、頑張っても努力します」ということは申し上げるわけにはまいりません。また、22年度の当初予算のときどのような査定をするのか、私ども財政当局と他の市町を見ながらこれは進めていくことで、決算でお答えはいたしかねます。

経済環境部長（榊原 茂君）

浄化槽の普及に関してでございます。私ども浄化槽について、5人槽で基本額33万2,000円、それと7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円を国・県の助成をいただきながら設置者に対して助成の方をしております。このPRにつきましては、広報またホームページ等でこういった助成についてのPRは行っております。

それで、普及率をもっと上げることにございまして、例年100基程度の予算措置をさせていただいております。それで、100基を超える場合には補正予算をお願いして、補正予算で対応の方をさせていただいております。それで、私、先ほど普及率14.4%と申し上げました。ただ、この数字につきましては、合併処理の大型の処理が92基入っておりますが、これについては当然集合住宅に入っている関係で、1基に1戸ということはまずあり得ません。ただ、私どもその1基に対して何戸が張りついておるかという把握をしてございませぬので、

1基に対しては1戸というカウントをしておる関係で14.4%という低い率になっておるかと思いますが、実質的にはもっと高い普及率になっておるといふふうに理解しております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかありませんか。

4番（鈴木美代子君）

保育士の賃金の問題ですけど、私が言ったのは具体的に言いますと、担当部長だから重々承知の上だと思うんだけど、武豊町の保育士さんと美浜町の保育士さんは本当に時給が随分違うんですね。美浜町は随分安いもんだから、20年度中にその時給を上げるとか、そういう考えはなかったかとお聞きしているんであって、その辺はどうでしたかと。そういう武豊町との比較をしたことはあるか、お願いします。

厚生部長（中野雅夫君）

私どもが武豊町さんよりも臨時職の賃金が安いということは承知いたしております。これは、財政人事担当を含めまして、5町の状況、財政力の状況を考えまして20年度の単価を決めさせていただきました。したがって、途中で上げるということは検討はいたしませんでした。

議長（谷川梅太郎君）

ほかありませんか。

3番（山本辰見君）

先ほどちょっと質問を漏らしてしまいましたので、ちょっと通告はしていないんですけど簡単な内容ですからよろしくお願いします。

実績の101ページ、衛生のところでは公害防止対策の資料が載っております。大気だとか騒音、振動、悪臭、その他のところで19年度、20年度に13件、17件とあります。その、例えば特徴的なことがあれば教えてほしいのと、その中に不法投棄だとか、例の農地の問題なんかのことが、住民から寄せられているのもカウントに入っているのか、そういう状況も教えてほしいなあと思いますし、それから不法投棄の情報は入っていないのか。実は、21年度になってから1件聞いて直接お話ししたことがあるんですけど、それまではそういう話はなかったのか、教えていただきたいと思います。

もう1件は予算決算書の71ページの、ここでやった方がいいのか介護の方が、ここでもいいと思いますので、介護の繰出金1億8,000万円の予算があるわけですけど、資料で介護施設の特養の待機者の数字を出していただきました。美浜町が23人待機者がいると。それで、北部の方は別にしても、それぞれの市町でやっぱり南知多町31人、武豊27人とかあるわけですが、聞き及びますに町内の瑞祥、渡辺病院のところのピラ・オレンジの枠があるんだけど、今40床ぐらいが休んでいるか何かという話が聞こえてきたんですけど、そこら辺の実情と、それからこの待機者というのは、例えば美浜町の住所になるのか、大地の丘とか武豊の福寿園ですか、その辺も全部トータルした数字なのか、中身をちょっと教えていただきたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

先ほどの主要施策の101ページの公害防止対策の内容についてだといふふうに理解しておりますけど、まずこの中で水質の関係につきましては、これは野間の方で油の流出による1件でございます。それと、騒音につきましては、三河湾の方でノリ養殖に対しますカモの爆音機によるものが1件でございます。悪臭につきましては、畜産の堆肥の畑での苦情が2件、それと原因がわからない苦情の受理が1件ございました。

それで、その他の件数で17件ございます。これにつきましては野焼きが13件ございます。それとか鉄塔の鳥のふんの苦情が1件、その他が3件というふうな内訳になっております。

それで、一時転用等に伴います不法投棄の関係につきましては、農業委員会等で受け付けておる場合にはこの中には入っておりませんので、よろしくお願いたします。

厚生部長（中野雅夫君）

それでは、特別養護老人ホームの件でございますが、待機者23名というのは重複申し込みは省いて、名寄せをやったの待機者でございます。

それと、ピラ・オレンジさん、40床空室というのは私ども把握いたしておりません。施設の都合で改修のために今あけておるのか、あるいは入所者・申込者がいないのか、そこら辺は把握いたしておりません。私ども、今ピラ・オレンジさんを初め、88名の方が特養に、七つの施設に入所しておるという状況は持っておりますが、ピラ・オレンジさんの40床のあきというのは把握しておりません。以上です。

3番（山本辰見君）

最後です。今のピラ・オレンジの件ですけれども、私もピラ・オレンジに行って状況を聞いての話じゃありませんので、実は以前に、私たち共産党の議員団で各市町の特に特養の施設を訪問して、職員の待遇はどうですかとか、何か困り事はありますかという対応をほとんどの施設に対応していただきました。経理内容も含めて答えていただいたところがほとんどですけれども、ピラ・オレンジだけにつきましては、おたくたちに話すことはない。中身がどうなっているとか、職員が、例えばよく出ましたのは、待遇が大変で仕事の割には待遇が大変で、職員がどんどん変わるとか、少なくなるとかという話がありました。それらも含めて、できることなら議会だとか町で何か支援とかすることはしないのかということも含めて聞きたかったわけですけど、そういうことがありました。

それで、今の話、正確じゃないですから……。

議長（谷川梅太郎君）

山本君。質疑になっていません。

3番（山本辰見君）

わかりました。正確じゃないですけれども、ぜひつかんでおいて、調べていただきたいのは、100床から40床ふえているはずなんですけど、どうも職員の不足なのか理由はよくわかりませんが、閉まっているんじゃないかということが聞こえてきたんです。それが間違いだったら間違いで教えてほしいんですけど、お願いたします。

議長（谷川梅太郎君）

山本議員。今の質問は今回の議案とは違いますので、その辺にしてください。

厚生部長（中野雅夫君）

繰り返しますが、ピラさんの40床の件、我々把握しておりませんし、20年度の決算、私どもの出しておる部分につきましては、適正な給付、必要な入ってみえる方の給付はいたしております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款から8款まで質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

1点お聞きいたします。

99ページの7款1項13目の委託料で、海遊祭事業委託費とあります。一般質問のときにも出たと思うんですけど、700万円という支出をしているわけですが、この支出内容の重立ったものはどういうことだったのかお尋ねします。

それからもう1点、観光協会の補助金416万1,000円ありますけれども、これとの兼ね合いで町で出しております海遊祭のパンフレットなんかには、そこにはたまたまコンサートとかそういうのが載ってなくて、ラッキーボール投げとか日やけ大会、砂の造形だとか宝探しというのはあるわけですが、海遊祭の事業の中の、例えば今言ったラッキーボールだとか日やけ大会、いわゆる小野浦海岸じゃないところでもやっている行事なんかも含めて、予算はどういう兼ね合いになっているのか教えていただきたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

海遊祭事業委託料700万円につきましては、これは町から美浜町観光協会の方に委託事業として委託してございます。こういったことをやっていただいておりますかという委託事業の内容につきましては、ぴーかんテレビの公開生放送とか、ミュージックウエーブコンサートとか、先ほど議員が言われましたように風船爆弾、それからビーチバレー等々行っていただいておりますし、テレビ放送のスポットとして68本のスポットを7月8日から8月15日の間で行っていただいております。

それで、美浜町観光協会補助金との関係はということでございます。海遊祭というチラシが二つございます。一つは、先ほども言いましたこの海遊祭事業の方のチラシと美浜町観光協会で海遊祭事業というチラシをつくっております。ですので、そのチラシがどっちかに偏っておるということではなく、それぞれで海遊祭事業というチラシの方をつくっております。以上です。

3番（山本辰見君）

事業内容については、実績の中で125ページにありますからわかります。観光協会の事務局がないということですから、そのかわりを町の職員がしているということですから、例えばこの決算書みたいに、左側に収入の部があって、右側に支出の部がある。700万は1行で済んでいるんですか。それから、今の例えば印刷費だ宣伝費だ、そういうのはどういう内容になっているんですかということをお聞きしましたから、そのとは別に数字を全部読み上げるとは言いません。重立ったのはどういう内容でございませうかということをお聞きしましたから、いかがでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

ちょっと今の私のとらえ方が違っておたらあれですけど、印刷製本費やなんかのとらえ方がどうなっておるかということでしょうか。700万の内訳につきましては、金額的なものの把握はしてございません。平成20年度でどういった事業を実施したかという内容的には把握はしてございますが、それぞれの項目ごとに幾らの経費が700万の中で入っておるか。これは以前からもそうでございますが、まるナツという大きな事業の中で動いておる関係で、それぞれの今私が言いましたように、この700万がどこにどういうふうに使われておったかというのは把握の方はしてございません。以上です。

3番（山本辰見君）

そんな帳面のつけ方はないと思います。例えば、今までトライアスロンで300万とか400万だって、企画にどうするとか宣伝にどうするとか、中身があって300万の積み上げがあったと思います。特に観光協会に委託したといてもその事務局は商工観光課にあるわけですから、その担当の方の帳面はどうなっているんですかと聞いたときに、700万の中身は全然わかりませぬというのは、収入が町からの委託金が補助金かの700万、支出はあて

先もないんですか。東海テレビなのか、それから何とか事業者なのかはよくわかりませんが、1行で終わりますか。

それから、もう一つ聞きたかったのは416万との兼ね合いで、416万も1行ですか。別に私は何十何円までお願いしたいと言っていない。例えば、宣伝で100万ぐらいかかったとか、そういうのも一切ありませんか。そんな帳面のつけ方はないと思いますけど。

経済環境部長（榊原 茂君）

当然、例えば観光協会の帳簿では、当然委託しておれば調書を起こして決裁を受けて執行の方をさせていただきます。それで、美浜町観光協会の補助金につきましては、当然総会にかけまして、例えば部会ごとの潮干狩りだ、海水浴だ、そういった各事業がございます。事業的には六つの事業がございます。そういった事業で、それぞれでどういったものに支出してあるか、例えば海水浴事業でしたら景品にどういうものを買ってどういうところに支払ったとか、調書もつくってございますし、きちっと経理の方はさせていただきます。例えば、キャラバンへ行けばキャラバンへ行った経費、そういったものもきちっと載せて経理の方はさせていただきます。700万につきましては、先ほどから言いますように、当然観光協会の方は委託事業として経理の方、観光協会の総会に諮って、当然調書をつくり、決裁を受けて執行の方はさせていただきます。

議長（谷川梅太郎君）

ほかありませんか。江元君。

6番（江元梅彦君）

主要施策で、126ページ、(6)というところですけど、マンシングウエアレディース東海クラシックということで施策の方に載っておりますが、これに要した経費というのはどこに計上されるんですか。

経済環境部長（榊原 茂君）

マンシングウエアレディース東海クラシックの経費でございますが、これにつきましては開催をしてこういった来場者があったということで、町から経費の支出というものはございませんので、よろしく願いをいたします。

議長（谷川梅太郎君）

よろしいですか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

ほかに三つ、四つあるんですけど、その前にトライアスロンのことですが、今質問と答弁を聞いていて、この財政が厳しいときに……。

議長（谷川梅太郎君）

トライアスロンはこの事業にはありませんよ。

4番（鈴木美代子君）

今何だったか。ごめんなさい、海遊祭ですけども、この財政が厳しいときに担当からこれだけの予算が欲しいと。それで町長査定があって決まってしまうんですけども、700万の根拠は当然あるはずで、700万が幾らに何使う、幾らに何使う、幾らに何使うというものが全然わからなくて出すという、そんなばかな話はありません。観光協会のところにあるんだったら、何でそれをどういうふうに使ったかというのを町として目を通すのは当然のことです。だから、細かいことはわからないということは絶対にそんなことは考えられません。お金を支払いするに当たって。今の答弁はよくわからないわけです、全然。

次に移ります。

私が通告したとおり、ページ123、125の準要保護児童生徒のことなんですけど、ここ数年……。款が違うね、すみません。ごめんなさい。

ほかにも……。ちょっと待ってね、8款までですね。

じゃあすみません、その海遊祭のことについて教えてください。

経済環境部長（榊原 茂君）

海遊祭につきましては、委託契約書が、例えば美浜町と美浜町観光協会は委託契約を結んでおります。この委託業務の内容ということにつきましては、観光客の誘導及び宣伝広告ということで委託契約の方を結んでおります。それで、どういった実績かと言われます。例えば、こういった海遊祭事業を行ってきたことによって、議案説明会のときでも申し上げたかと思いますが、ことしで440万人の方に来ていただいております。こういった方々が美浜町に来ていただいて、当然その方たちが落とさせていただくお金というんですか、そういったものは非常に美浜町にとっては大きなものがあるんじゃないかなと思いますし、先ほどから言っておりますように、海遊祭事業の内容については、こういった方々の観光客を誘致するというものが大きなものでございます。

じゃあ70万、テレビ放送、先ほど約70本ぐらいのスポットをやっておるといふ答弁をさせていただきましたが、これを70本をじゃあスポットで東海テレビに依頼すると相当のお金がかかってくるであろうというふうに解釈しております。ある町では、千万単位のお金を投資しておる町もございまして。そういったことから、大きな枠の中でこの海遊祭事業はやっておるといふことでございまして、よろしくお願いをいたします。

4番（鈴木美代子君）

聞いているのは、70万が高いとかそういうことを言っているんじゃないの。70万を、観光協会を経て海遊祭の委託料にしているんだけど、70万を算出するにはやっぱり資料がいるわけでしょう。これはどういう資料がわからないけど、70万を使ったということで、決算だと領収書やいろんなものがいっぱいあって、そういうことは観光協会に、東海テレビに求めないかんし、出し入れをきちっと、それは美浜町の町民の税金ですからね。だから、大まかな中で動いてもらった、そんなことは答弁になりません。

だって、そのぐらい今財政が厳しいときにきちっとやっているはずでしょう。町長は財政が厳しいんだから、そういつて細かいことまでみんなカットして、それでも財政が厳しい厳しいと言っているんだもんで、この行革の中で、そんな70万の中で泳いでもらうなんていう決算の仕方は私はわかりませんね。帳面は全くないんですか、そういう70万のうちの、観光協会から70万の中でこれに幾ら使った、これに幾ら使った。

今、答弁の中で東海テレビのスポットが70本ですか。それについて本来幾らかかるかということも私たちはわかりません。ようけかかる、ようけかかると言ったって、実際幾らかかるのかつかんでいるのですか。だから、その辺をきちっと教えてください、決算ですから。

経済環境部長（榊原 茂君）

私ども今、海遊祭事業のこの委託料は、先ほどから言っておりますように美浜町観光協会の方に委託しております。美浜町観光協会は、総会の中で決算をしていただき、会計処理については調書をつくって決裁を仰ぎ、会計処理は行われておるといふふうに理解しておりますし、先ほども言いましたように、じゃあこの事業で、70万でどんだけやってくださいと今議員言われます。確かにそのとおりかもしれませんが、この事業は、先ほどからも言っておりますように、非常に大きな枠の中で泳いでおる事業でございまして。そういったことで、じゃあ花火なら花火、コンサートに幾らというものが実際には出てきておらないと。例えば、1人の人間があれにもこれにもかかわってきておったり、いろんなことにかかわってきておりますので、今議員が言われますように、そういった報告については受けておりません。

4番（鈴木美代子君）

観光協会で総会もして、観光協会の中で了承を得ているという言い分でしょう。じゃあ、観光協会の総会の中でどういうふうに使ったかわかっているんだったら、その総会の資料をもらって目を通せばわかるじゃないですか。それが事務局だもんね。だから、私は難しいことを言っているんじゃないんです。700万が決算ですよ。700万をどのように使ったのか、それを聞いているんです。大まかなお金の中で動いていた、それだけじゃあちょっと。

だって、700万って算出したわけでしょう、東海テレビか観光協会か。算出して700万って持ってきているんでしょう。だから、どういうふうに使ったのかというのは、そういう明細みたいなものがあるんじゃないですか、700万を算出した根拠が。

それともう一つは、海遊祭というのは本当に何年もやっていて、最初のころは10万人以上の観光客、13万人ですか15万人でしたかね、全体で集まったことはよく知っていますけれども、もうマンネリの中ですかね。20年度は9万人ですよ。それで、この海遊祭が一定マンネリの中で壁に当たっていて、本当に観光客にもっと違うアピールをしたいのにと考えているだろうと思うんですけど、担当は、海遊祭の中で、町としてアピールしたいことを20年度の中では考えませんでしたか、何か工夫はないかなあということ。

それと、先ほどの決算の仕方が悪いという、観光協会の事務局もここでやっているということだもんだから、じゃあ当然わかっているはずのことじゃないんですか。何遍もくどいように言いますが、算出する根拠があるでしょう、700万を。それを聞いているんです。これで終わりですからね。

経済環境部長（榊原 茂君）

海遊祭事業については、私以前にも申し上げましたが、町の補助金的というのか、お金については平成5年からずうっと支出の方をさせていただきます。当時は600万、それから最高で800万というときもございました。今、700万で委託の方を組んでございます。じゃあ、その中で何がどう変わったかと言いますと、やはりやっておる内容的にはほとんど変わっておりません。ということは、先ほども言いましたように、委託しておる目的は観光客の誘致等々でございます。そういったことから、私どもの出した経費に対してそういったマスメディアを使って町の方に観光客を誘致していただくというのが第1点でございます。

それで、会計処理につきましても当然私ども商工観光課の職員、お手伝いの方をさせていただいております。そうした中で、きちっと会計処理については支出調書もおこしまして決裁の方を受けて、それで総会の方にかけておりますので、そういった何にもなしに会計処理をしておるということはございませんので、よろしく願いをいたします。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに質疑ありませんか。江元君。

6番（江元梅彦君）

また、主要施策130ページです。

食と健康の館事業でございますが、PR情報発信事業ということで新聞、雑誌、その下にずうっと書いてあります。テレビ、ラジオ、かなりの取材を受けておるわけですが、これは放送された後のお客さんの数といいますが、そのようなものについて、どのような感想をお持ちですか。

経済環境部長（榊原 茂君）

放送された後の館への入場者でございます。テレビで放映された後の土曜日・日曜日というのは、やはりお客さんというのは多くの方が入場していただいております。特に、ちょっとここには載せてございませんけど、そ

の前の年だったですか、NHKで取り上げていただいたときがございました。そのときには非常に多くの方に来ていただいておりますので、特にこういったテレビで放映していただくというのは、入場者の増にとっては非常に大きなものがあるというふうに理解しております。

6番（江元梅彦君）

やはり、その宣伝効果というものはかなりあるようでございます。私個人的な思いとすると、東海テレビさんここへ取材に来ていただけたらもっといいんじゃないかなあというふうにも思っております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

答弁はよろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款から14款まで、質疑に入ります。質疑はありますか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

先ほどは失礼しました。123ページと125ページの準要保護児童生徒なんですけど、ここ数年景気低迷で、なかなか保護者も大変だという話がどんどんと伝わってきているんですけれども、20年度は19年度よりもこういう児童・生徒は増加傾向にあったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、125ページのあいち出会いと体験の道場推進事業委託料が出ています。何でこれを聞くかという、これは県の事業ですかね。体験道場の、いろんな所へ行って体験するという出先があると思うんですけれども、美浜町の中学生が体験道場でどういうところを体験したかということで、はっきり言うと体験道場で愛知県内でも自衛隊へ体験入隊をしたという話があって、今半田市でも問題になっていると思うんですけれども、その辺があるもんですからくどく聞くわけでありまして、どんな所へ体験道場として子供が行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから図書館の問題で、図書館の本を買うお金が129ページ、図書館について、この消耗品がそうですか。1,171万7,900円、これが図書館の本代なんですか、ちょっと図書館の本の探したんだけどないもんだから、ちょっと教えてください。

それから、もう一つは、最後に133ページの旧布土小トイレメンテナンス委託料ですけれども、19年度にもこの旧布土小学校のトイレについては、決算で私は記憶があるんですけど、20年度もあるわけで結構多額なこういう委託料が要るんだと思うんですけれども、これについては毎年のように要るわけでしょうか、19年度も要りましたから。その辺をお願いします。

教育次長（服部徹山君）

では、順番にお答えさせていただきます。

準要保護の児童・生徒数につきましては、実績報告書の154ページ、158ページの方に詳しく載せてあります。昨年度との比較をせよということですが、大きな変化はございません。

それから次に、あいち出会いと体験の道場、どういうところへ行ってあるかということですが、どういうところへ行ってあるかということを報告すると大変な時間を費やします。重立ったところと言ってもこんだけありますので、議員が御指摘されるようなところには行っておりません。

それから、図書館の蔵書についてでございますが、これにつきましては実績報告書の170ページをごらんいただければ詳しく書いてございますので、そちらをごらんください。

それから、旧布土小学校のトイレメンテナンスの委託料、当然メンテナンスということですので、毎年メンテナンスをする必要がございますので、その支出をさせていただいております。以上です。

4番（鈴木美代子君）

私、これを何遍も何遍も見たの、図書館のところを。でも、図書館の蔵書について20年度に買ったお金はどこにあるのかなあと思ってずうっと見たんだけど、わからなかったから、頭が悪いから、わからなかったから聞いているんです。そうしたら、たしかだれかが消耗品で上がってないかという話があって、これが額が大きいもんだからここかなと思って聞いているんです、すみません。確認したいと思います。

それから、旧布土小学校のトイレメンテナンスはどのぐらいの、ごめんなさい、私19年度のときに聞いていると思いますけど覚えがないので、申しわけない。これは申しわけないと私謝りますけど、大分大きいトイレでしょうか。私前のトイレは知っているんですよ、旧布土小学校のトイレは知っているんです。変わったんですよ。それで、トイレメンテナンスに毎年30万円もお金がかかるって大変だなと思うもんだから聞くんです。

教育次長（服部徹山君）

では、図書館の方の費用、実績報告書の170ページをお開きください。

消耗品の中では、図書購入費もそれから一般の消耗品も入っておりますので、その170ページを見ていただきますと、ここに平成20年度資料購入費というF欄がございます。そちらを見ていただくと図書購入費がわかって……。そちらの方ですね、そのF欄という……。

〔「資料購入費」と呼ぶ者あり〕

教育次長（服部徹山君）

それが図書の購入費になります。御了解いただけましたでしょうか。

それから、旧布土小学校のトイレ、以前は単純なプレハブの簡単なもんだったんですけど、ある企業から御寄附をいただいて、バイオを使ったトイレにかえさせていただきました。当然、バイオの関係でバクテリアとかそういうものの点検をしていただかないかんし、補充もしていただかないかんということでございますので、その費用を毎年計上させていただく。これは、そのトイレがなくなるまで、設置をしておる間この保守点検は必要でございますので、毎年毎年上がってきますので、よろしく願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

よくわかりました。図書館は1,000万円以上かかっているんだということがわかりましたけれども、予算書ではやはり129ページのこれがそうじゃないんですか。そうですね。図書館の本というのは違う形に載せたら、予算書だけ見ていると消耗品という欄じゃあちょっとおかしいんじゃないですか、蔵書でしょう。それを前から気になって、だれかが消耗品に載っているよって言うから、消耗品扱いというもなあとと思ったんですけど、どういう根拠で消耗品に載せるんでしょうか。蔵書購入代というか、何かそういう名前では、前これずうっとですよ、確か。

もう一つ。旧布土小のトイレメンテナンス、そんないいトイレはグラウンドのところ、セルフ・アゼリアの人たちが使ったり、グラウンドを利用する人が使っているんですか。

教育次長（服部徹山君）

図書の経費をどこで執行するかどうかというのは、これは私どもの判断ではなくて予算の見方・作り方という大きなとらえ方がありまして、そこの中で行っておりますので、私どもがここが適切だということで判断しておるわけではなくて、そういうものの見方でやらせていただいております。

それから、旧布土小学校運動場をソフトで使ったりグラウンドゴルフで使ったりしております。その中で、当然トイレもなければなりません。ですが、今まであるトイレが余りにもってという御意見がありまして、企業の方からそういうものを御寄附していただきました。その加減で、19年度から多分この予算が出ておると思います

けど、そういうような執行をさせていただいております。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに質疑ありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

実績の方の12の公債費のところになりますけれども、町債の残高、償還計画の問題、前半の方でもふれさせてもらいましたけれども、利子の高いのがまだ残っております。7%、6.7%、6.6%というのが残っているわけですが、繰り上げ償還の検討というのは、前も少しお聞きしたような記憶はあるんですけれども、その繰り上げ償還できない理由というか、本当に今2%ぐらいの中身が最近のものは全部そうなわけですけど、まださっき言ったように7%、6.7%、6.6%の数字のものが幾つか残っているものですから、その対応はできないものなのか。期限が22年の3月とかに終わるのがありますから、そこはいいとしても、もう少し先のものまでありますので、ぜひその中身を教えていただきたいと思います。

総務部長（石川達男君）

今、施策の189ページ以降の町債の目的別の現在高一覧表の中で、利子の利率の高いものについて繰り上げ償還をできないかという御質問でありますけれども、この理由につきましては、国等、いわゆる大蔵だとか簡易保険、それから借入れをいたしました町債を繰り上げ償還いたしますと、その利息分を補償金として支払うのが原則であるというのがあります。この補償金を支払わない例外といたしまして、実質の公債費比率が18%以上の団体が金利5%以上で借りておる場合、2点目としまして、実質公債費比率が15%以上の団体が金利6%以上のものを借りておる場合、それから3点目で、経常収支比率から財政が硬直化していると認められる団体や財政力が著しく低い団体が金利7%以上の起債を繰り上げ償還する場合には補償金が免除されるということがあります。それで、美浜町の実質公債費比率は11.4、それで経常収支比率につきましては93.7とやや高い数値となっておりますけれども、この例外規定にはいずれにも該当してこないという状況であります。

利率の高いもの、6%以上のもののすべての借入れにつきましては財務省や郵政公社でありまして、繰り上げ償還いたしますと利息分を補償金として支払う必要が生じてくるという形になります。また、償還終期の近いものが多いですし、補償金以外のペナルティーといたしまして、償還を行った事業の範囲に関しまして新規借入れができなくなることもありまして繰り上げ償還をしないということとしておりますので、よろしくお願いたします。

議長（谷川梅太郎君）

ほかよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって、認定議案第1号の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時49分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは早速議事に入ります。

次に、認定議案第2号、平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって認定議案第2号の質疑を終わります。

次に、認定議案第3号、平成20年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって認定議案第3号の質疑を終わります。

次に、認定議案第4号、平成20年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって認定議案第4号の質疑を終わります。

次に、認定議案第5号、平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって認定議案第5号の質疑を終わります。

次に、認定議案第6号、平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって認定議案第6号の質疑を終わります。

次に、認定議案第7号、平成20年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって認定議案第7号の質疑を終わります。

次に、認定議案第8号、平成20年度美浜町水道事業会計決算認定について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって認定議案第8号の質疑を終わります。

以上、8件の決算認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

それでは、ここで休憩といたします。

〔午後1時03分 休憩〕

〔午後 1 時09分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、3番 山本辰見議員より発言の申し出がありましたので、許可いたします。山本君。

3番（山本辰見君）

午前中の質疑のところで、ピラ・オレンジの100床が140床になった数字の事を確認させていただきましたけれども、午前中の答弁でははっきり聞いていないということでしたけれども、昼の休憩のときにははっきりした数字が出たということをお聞きしましたので、もう一度答弁があればお答えいただきたいと思います。

厚生部長（中野雅夫君）

山本議員の質問、私が解釈したのは野間の法人の特養が40床空き室があるというふうに質問されたとは私は受けとめましたので、それは把握しておりませんという答弁をいたしました。野間の法人につきましては、100床から40床増床して現在140床持っているというのは、これは事実でございます。空き部屋があるということは確認していないという答弁をさせていただきました。

議長（谷川梅太郎君）

よろしいですか。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは次に移ります。

日程第14 議案第57号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について

議長（谷川梅太郎君）

日程第14、議案第57号、学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを議題とします。本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 江元梅彦君、説明願います。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

6番（江元梅彦君）

ただいま議題となりました議案第57号、学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について説名をさせていただきます。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書を別紙のとおり提出する。平成21年9月11日提出。

代表提出者 美浜町議会議員 江元梅彦、私でございます。提出者 美浜町議会議員 山本又市議員、杉浦剛議員、鈴木美代子議員、斎藤尚弘議員、島田昭夫議員、磯部輝次議員でございます。

提案理由につきまして、この案を提出するのは、国に対し平成22年度の政府予算編成に当たり、学級規模の縮小と次期定数改善計画の早期実現に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからでございます。

意見書本文につきましては、別紙のとおりでございます。

全会一致での提出ができますように、皆様の御配慮よろしくお願いをいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第57号、学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 請願第1号 高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願について

議長（谷川梅太郎君）

日程第15、請願第1号、高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願についてを議題とします。

本案について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番 斎藤尚弘君、説明願います。

〔8番 斎藤尚弘君 登壇〕

8番（斎藤尚弘君）

請願について、よろしく願います。

高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政支援に関する請願。請願者の住所及び氏名、知多郡南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷70-5、社会福祉法人 あぐりす実の会理事長 片桐健二ほか23名であります。

請願事項、高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政支援を行うこと。

請願の要旨、社会福祉法人「あぐりす実の会」は、高齢者福祉事業への地元からの強い要望を受け、平成16年7月にJAあいち知多、地元行政（南知多町・美浜町）並びにJA愛知厚生連が協力して設立された社会福祉法人であります。

当法人は、「安心の地域づくり」として「地域福祉の拠点」となる施設を目指し、地域の各種団体の協力や支

援をいただき、利用者が生き生きと生活できる施設を目指し、平成17年10月に南知多町内海において、JAあいち知多が中心となって開発を進めていた南知多総合拠点整備区域内（内海字鈴ヶ谷）に、新型高齢者福祉施設「大地の丘」（完全個室、ユニットケア方式）を開設し、地域の高齢者及びその家族のために積極的に取り組んできました。

「大地の丘」は現在80床で運営していますが、高齢者の進展とともに入所希望者が年々ふえている状況にかんがみ、施設整備が急務となっており、国・県並びに町当局の御指導のもと、平成21年度に20床の増床を行う整備事業を実施することになりました。

しかしながら、施設整備には多額の資金が必要となり、国や県の補助金削減の中、不足分は自己資金と借入金で対応せざるを得ない状況にあり、今後の法人経営にも苦慮しているところであります。

町財政状況が厳しい中ではありますが、施設整備に伴う県補助金相当（南知多町3,000万円、美浜町3,000万円）を御支援いただきたい。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

議長（谷川梅太郎君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月12日から9月23日までの12日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、9月12日から9月23日までの12日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月24日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後1時20分 散会〕

平成21年 9月24日（木曜日）

第7回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成21年 9 月 24 日 ( 木 曜 日 ) 午 前 9 時 00 分 開 議

議事日程 ( 第 4 号 )

- 日程第 1 議案第 52 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 2 議案第 53 号 平成21年度美浜町一般会計補正予算 ( 第 3 号 )  
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 3 議案第 54 号 平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
議案第 55 号 平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
議案第 56 号 平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 4 認定議案第 1 号 平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について  
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 5 認定議案第 2 号 平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第 3 号 平成20年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第 4 号 平成20年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第 5 号 平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 6 認定議案第 6 号 平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第 7 号 平成20年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について  
認定議案第 8 号 平成20年度美浜町水道事業会計決算認定について  
〔経済建設常任委員長 報告〕
- 日程第 7 請願第 1 号 高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 8 議会閉会中の継続調査事件について

本日の会議に付した事件

- 追加日程第 1 議案第 58 号 美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議について
- 追加日程第 2 会期延長の件
- 日程第 1 から日程第 8 までの各事件

本日の出席議員 ( 15 名 )

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	杉 浦 剛 君
3 番	山 本 辰 見 君	4 番	鈴 木 美 代 子 君
5 番	石 田 秀 夫 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	千 賀 莊 之 助 君	8 番	斎 藤 尚 弘 君
9 番	山 本 和 久 君	10 番	丸 田 博 雅 君
11 番	島 田 昭 夫 君	12 番	谷 川 梅 太 郎 君

13番 山本又市君

15番 磯部輝次君

16番 家田昇君

本日の欠席議員（1名）

14番 中村清蔵君

説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長 山下治夫君

副町長 畑中高治君

教育長 山田道夫君

会計管理者 家田兵蔵君

総務部長 石川達男君

厚生部長 中野雅夫君

建設部長 中村安平君

経済環境部長 榊原茂君

教育次長 服部徹山君

水道部長 野田信之君

総務課長 神谷信行君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 森田篤君

議会係長 日比郁夫君

〔午前9時00分 開議〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、おはようございます。

先週の金曜日から日曜日にかけて3日間、女子プロゴルフのマンシングウエアレディース東海クラシック大会が当地の南愛知カントリークラブで開催されました。3日間とも大変よい天気でありまして、連日大にぎわいで、たしか2万人を超える観客が集まったと聞いております。南愛知カントリークラブからは当町にも入場券を御寄附いただきまして、町民の方に抽せんで配付させていただきまして御協力を願ったところでありまして、今後ともこの大会が当地で開催されますように祈願するものでありますし、また当地の住民の皆さんもこの大会を応援、支援していただきたいと切に願うものであります。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。14番 中村清蔵君の家族より欠席の連絡がありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

改めまして、皆様おはようございます。

それでは早速でございますが、諸般の報告をさせていただきます。

国際交流事業で8月に本町の小・中学生がシンガポール共和国へ訪問する件につきまして、新型インフルエンザの影響で中止したことは既に報告させていただきましたが、11月23日から12月3日まで来日を予定しておりましたイーミン小学校、11月13日から19日に来日予定のニーアン中学校の両校から、今回の交流事業について中止させていただきたい旨の連絡がありました。理由につきましては、日本で新型インフルエンザが伝染レベルに達したという世界保健機関の発表を受け、児童生徒の体調管理が難しいとの申し出があり、中止を受け入れることといたしました。今後の交流事業につきましては、両校との連絡をとりながら新型インフルエンザの発生状況を見きわめ、予定をしていきたいと思っています。ニーアン中学校からは、既に来年度の本町からの訪問を楽しみにしているとのメッセージをいただいております、これからも友好関係を深めていきたいと思っていますのでよろしくお願いたします。

次に、美浜町強毒性新型インフルエンザ対策行動計画についてでございますが、新型インフルエンザではだれもが免疫を持たないため多くの感染者が発生し、社会的影響も大きいと予想されています。そのため今回美浜町として行動計画を策定し、住民の健康被害及び社会的影響を最小限に抑えるものです。行動計画では、鳥インフルエンザH5N1型ウイルスが変異し、人から人へ感染した強毒性で感染力も強い新型インフルエンザを想定したものであります。ことし4月にメキシコで発生が確認された新型インフルエンザH1N1型は、豚インフルエンザが変異し、人から人へ容易に感染できるようになったものです。弱毒性ではありますが、感染力が強いものであります。弱毒性とはいえ、今後、秋、冬にかけてさらに多くの感染者が出ると予想されていますので、今回策定した美浜町強毒性新型インフルエンザ対策行動計画を基本とし、予防策の徹底など、住民の健康被害を最小限にできるよう対応してまいりたいと思っています。

なお、行動計画書は後ほど配付した上で、担当が内容を説明させていただきます。

以上をもちまして、諸般の報告を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

先ほど、議員発議による議案が議長に提出されました。対応を協議するため、ここで暫時休憩とします。

議会運営委員長は議会運営委員会の開催について取り計らってください。

議会運営委員長（江元梅彦君）

ただいま議長から御指示がありました議会運営委員会を、直ちに第1委員会室において開催をいたしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

議長（谷川梅太郎君）

それではここで暫時休憩に入りますが、再開時間については別途連絡をいたします。

〔午前9時07分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配付のとおり、鈴木美代子君ほか1名から美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議が提出されました。本決議案を日程に追加し、順序を変更し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。

よって、本決議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第58号 美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議について

議長（谷川梅太郎君）

追加日程第1、議案第58号、美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

4番 鈴木美代子君、説明願います。

〔4番 鈴木美代子君 登壇〕

4番（鈴木美代子君）

議案第58号、美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議について。

美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議を別紙の通り提出する。平成21年9月24日提出。

代表提出者 美浜町議会議員 鈴木美代子。提出者 美浜町議会議員 山本辰見君です。

提案理由を述べさせていただきます。提案理由は、決議の全文を朗読してそれにかえさせていただきます。

美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議。

美浜町議会議員の中村清蔵氏は、8月30日執行の第45回衆議院議員選挙に際して、投票を依頼し酒食の接待をしたとして、公職選挙法違反（供応、事前運動）容疑にて、9月4日、愛知県警捜査二課と知多署に逮捕された。

中村清蔵氏は、過去にも酒気帯び運転容疑で罰金刑を受けており、その際にも美浜町議会・住民より厳しく糾弾された経緯を持っている。

公職選挙法違反は、民主主義の根幹をなす選挙をないがしろにし、公平・公正な選挙を通じて、民主的に議会議員を選出することを大きく阻害する行為、国民を欺く行為であり、絶対許されるものではない。

これは、単に中村清蔵氏個人の問題としてとらえるのではなく、美浜町議会としても信頼を傷つけられた深刻な事態であり、決して看過できない問題と言わなければなりません。

よって、美浜町議会は公職選挙法違反（供応、事前運動）容疑による逮捕という事実には照らし、美浜町議会議員中村清蔵氏に、その責任をとって議員を辞職するよう勧告するものである。平成21年9月24日、愛知県知多郡美浜町議会、以上であります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

お諮りします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。

したがって会期延長の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 会期延長の件

議長（谷川梅太郎君）

追加日程第2、会期延長の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、審議の都合によって9月30日まで6日間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。

したがって会期は、9月30日まで6日間延長することに決定しました。

日程第1 議案第52号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、議案第52号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

文教厚生常任委員会は、去る9月15日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもとに、説明員として教育長、教育次長、厚生部長初め各担当課長の出席を得て、当委員会に付託となりました議案を審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第52号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成

の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第53号 平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第2、議案第53号、平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任副委員長、報告願います。

〔総務常任副委員長 丸田博雅君 登壇〕

総務常任副委員長（丸田博雅君）

総務常任委員会は、去る9月14日午前9時より役場3階大会議室におきまして委員会を開催いたしました。当日は中村委員長の家族から欠席の連絡がありましたので、出席委員5名、欠席1名の状況で、副委員長の私、丸田が委員長の職務を務めて委員会を進めました。

執行部からは、会計管理者、総務部長を初め各担当課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第53号、平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。ただいま議題となりました議案第53号、平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、10款教育費の学校管理費で、焼却炉環境調査委託料の内容は何かとの問いがあり、河和南部小学校、野間小学校、奥田小学校、上野間小学校に、既に使われていない焼却炉が残っている。焼却炉を処分するには環境調査が必要となり、今年度はダイオキシン等の調査をして処分方法を決定し、来年度の予算で処分する予定との説明がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、経済建設常任委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

それでは御報告させていただきます。

経済建設常任委員会は、去る9月16日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもとに、説明員として建設部長、経済環境部長、水道部長初め各担当課長の出席を得て、当委員会に付託となりました議案を審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第53号、平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、土木費の民間木造住宅耐震委託料は何戸分かとの問いがあり、当初予算は20戸で今回の補正予算には15戸分計上したとの答弁がありました。

また、土木費の準用河川等維持修繕工事の内容と、その他の河川の維持はどうしているのかとの問いがあり、今回の修繕工事は7月、8月の豪雨により青山川のプレハブ水路が破損し、その決壊部分を復旧修繕をするもの、その他の準用河川は現状を見ながら逐次しゅんせつ等している。また、地元の方も積極的にある程度のごことは自主的に対応してくれているとの答弁がありました。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号、平成21年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から

議案第56号 平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで3件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第3、議案第54号、平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第56号、平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。ただいま議題となりました、議案第54号、平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第55号、平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号、平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3議案は、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、3議案とも、質疑・討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第54号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号、平成21年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第55号、平成21年度美浜町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第56号、平成21年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 認定議案第1号 平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（谷川梅太郎君）

日程第4、認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任副委員長、報告願います。

〔総務常任副委員長 丸田博雅君 登壇〕

総務常任副委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分について、審査、採決の結果、全員賛成により認定と決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、1点目、職員研修でクレーム対応研修を行っているが、研修の内容は何かとの問いに、行政に対する苦情が多くなっており、苦情処理に対する職員の対応を研修したとの説明がありました。

また、公債費に不用額があるのはなぜかとの問いに、年度途中で資金が足りなくなった場合、金融機関から一時借入れを行うことがある。そのときの利子として予算措置したが、20年度は一時借入れをしなくても済んだので不用額として残ったとの説明がありました。

また、防犯灯設置工事の件数と修繕の内容はとの問いに、20ワット防犯灯を17基新設し、修繕費で767件の球切れを修繕したとの説明がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、社団法人美浜町シルバー人材センターは、公益社団法人か営利社団法人か、また補助金の内容は何かとの質問があり、公益社団法人で、補助金は主に3人の事務職員の人件費に補てんされているとの答弁がありました。また、20節扶助費のうち、障害福祉サービス費の内容は何かとの質問があり、在宅の人への身体介護や家事援助、行動援助、短期入所、児童のデイサービスなどの介護給付費が主なもの。訓練給付費としては生活介護、自立支援、就職支援、共同生活介護をしているとの答弁がありました。また、病院群輪番制病院施設整備事業補助金2,502万円は何かとの質問があり、知多厚生病院の救急医療施設として、1階の救急施設110平方メートルを補助するもので、66%を県が、残りの34%を美浜町と南知多町が補助するとの答弁がありました。また、学校教育相談員は何人いるかとの質問があり、適応指導教室で相談指導している人で1名との答弁がありました。また、学校生活適応指導教室への通級人数は変化しているのかとの質問があり、生徒は卒業していくので通ってくる人が変わってくる。無事高校へ通学している子どももいるとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、経済建設常任委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、産業廃棄物不法投棄に対し町はどのように対応したかとの問いがあり、産業廃棄物の取り締まりは県の権限で、町は一般廃棄物を管轄している。町として、一般廃棄物中心のパトロールをしているが、産業廃棄物と思われる不審な廃棄物があれば県に調査をお願いしている。必要があれば町が県に同行して現場の調査をしているとの答弁がありました

また、食と健康の館には、「がんばる商店街推進補助金」をもらっているが、補助金の名称から考えると、地元の零細商工業者のために使う方法はなかったのかとの質問があり、この補助金は同一箇所ですべて3年間の補助が受けられるので、集客を目的として食と健康の館で申請した。商工会では該当事業があれば来年度申請することは可能との答弁がありました。

また、都市計画税の徴収を廃止する検討をしたかとの質問があり、現在、都市計画マスタープランを作成中で、その中で将来計画を策定する。将来計画を踏まえ都市計画税の方針を考えるととの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

私は、日本共産党議員団を代表しまして、ただいまの認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

アメリカ発の金融危機は、アメリカに追随してきた日本経済、地域経済に大きな影響を及ぼし、大企業による非正規労働者の大量派遣切り、雇いどめや、下請企業への単価切り下げ、仕事減らしなどが横行しています。

町民の暮らしは、小泉構造改革以来の弱肉強食の新自由主義的政策がもたらした雇用の破壊、福祉・医療の切り捨てによる貧困と格差の拡大に加え、原油・穀物の異常な値上がりにより端を発した中小企業、農業の深刻な経営危機など、あらゆる分野で悪化しています。

また、麻生前内閣が行った補正予算、追加経済政策は、景気悪化から国民の暮らしを守る姿勢ではなく、大企業への税金投入や企業減税の拡大など、相変わらず大企業、大資産家に対する応援が中心となっています。自民党・公明党前政権は、国民に対しては1回限りの給付金の一方で、3年後には消費税引き上げを公言しています。消費税の引き上げに関しては、新たに政権を担うことになった民主党も、財源確保のためには引き上げを否定していません。これでは住民の暮らしを守ることはできません。

このようなときだからこそ、国の悪政をそのまま美浜町民の生活に押しつけるのではなく、今、自治体に求められる住民こそ主人公の姿勢、住民生活を守る防波堤としての役割を發揮し、町民の生活支援はもちろん、弱者に対する抜本的対策が求められています。

このような中、20年度の美浜町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額において74億3,904万7,000円、歳出総額が71億5,677万8,000円、形式収支は2億8,226万9,000円の黒字、また実質単年度収支額6,472万2,000円の黒字となっています。こうした財源は、町税の前年比4.4%増、地方特例交付額は約倍額、地方交付税が15.1%の増、県支出金2.6%の増、さらには町債の増額、繰入金の増額などによるものが大きく、その実情は基金を多く取り崩し、翌年度への繰越金を減額するなど、苦しいやりくりとなっています。しかし、その負担を、定員管理の名のもと町職員の一層の削減や町民が必要としている課題まで削減することで乗り切れることは許されません。

歳入の点について指摘しておきます。町税の問題であります。3億1,500万円の滞納額は深刻で、大きな事業が展開できる額であります。質疑でも指摘されたように、本気で解消する構えで滞納者お一人お一人に当たってもらいたいと考えております。

滞納者の多くは所得100万円以下の世帯があり、救済措置が必要であります。貧困と格差拡大の中、町民の暮らしがいかに厳しいかということが推察できます。

2006年、2007年の定率減税廃止などの税制改悪により、町民負担が実質ふえているため、2008年の町民税は増額になっております。経常収支比率、公債費比率、財政力指数は改善に向かっているとはいえ、経常収支比率はまだ高く、警戒が必要となっております。

しかし、いかに財政が厳しいとはいえ、全国約1,800の自治体の中では400番ぐらいに位置しております美浜町。行財政改革優先で、町民の暮らしに直結する予算をカットする理由にはならないと考えております。

次に、歳出について指摘しておきます。2款1項総務管理費、行財政改革優先で、町広報の発行を月2回から1回にしました。まさにこれは住民サービスの低下そのものであります。同じく1項総務管理費、7目企画費では、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金が計上されておりますが、民間企業の事業であります。この問題を本会議場で指摘したとき、議場の中に笑い声がありました。しかし皆さん、決して笑い事ではありません。貧困と格差が広がり、年収200万円以下の世帯が全国で優に1,000万人以上となり、生活困窮者や事業失敗などから、これらの要因する自殺者が年に3万人を超えるこういう深刻なときに、こういった負担金は許されません。自治体がこぞって民間大企業の事業推進のために支援する、こういった方向への支出はとんでもない話でございます。

また、伊勢湾口道路建設促進期成同盟会負担金についても、全国で6本も数える無駄な海峡プロジェクト事業、大型事業の典型的な内容であります。さきに衆議院国土交通委員会では、私どもの日本共産党議員の指摘に対し、国土交通相が調査の中止を明言しており、支出をやめることを求めます。伊勢湾口道路計画では、ここ美浜町は通過地点であり、何ら町民の利益につながらないもので、観光客はふえるどころか、むしろ減る可能性も指摘されています。この負担金は削減されるべきものであります。

2目の人事管理費のところでも触れておきます。職員の健康管理上の要注意の方々に対して、ぜひともきめ細かい配慮をしていただき、職員のメンタルヘルス対策の充実を図られるように求めておきます。

3款民生費1項、福祉医療費では、障害者自立支援法の施行以来、応益負担が導入されました。その後、国の改善策も一部ありましたが、それも小手先のもので、相変わらず施設運営も利用者負担もまだまだ厳しく、自治体としても、もっと障害者に寄り添った実情を正確に把握し、これらの問題を国に対して抜本改正を強く要求すべきであります。

2目の老人福祉費、その中の20節扶助費でございますが、60歳以上の町民の方々が楽しみにしていた保養施設の利用券を、年間3枚から2枚に縮小してしまいました。また、4目、福祉医療費の面で、子供医療費無料制度も近隣市町から大変おくれており、少子・高齢化の中では、最優先で子育てしやすい環境条件を整えるということが自治体の大きな役割であり、ぜひとも英断をもって改善すべきであります。通院は今、小学校卒業までとか、あるいは知多地方においても多くの自治体が中学校卒業までと拡大しております。子供の貧困問題の解消のためにも、通院に対しても私たちは義務教育まで無料化を求めます。

4款衛生費でございますけれども、国の法律改悪により住民健診が各保険者の責任においてやることになりました。20年度からはミニ人間ドックもなくなりました。美浜町は国民健康保険の保険者であります。このミニドックを国保でも実施しない、この姿勢は問題であります。今、求められるのは病気の早期発見、早期治療は不可欠であり、ぜひとも検討すべきであります。今、がん検診の受診者も減っております。さらにPRや啓発活動の強化を求めるものであります。

3款2項、児童福祉費、この中の河和南放課後児童クラブという項目があります。19年度と20年度に実施していながら、21年度にはこの放課後児童クラブは廃止となります。当初の目的からすれば、河和南1ヵ所で住民の方々の要求を満たすことができたのか疑問が残ります。当局においてさらに、いわゆる営業努力をしていただき、希望する親御さんたちが再び通えるようにするべきであります。

4目の福祉医療費でございますが、後期高齢者医療制度は、過酷な保険料取り立てと給付を切り捨てる、まさに高齢者いじめの制度であり、認めることはできません。国の制度と言いながらも、これは高齢の方々だけではなく、支える側の医療関係者からも多くの問題点を指摘されております。高齢者の方々が安心して医療を受けられる、そういった環境を整備すべきであります。そのためには自治体から大きな声を上げていくことが求められ

ます。

妊婦乳児健康診査で、新たに産婦の方々の健康診査を公費負担としたことは、前年までさかのぼって経過措置分も含めて取り組んでいただきました。評価したいと思います。あわせて、不妊治療費の助成に関しては、一定の成果もお聞きしました。これも評価しておきたいと思います。

4款衛生費、4目環境対策費でございます。建設系残土などの産業廃棄物埋め戻しや、産業廃棄物の不法投棄がまだまだ見過ごされている状況ではないでしょうか。対策のための必要な予算と、例えば他の市町でも始めております「環境Gメン」的な人員を確保し、業界団体から美浜町が不法投棄の裏銀座と言われているような、あしき状況をぜひ自治体の毅然とした態度を示すことにより、一刻も早く解消することが求められております。

7款1項3目、観光費の中の委託料、海遊祭事業700万は、業者丸投げと受け取られておりますが、決算内容をもっと明らかにするなど、町と町観光協会がもっと主体的となって企画すべきものと指摘しておきます。あわせてこの観光費の中、海岸近くの町営の公衆トイレ、まだ整備されていない箇所がありますので、早期の建設を求めるものであります。

8款2項1目、道路橋梁総務費の中に道路整備促進に関する負担金、また、並びに5項の都市計画総務費の中にも名浜道路推進協議会負担金、こういうものがあります。地域住民の生活道路の確保を優先することにより、高規格道路や西知多道路などの大型公共事業に関する負担は取りやめるべきであります。例えば、今取り上げられている西知多道路などは空港需要増も望めず、さらには空港に関する渋滞は発生しておりません。このような道理のない道路建設によって、環境破壊や地域分断、住みなれた住居を転居させられるなど、重大な影響を与える計画に手を貸すことになる、このことは認めることはできません。

9款消防費5目の災害対策費委託料でございますが、調査設計の結果、デジタル同報無線の建設の概算がわかりましたので、ぜひとも早い段階での建設に取りかかれるようにさらに検討を進めていただきたい。生命と財産を守る立場というのは、町当局も住民も同じ思いで心配しているところであります。

最後になります10款の教育費の分野では、町民の暮らしの厳しさを反映して、就学援助を求める町民がふえております。21年度も増加傾向になるものと思われまます。この問題は微妙な年ごろでありますので、取り扱いには細やかな配慮が求められると思います。

以上、評価、指摘、改善するところを述べましたけれども、全体として本決算は町民の求める施策には、まだ不十分なものがあ、町民の皆さんの声に真摯にこたえていない面があり、認めることはできませんので、反対し討論といたします。以上であります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論ございませんか。山本君。

13番（山本又市君）

認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成20年度の決算は、平成19年4月に当選就任された山下町長の予算編成方針に基づく、初めての予算に対する決算であります。国の三位一体改革に伴い、歳入が伸び悩む中、財政健全化を旗頭に当選された町長にとって、健全化を図りつつ、住民福祉の推進をしなければならない、難しいかじ取りではなかったかと推察いたします。

その一般会計の決算を見ますと、歳入決算額は74億3,904万7,000円、歳出総額は71億5,677万8,000円となり、単年度収支、実質単年度収支とともに黒字となりました。歳入の面では、厳しい経済情勢の中、町税において前年対比4.4%の伸びを確保したものの、地方消費税交付金、自動車取得税交付金など軒並み前年割れしてお

り、これらの財政不足を補うために大幅な基金の繰り入れが行われたことは憂慮すべき事態と考えています。山下町長におかれましては、企業誘致を初めとする歳入の確保に向けた努力・工夫をされるよう強く要望いたします。

一方、歳出の面では町民の要望実現に向けた多くの施策が実行されました。奥田保育所の増改築工事が始まり、平成21年度の完成に向けて着々と工事が進められています。子供医療費についても、小学校3年生まで助成が拡大されました。このほか、不妊治療費助成、妊産婦健診の拡大など、住民の健康推進に力を入れる山下町長の姿勢が随所に見られました。

また、災害から住民の生命・財産を守るための事業も実施されました。上野間防潮樋門は完成し、長年の懸案でありました北方地区排水路についても事業に着手しました。

小・中学校の耐震補強事業についても、当初予算に補正予算を加えることにより、町内すべての小・中学校を初めとする公共施設の耐震化が図られることになりました。

これらを初めとする事業成果におきましては、主要施策の成果並びに実績報告書にも記載されているように、効果的に各事業が実施されたと認めるものでございます。

また、監査委員の平成20年度決算審査意見書においても、平成20年度歳入歳出決算及び証拠書類を審査した結果、予算執行及び経理はおおむね適当であり、基金の運用状況についても適正であると認められたところでございます。町当局におかれましては、今後も町政の健全な発展と住民福祉の向上を図るため、引き続き健全で効率的な財政運営に努めることを要請し、賛成討論といたします。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより認定議案第1号、平成20年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 認定議案第2号 平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定議案第5号 平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで4件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第5、認定議案第2号、平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定議案第5号、平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括議題といたします。

以上4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定議案第2号、平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、20年度決算の状況をどう見るかとの質問があり、20年度決算は一見よさそうに見えるが安心はできない、医療費がどのように推移するのかわからないので慎重に見きわめていきたいとの答弁がありました。

また、20年度に後期高齢者医療制度が始まった関係で、4割・6割減免措置が7割・5割・2割軽減になった。決算に影響があったかとの質問があり、20年度は補てんもあったのでいけると思うとの答弁がありました。

また、20年度末の基金残高、積立金は幾らかとの質問があり、1億8,414万5,000円となったとの答弁がありました。

次に、認定議案第3号、平成20年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定議案第4号、平成20年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定議案第5号、平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3議案については、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定しました。

なお、3議案とも質疑・討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に認定議案第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。4番 鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

認定議案第2号、平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党議員団を代表し、反対の立場で討論いたします。

平成20年4月より後期高齢者医療制度が施行されると、高齢者を年齢で差別し、65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と区別し、75歳以上の高齢者は強制的に国保から追い出し、後期高齢者医療制度へ移行されました。国保会計からは後期高齢者医療制度を維持していくために、後期高齢者支援金として約2億6,073万円を広域連合に納めなくてはなりません。また、10月より滞納防止のため介護保険の実績から65歳以上74歳までの加入者の年金から国保税を天引きする特別徴収が行われています。年金は高齢者のかけがえのない生活費であり、わずかな年金から介護保険料、国民健康保険税さらに住民税と天引きされて、生活に不安、生きることへの不安を感じる高齢者がふえており、国民から猛反発を受けています。

さらに、2008年度から医療保険者に40歳以上の被保険者、被扶養者を対象とする生活習慣病、メタボリックなどに着目した健康診査及び保健指導が義務づけられることになり、特定健診では広報などで周知したにもかかわらず

らず受診者は減少しております。また、19年度まで実施してきたミニドックも実施できていません。

低所得者のための軽減措置として、今までの4割・6割軽減から7割・5割・2割軽減と改善したことには大いに評価をしますが、それ以上にマイナス面は多く、反対とします。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより認定議案第2号、平成20年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定議案第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより認定議案第3号、平成20年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定議案第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

認定議案第4号、美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、2006年、自民・公明政権が強行した医療改革法で導入が決められ、4月からスタートしました。75歳以上の高齢者すべて、それまで加入していた保険から強制的に脱退させられ、後期高齢者医療制度に組み入れられました。

愛知県の保険料は1月7,767円、保険料は年金天引きであります。1月の年金が1万5,000円あれば介護保険料と合わせて年金から天引きされます。20年度では15名の滞納者が生まれました。滞納しますと保険証が取り上げられ、資格証明書の発行になります。今のところ、美浜町では資格証明書は発行されていませんが、短期証が出されているということが許されません。滞納者といえますのは、1月の年金が1万5,000円に満たない、いわゆる低所得者であります。介護保険料は基本的には年金天引きですので、普通徴収の方は本当の意味での低所得者となります。まさに行政が社会的弱者を見捨てるものではないかと考えます。

なぜ後期高齢者を一くりにするのか、そして医療内容を制限するのか。これは国において医療費削減を目的として75歳以上の高齢者にはお金をかけない、こういう本音が見え隠れしております。日本共産党は後期高齢者医療制度の廃止を強く求めており、高齢者が安心して老後を暮らし、尊厳ある寿命を全うできるように求めるものであります。以上であります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより認定議案第4号、平成20年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定議案第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番 山本君。

3番（山本辰見君）

認定議案第5号、平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

2005年に介護保険法が改悪され、2006年から全面実施されました。しかし、2005年10月から前倒しで介護保険の改悪で、介護施設やデイサービスの食費や居住費が原則全額自己負担とされ、施設の利用や通所介護、ショートステイの負担が重くなり、利用者からは悲鳴が上がっております。高齢者の多くは月額4万円前後の国民年金受給者が多く、こうした低所得者にとって、介護保険制度の利用料等への応益負担、この導入は介護の取り上げにもつながり、制度発足の大きな柱であった「介護の社会化」、このことからほど遠いものになっております。事実、町内においても少ない収入のため十分なサービスを受けることができず、利用者みずからサービスを手控えている現状を目の当たりにしてきました。国はこの制度の内容をころころと変えておりますけれども、その実態は給付の抑制であり、介護軽度者が介護保険を使えなくなるようにし、利用料も2割負担にするなど、こ

ういった見直しの論議がされていると聞いております。

地方自治法第1条の2項は、地方公共団体の基本を「住民の福祉の増進を図る」と定めております。住民の生活を支え健康を守る、こういった仕事は自治体の本来の仕事、一番の仕事であります。保険あって介護なし、このようにならないよう、高齢者の生活支援や健康づくりに対し自治体として公的責任を果たしていただきたい、このことを強く求めるものであります。

また、介護保険のもとで、保険料・利用料など住民の経済的負担が重いのは、介護保険発足のときに、それまで介護費用の50%を負担していた国が国庫負担割合を25%まで縮小したことがこの最大の原因であります。ぜひとも国に対して、国庫負担を計画的に引き上げていこう美浜町として強く要請するよう求めて、反対討論を終わります。以上であります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより認定議案第5号、平成20年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 認定議案第6号 平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから  
認定議案第8号 平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで3件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第6、認定議案6号、平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定議案第8号、平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定議案第6号、平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定議案第7号、平成20年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について及び認定議案第8号、平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についての3議案については、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

議長（谷川梅太郎君）

経済建設常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定議案第6号、平成20年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定議案第7号、平成20年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定議案第8号、平成20年度美浜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 請願第1号 高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願について  
議長（谷川梅太郎君）

日程第7、請願第1号、高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました請願第1号、高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願については、審査、採決の結果、可否同数になりましたので、委員長の裁決により採択と決定しました。

なお、審査の過程において、この種の高齢者福祉施設は、県内あるいは知多半島内に幾つあるかとの執行部への質問があり、県内の施設数は把握していないが、知多半島には平成20年度末で知多5市5町に1,610床あるとの答弁がありました。

また、ピラ・オレンジが増床したときに、町は補助金を出しているかとの執行部への質問があり、ピラ・オレンジはもともと100床持っていたが、平成15年度に40床増床した。当時、町は補助金を出さないことを施設側に確認して念を押して、増設の認可の副申を県に出した。補助金を出していないとの執行部の答弁がありました。

また、大地の丘の待機者が215人いて、そのうち56人が美浜町民ではないかという問いに、待機者を名寄せして数えると美浜町の人材は23名になる。ピラ・オレンジに140床あり、美浜町の計画は97人であるので、ベッド数が不足している市町村が頑張らなくてはならないと考えているとの答弁がありました。

また、現実にピラ・オレンジには美浜の人が全員入所しているのかという問いに対し、もちろん140床全部美浜の人ではありません。ほかの地区の人材も入所していますので、ベッド数の足りない市町が整備すべきであると考えたとの答えがあり、また、町内に特養施設があっても町民が入所できないというのが現実となっている。待機者というのはこれを意味するのではないかとの質問に対し、これは見解の相違か、水かけ論になってしまうが、確かに待機者が21年度3月現在で23名いることは承知している。しかしながら、これは当然知多圏域の中でやりくりすることで、美浜町はベッド数はクリアしており、足りないのは半田市と常滑市である。足りないところが施設整備してくれれば、それぞれ地元に入所できると考えますとの答えがありました。

次に、高齢者が超高齢者の面倒を見なければならない状態の中で、現在は美浜町はもう足りているというふう

るから美浜町は関係ないという言い方はないという同じような質問が続きましたが、途中ではありましたが委員長としてここに質疑終了の宣言をしました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。島田君。

11番（島田昭夫君）

ただいまの高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政支援に関する請願について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由を順次申し述べてまいります。第1点として、請願の要旨にもありますように、高齢者福祉施設特別養護老人ホームの建設補助金は、国と県の補助制度として決められており、市町村分は記載されておられません。なぜならば、特別養護老人ホームは、各市町村で利用見込み者数を推計し、各市町村の介護保険事業計画に整備計画を定め、これを知多半島5市5町で持ち寄り、その中で整備計画を調整するものであります。美浜町の第4期介護保険事業計画における利用見込み者数は、ただいま文教委員長からも御説明があったとおり利用見込み者は97名いて、既存のベッド数は140床ございます。十分に確保できておるといのが実態でございます。

第2点目として、本町内にあります社会福祉法人が平成15年度に40床増床した折、補助金は出しておりません。町内の社会福祉法人の施設整備に補助金を出していないのに、町外の社会福祉法人が町外に整備する施設に対し補助をするということは、これはとりもなおさず美浜町民の貴重な税金を充当するものであり、ただいま財政状況非常に厳しい現状において、町民の理解は得られるものでないと判断いたします。

第3点目として、平成15年4月に設置された知多南部特別養護老人ホーム等法人設立準備会の経緯であります。準備会代表として、南知多町長、委員の大半が南知多町関係者、事務局は南知多町役場職員であります。それにJA愛知厚生連職員、それからJAあいち知多の職員の方々であります。本町役場からは、顧問として当時の助役が1名のみ参加しておったところであります。準備会設置当時、既に本町には特養ベッド数が100床あり、南知多町に特養が建設されることには反対はしないが、積極的に誘致するという方針ではありませんでした。

以上の理由により、私はこのたびの20床の増床には反対はいたしません、本町が補助金を出す理由は全くないと思っております。本請願の財政支援には反対であります。

以上で反対討論を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論ありませんか。

賛成討論ですか。杉浦君。

2番（杉浦剛君）

創世会として賛成の立場から討論をいたします。

国の介護型療養病床の削減計画が平成11年度末で廃止され、在宅介護が厳しい要介護者が入居できる受け皿が削減され、全国的にも社会問題となっております。現状は、介護の必要性が高い高齢者が入居の特養、特別養護老人ホームの床の数が不足しており、ことしの4月の時点では少なくとも、ある新聞社の調べでは、全国で約36万人が待機しております。当美浜町民の施設の利用状況は、町内にある特養、社会福祉法人瑞祥 ビラ・オレンジは入居者44名待機者23名であります。また、今回請願が出ている隣接する南知多町の社会福祉法人大地の丘は入居者28名、待機者56名の現状であります。

今後ますます少子・高齢化は進み、高齢率は今後も進むと考えられます。そう考えますと、施設に入居希望して待機をされる要介護者、高齢者は、美浜町全体で何人いるのかはわかり知れません。財政厳しい中でも、家族、地域住民が安心して暮らせる環境整備をするために、またこの町には、全国から福祉を学ぶための日本福祉大学があります。そこで学ぶ学生たちに恥じぬ地域・町を構築するのは行政の責務と考えます。

我々創世会は、この美浜町が福祉事業の拠点として全国に発信できるモデル地域になることを願い、知多南部地域の将来を考えると、行政の枠組みを超えた支援・協力を願うものであります。きょう請願が出ている大地の丘は、特養のみならず、ショート、デイ大地、デイ美浜と、多くの美浜町民がお世話になっており、特に河和地区の方々の在宅介護など地域福祉の一翼を担っております。先々、当美浜町に同様の法人施設ができることも、近隣自治体に協力を呼びかけるなど、介護保険事業は市町村単独ではなく、今後は広域で行う必要があると考えます。そのための第一歩と考え、今回の請願第1号に賛成いたします。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

賛成討論が終わりました。次、反対討論ありますか。9番 山本君。

9番（山本和久君）

ただいま議題となっております高齢者の福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政支援に関する請願について、反対の立場で討論をいたします。

さきの同僚議員の反対討論にありましたように、平成15年当時、本町としては積極的な誘致はしていなかったということですが、それと同時に100床の整備計画当時から、美浜町は財政支援はしないということを明言しておりました。諸般の事情により、国、県の補助金は80床となり、80床でスタートされました。その際、美浜町は補助金を出しておりません。したがって、今回の20床増床に当たりましても同様であるべきと考えます。

20年度の決算審査の中で、本町の特別養護老人ホームの待機者は、先ほど来、数字が出ております23名とお聞きいたしております。しかしながら、現在の町内には、第4期介護保険事業計画で97名の利用予定者数となっているところであります。140床整備済みであります。大地の丘の入所者また待機者は、美浜町と南知多町の町民のみではありません。知多半島内で入所者よりベッド数が下回っている市があります。区域内でベッド数が不足している市に財政支援を求めず、介護保険事業計画でベッド数が充足している美浜町と南知多町だけに財政支援を求めることは理解できません。

また、仮に20床増床に当たり美浜町と南知多町が財政支援をするとした場合、20床増床分は両町の住民が入所できると確約されるのでしょうか。介護保険法によれば、それはできないこととなっております。入所申込者の中で、入所の必要度の高い方から入所することになっていきます。地元住民優先、財政の支援をした市町村の住民を優先するということはあり得ません。

以上の理由により、美浜町及び南知多町だけに財政支援を求める本請願には賛成できません。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

次に賛成討論ありますか。4番 鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

私は賛成討論の中で、なぜ委員長として賛成をしたかということも含んで賛成討論したいと思います。

私の近所にも、75歳、80歳以上、90歳のお年寄りがいっぱいおります。美浜町の高齢化率も、南知多町よりも低いですが、20%以上か、それに近いところだと思います。私は委員会の中で皆さんの意見を聞いていたけれども、やはり南知多の施設に対して美浜がなぜ出すかとか、そういう狭い論議ではなく、これからの美浜町の高齢化率を考えた中で、少子・高齢化の中で、美浜町の高齢者福祉という大きな見地に立って美浜町議会は考えなければいけないと思いました。

そして、美浜町のピラ・オレンジに対して補助金を出していないということが盛んに言われましたが、私、調べてみました。その中で、平成4年から平成19年に対して、ピラ・オレンジが建設した際の借入金に対して利子補給を出しています。それがおよそ15年ぐらいの間に1億円の利子補給を出しています。例えば平成12年、913万2,000円、平成13年、891万8,000円、平成14年、869万という形で、およそ15年の間に建設費の補助金ではないですけど、それに近い社会福祉法人運営費補助金として約1億円近いお金が出ているわけであります。

こうしたことを考えたときに、現在、大地の丘には美浜町の人が半分くらい入所しております。そしてデイサービス、あるいはショートステイ、あるいは訪問介護など、大地の丘の事業の中では、そういう在宅介護では南知多町よりも多い部分を担っていただいております。私は、先ほど申しましたように、美浜町の高齢者福祉、この大きな見地に立って委員長として賛成に回りました。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより請願第1号、高齢者福祉施設「大地の丘」の施設整備に伴う財政援助に関する請願についてを採決します。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

#### 日程第8 議会閉会中の継続調査事件について

議長（谷川梅太郎君）

日程第8、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長あてに、各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決

しました。

以上をもって、本日の日程は終了しました。

これにて散会いたします。

〔午後0時02分 散会〕

平成21年 9 月30日（水曜日）

第 7 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成21年9月30日（水曜日） 午後4時00分 開議

議事日程（第5号）

日程第1 議案第58号 美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議について

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（15名）

1番	森川元晴君	2番	杉浦剛君
3番	山本辰見君	4番	鈴木美代子君
5番	石田秀夫君	6番	江元梅彦君
7番	千賀莊之助君	8番	斎藤尚弘君
9番	山本和久君	10番	丸田博雅君
11番	島田昭夫君	12番	谷川梅太郎君
13番	山本又市君	15番	磯部輝次君
16番	家田昇君		

本日の欠席議員（1名）

14番 中村清蔵君

説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	家田兵蔵君
総務部長	石川達男君	厚生部長	中野雅夫君
建設部長	中村安平君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	服部徹山君	水道部長	野田信之君
総務課長	神谷信行君		

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

〔午後4時00分 開議〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、こんにちは。

会期を延長しましてきょうに至りました。そして変則の時間の4時から開会ということで、皆さんお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございました。そして、傍聴人の方々も、また足元の悪い中をおいでいた

だきましてありがとうございます。常日ごろから町政、また議会に対しまして深い御理解をいただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、14番 中村清蔵君の家族より欠席の連絡がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第58号 美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議について

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、議案第58号、美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。5番 石田君。

5番（石田秀夫君）

議員 中村清蔵君の議員辞職勧告に関する決議案に対する賛成討論をいたします。

議員辞職勧告決議は、議会を構成する議員に対し議員をやめるよう勧告、すなわちそうした方がよいと説き勧めるものであります。

また、議員辞職勧告決議は、議会の意思表示として政治的には極めて重いものですが、法的拘束力はなく、決議がなされても直ちに議員の失職につながるものではありません。しかし、美浜町議会議員が公職選挙法違反（供応・事前運動）の容疑により逮捕・送検され、9月25日に名古屋地検から起訴されたという事実は、中村議員個人にとどまらず、美浜町議会の名誉と権威を大いに損なうものであり、町民の落胆は極めて大きいことが容易に想像されます。町民の負託を受けた議員個々の資質はもとより、美浜町議会の倫理そのものが問われていることを厳粛に受けとめるべきであります。

また、美浜町議会が会派制のもとで活動している以上、中村議員の所属する会派、親和会が自浄能力を発揮され、真相の解明と所属議員の政治的、道義的責任の明確化にも尽力すべきでありましたが、残念ながら釈明さえ放棄してきました。この状況をこのまま議会が看過するなら、美浜町議会自身の責任が問われかねません。

今回提出された議員辞職勧告に関する決議案に賛成せざるを得ないのは、議員としての身上に重大な疑いをかけられ、起訴された中村議員が政治的、道義的責任をみずから引き受けようとされないため、美浜町議会が万やむを得ず議員の辞職を勧告するもので、美浜町議会に対する町民の信頼にこたえようとする以外の何物でもないと考えるからであります。

よって、ただいま議題となっております議員辞職勧告に関する決議案は、美浜町議会に対する町民の信頼を回復するために、美浜町議会自身が積極的な自浄作用を発揮せんとする当然の筋道であり、議員 中村清蔵君の議員辞職勧告に関する決議案に賛成するものであります。

議員諸氏のモラルに照らし、賛同されることを強く望み、賛成討論といたします。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第58号、美浜町議会議員中村清蔵氏の辞職を勧告する決議についてを採決します。

採決は挙手により行いますが、挙手をしない者は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これにて平成21年第7回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午後4時07分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月30日

美浜町議会

議長 谷川 梅太郎

議員 杉浦 剛

議員 山本 又市